

2025

苫小牧市の都市計画



樽前アートフォトコンテスト 2023 金賞「待合室」

令和7年度版

目 次

	ページ
市 勢	1
都市計画の内容	5
都市計画の決定権者	7
都市計画の決定手続	9
 <土地利用>	
1 都市計画区域	11
2 区域区分	12
3 用途地域	14
4 特別用途地区（特別工業地区）	20
5 高度利用地区	24
6 市街地再開発促進区域	24
7 防火地域及び準防火地域	25
8 臨港地区	27
9 地区計画	29
 <都市施設>	
1 都市計画道路	51
2 都市計画公園、緑地、墓園	59
3 都市計画下水道	67
4 その他の都市施設	70
 <市街地開発事業>	
1 土地区画整理事業	73
2 市街地再開発事業	77
 <資料編>	
1 関係条例	
・ 苫小牧市都市計画に関する条例	79
・ 苫小牧市地区計画区域内建築物の制限に関する条例	84
・ 苫小牧市特別工業地区建築条例	88
・ 苫小牧港の臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例	91
・ 苫小牧市パチンコ店の建築に関する指導要綱	93
・ 苫小牧市パチンコ店の建築に関する指導要綱実施細目	94
2 その他	
・ 都市計画の提案制度	95

市 勢

はじめに

苫小牧の歴史は、八王子千人同心と呼ばれた一団が警備・開墾を目的に、勇払原野に移住したことから始まります。

その後、明治 43 年の製紙工場の操業を契機に、第一次産業に依存していたまちは、紙パルプを中核とした工業のまちへとスタートすることになりました。

昭和 38 年、国内初の内陸掘込式人造港が開港し、臨海部には石油備蓄基地やエネルギー基地などの多種多様な企業が立地し、広大な産業用地にも恵まれ、自動車メーカーの工場進出を契機に自動車関連企業の進出が相次いでおりますが、次代を担うリサイクル産業基地として環境分野において注目されているまちでもあります。

苫小牧は、国際拠点港湾である海の玄関「苫小牧港」と空の玄関「新千歳空港」の「ダブルポート」を有し、鉄道、国道、高速自動車道などの交通アクセスにも恵まれ、北海道経済発展の大きな役割を担う物流拠点都市として発展を続ける、活気に満ちたまちです。

一方で、北海道指定文化財の天然記念物に指定されている溶岩円頂丘を持った世界的にも珍しい三重式活火山の樽前山や、日本で 4 番目のラムサール条約登録湿地であるウトナイ湖など自然豊かな環境も持ち合わせています。

また、苫小牧の水は、樽前山麓の豊かな森林と厚い火山礫層によってろ過された清水で、「全国の水道水がおいしい都市」にも選ばれており、平成 27 年から苫小牧市のおいしい水道水を PR するため、ボトルウォーター「とまチョップ水」の販売を開始し、好評をいただいております。

文化面においては、スポーツを通じて豊かで明るい都市を築くことを目的に、昭和 41 年に国内初の「スポーツ都市宣言」を行いました。雪が少ない苫小牧は「氷都」とも呼ばれ、スピードスケートやアイスホッケーが盛んなスケートのまちとして有名です。

この豊かな自然と調和した環境の中で、ともに生き生きと暮らし、未来に向かってたくましく歩むまち「人間環境都市」を目指してまちづくりをすすめています。

苫小牧市の位置



面 積

東西 39.9km（うち海岸線 33.0km）、南北 23.6km にわたる 561.58km²です。

（参考： 札幌を中心に江別駅と銭函駅の距離 40km
苫小牧・札幌間 71km、苫小牧・室蘭間 65km
淡路島 592km²、東京都区部 617km²、シンガポール 719km²）

地 勢

市街地の北西には、世界でも珍しい溶岩円頂丘がある活火山の樽前山やカルデラ湖の支笏湖、南には太平洋を望み、東には国内初の野鳥の聖域「サンクチュアリ」やラムサール条約登録湿地に指定されたウトナイ湖を有する勇払原野が広がり、また、樽前山を背後に多数の中小河川が太平洋にそそいでいるなど、豊かな自然が広がる風光明媚なまちです。

地 形

北西部は、標高 20m 程度から次第に高度を増す台形状で山林に覆われ、南部及び北東部は、標高が 6m ～7m 程度の石狩低地に連なる沖積平野で、海岸線に沿っては、海水の淘汰作用によって、帯状にごく細長く砂丘地帯が形成されています。

気 候

積雪寒冷地の北海道にあって全般に温暖で、冬季は積雪が少なく秋から春にかけては比較的晴れの日が多い太平洋気候ですが、6月～8月頃は海霧に日照を遮られ肌寒い日もあり、真夏でも 25 度を超すことは少なく、真冬の最低気温も氷点下 15 度以下になるのはまれで、長野県軽井沢町と似た気候といわれています。

また、風は年間を通じ平均 3.0m/s、年間雨量は 1,200mm 前後です。

（参考： 過去最高気温 35.5 ℃ 平成 19 年 8 月 15 日
過去最低気温 -21.3 ℃ 昭和 20 年 1 月 18 日
過去日最大降水量 447.9 mm 昭和 25 年 8 月 1 日）

人 口

昭和 23 年 4 月、人口 33,131 人で道内 13 番目の市として市制を施行しました。

その後、諸産業活動の活発化に伴い人口も昭和 44 年 7 月には 10 万人を突破し、令和 7 年 3 月末現在では人口 164,814 人を擁し、道内第 4 位に位置する中堅都市として発展しています。

苫小牧市民憲章

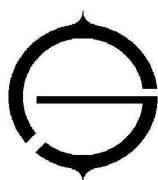
昭和 60 年（1985 年）9 月 27 日制定

わたしたちは、樽前山のふもと、水鳥が舞い、太平洋の潮かおる勇払原野に、たくましくひらけた苫小牧の市民です。

わたしたちは、豊かな自然と大きな可能性にみちたこのまちを愛し、健やかな市民としてあゆむために、この憲章を定めます。

あたたかい心でまちを つつみましょう
学びあいつくるよろこびを そだてましょう
花と木のかおりでまちを みたしましょう
さわやかな笑顔できまりを まもりましょう
生き生きとくらす力を のばしましょう

市 章



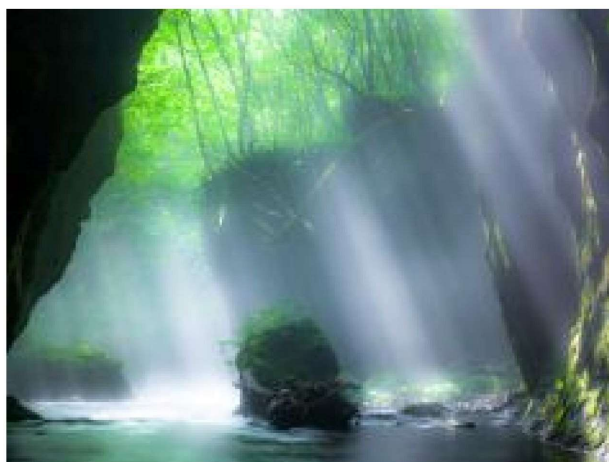
苫小牧を片仮名のトマコマイとし、「ト」と「マ」を周囲にとり、「コマ」は全体を通じて独楽（こま）を図案化し、「ト」の字を「イ」と読ませ、市名に通じさせています。

＜昭和 24 年 8 月 22 日制定＞

「トマコマイ」の語源

以前、苫小牧川が流れる一帯を、当時の河川名であったマコマイ（アイヌ語で「山奥に入っていく川」）と呼んでいました。

沼のあった旧樽前山神社付近一帯は、アイヌ語で沼の意味がある「ト」の字をつけて「ト・マコマイ」と呼ばれるようになり、今日の苫小牧になりました。



苫小牧市のシンボル



市の木 ナナカマド （昭和 48 年 3 月 15 日制定）

市民の緑化思想と自然保護の高揚を図るため開基 100 年を記念して制定されました。

バラ科の落葉高木で 6 月～7 月に小さな白い花を咲かせ 10 月には光沢のある赤い実をつけます。

市の気候や風土に適しているため、街路樹に多く用いられており、秋の紅葉は特に美しい景観となり、市民に親しまれています。



市の草の花 ハナショウブ （昭和 61 年 9 月 27 日制定）

市民憲章制定 1 周年記念として制定されたもので、ハナショウブにはアヤメやカキツバタなども含まれています。アヤメ科の宿根草で、花期は 7 月～8 月で紫、白、紅紫と豊富な花の色は庭園などでよく栽培されています。

市内では錦大沼ハナショウブ園が見どころとなっています。



市の木の花 ハスカップ （昭和 61 年 9 月 27 日制定）

勇払原野に多く自生しており、和名をスイカズラ科クロミノウグイスカグラと言い、6 月に淡黄色のラッパ状の可憐な花を咲かせます。

15mm ほどの濃い青紫色の実、アイヌの人たちが不老長寿の薬として珍重したもので独特の酸味があり、お菓子やワイン、ジャムなどに利用されています。

高丘森林公園内にハスカップ園があります。



市の鳥 ハクチョウ （平成 2 年 9 月 23 日制定）

昭和 56 年に日本初の野生生物の聖域「サンクチュアリ」に指定され、平成 3 年には国内 4 番目の「ラムサール条約登録湿地」となったウトナイ湖を代表する鳥です。

オオハクチョウとコハクチョウは毎年 10 月上旬に越冬のため飛来し、春浅い 4 月にシベリア地方に帰っていきますがコブハクチョウは一年中ウトナイ湖で見られます。



市の貝 ホッキ貝 （平成 14 年 7 月 20 日制定）

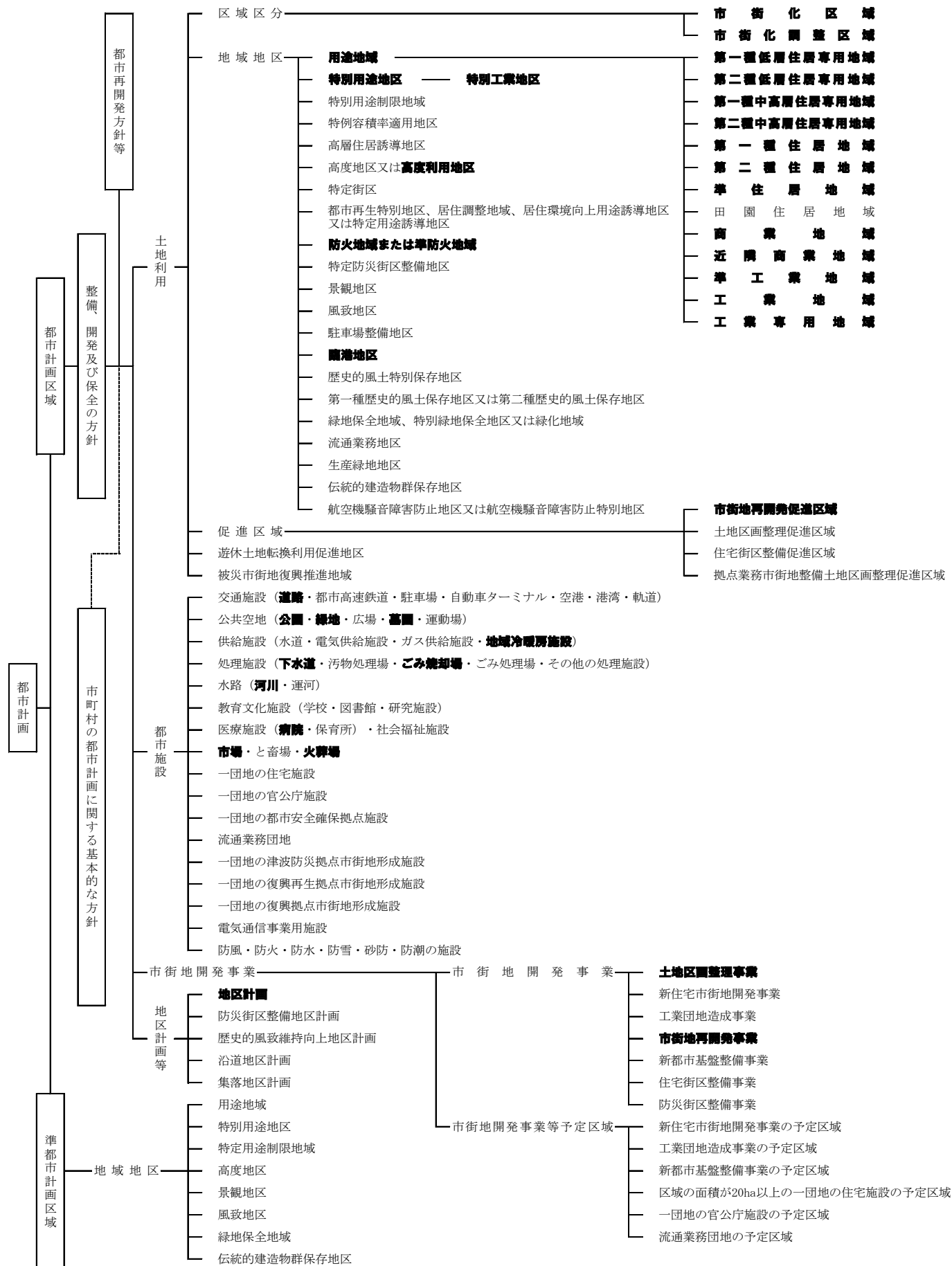
ホッキ貝は正式名称を「ウバガイ」といい、北海道では、「ホッキ貝」または「ホッキ」が一般的な呼び名です。

ホッキ貝の漁獲量は全国で約 5,000 トン、北海道で約 4,400 トン、苫小牧市は約 770 トンで全国の約 15%を占めています。

苫小牧産のホッキ貝は漁業協同組合の取り決めにより、大きさ 9cm 以上の良質なものが出荷されています。

ホッキ貝には肝機能改善や血栓溶解作用などに効果のあるタウリンや旨み成分であるグリシンやアラニンが多く含まれており、家庭ではホッキカレーや炊き込みご飯などの食材とされています。

◎ 都市計画の内容



※太字は苫小牧市において定めているもの

○地域地区に関する都市計画の内容及び規制内容

※太字は苫小牧市において定めているもの

都市計画の種類	都市計画の内容・目的等	規制内容
1 用途地域	良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業等の適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、容積率、建蔽率、高さ等を規制・誘導する地域（13種類）	建築物等の用途・容積率・建蔽率・高さ・敷地面積・外壁後退距離
2 特別用途地域	用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区	建築物等の用途
2-2 特定用途制限地域	用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く。）内において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域	建築物等の用途
2-3 特例容積率適用地区	適正な配置及び規模の公共施設を備えた土地の区域において、指定容積率の限度からみて未利用となっている建築物の容積の活用を促進して土地の高度利用を図るため定める地区	建築物の容積率・高さ
2-4 高層住居誘導地区	住居と住居以外の用途とを適正に配分し、利便性の高い高層住宅の建設を誘導するため、混在系の用途地域で指定容積率が400%又は500%の区域内において、容積率の最高限度、建蔽率の最高限度及び敷地面積の最低限度を定める地区	建築物の容積率・建蔽率・敷地面積
3 高度地区	用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、高さの最高限度又は最低限度を定める地区	建築物の高さ
高度利用地区	用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、容積率の最高限度及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区	建築物の容積率・建蔽率・建築面積、壁面位置
4 特定街区	市街地の整備改善を図るため街区の整備又は造成が行われる地区について、その街区内における容積率及び高さの最高限度並びに壁面の位置の制限を定める地区	建築物の容積率・高さ、壁面位置
4-2 都市再生特別地区	都市再生緊急整備地域のうち、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、誘導すべき用途、容積率の最高限度及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度、高さの最高限度並びに壁面の位置の制限を定める地区	建築物等の用途・容積率・建蔽率・建築面積・高さ、壁面位置
居住調整地域	立地適正化計画の区域（市街化調整区域を除く。）のうち、居住誘導区域外の区域で、住宅地化を抑制するため定める地域	住宅等の建築
特定用途誘導地区	立地適正化計画の都市機能誘導区域のうち、誘導施設を有する建築物の建築を誘導するため、誘導すべき用途、容積率の最高限度及び最低限度、建築面積の最低限度並びに高さの最高限度を定める地区	建築物等の用途・容積率・建築面積・高さ
5 防火地域 準防火地域	市街地における火災の危険を排除するため定める地域で、建築物の構造等を制限する地域	建築物の構造
5-2 特定防災街区整備地区	防火地域又は準防火地域が定められている土地の区域のうち、防災上危険な密集市街地において防災都市計画施設と一体となって特定防災機能を確保するための防災街区として整備すべき区域等で、敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限等を定める地区	建築物の敷地面積・間口率・高さ、壁面位置
6 景観地区	市街地の良好な景観の形成を図るため、形態意匠の制限、高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限及び敷地面積の最低限度を定める地区	建築物の形態意匠・高さ・敷地面積、壁面位置
7 風致地区	都市の風致を維持するため、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等を規制する地区	建築物の建築、宅地造成、木竹伐採等
8 駐車場整備地区	商業地域もしくは近隣商業地域等で自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を維持し、円滑な道路交通を確保すべき地区	大規模建築物に対する駐車施設の位置
9 臨港地区	港湾を管理運営するため定める地区	建築物等の用途
10 歴史的風土特別保存地区	歴史的風土保存区域内において歴史的風土の保存上重要な部分を構成している地区	建築物等の建築、宅地造成、木竹伐採等
11 第一種歴史的風土保存地区	奈良県明日香村の区域において、歴史的風土の保存上重要な部分を構成していることにより、現状の変更を厳に抑制し、その状態において歴史的風土の維持保全を図るべき地区	建築物等の建築、宅地造成、木竹伐採等
第二種歴史的風土保存地区	奈良県明日香村の区域において、著しい現状の変更を抑制し、歴史的風土の維持保全を図るべき地区	建築物等の建築、宅地造成、木竹伐採等
12 緑地保全地域	無秩序な市街地化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要がある地域又は地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要がある地域	建築物等の建築、宅地造成、木竹伐採等
特別緑地保全地区	無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有する地区等	建築物等の建築、宅地造成、木竹伐採等
緑化地域	用途地域が定められた土地の区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある地域	建築物の緑化率
13 流通業務地区	特定の大都市の区域内で、幹線道路、鉄道等の交通施設の整備の状況に照らして、流通業務市街地として整備することが適当であると認められる区域について、当該都市における流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るため、施設の建設・改良等を規制する地区	建築物等の用途
14 生産緑地地区	市街化区域内の500㎡以上の農地等の区域について、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している地区	建築物等の建築、宅地造成、水面の埋立て・干拓
15 伝統的建造物群保存地区	伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、地方公共団体の条例により、当該地区の保存のため必要な現状変更を規制する地区	建築物等の建築、宅地造成、木竹伐採等
16 航空機騒音障害防止地区	特定空港（成田国際空港）周辺において航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地区	学校、病院、住宅等の構造制限
航空機騒音障害防止特別地区	航空機騒音障害防止地区のうち航空機の特に著しい騒音が及ぶこととなる地区	学校、病院、住宅等の建築禁止

◎ 都市計画の決定権者

都市計画の決定にあたっては、都市行政上の基礎的な単位である市町村の立場が十分尊重されること、国または都道府県が、広域的調整を図ることができること、市民の財産権の制約について十分なチェックがなされることが必要です。

これらの点に配慮し、広域の見地から定めるべき都市計画や根幹的都市施設等に係る都市計画については、北海道が関係市町村の意見を聞き、一定の場合には国土交通大臣の同意を得て定め、その他の都市計画については、市町村が北海道知事と協議を行い定めることとされています。

○ 都市計画の決定権者 北海道が定める内容

都市計画の内容		備 考
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針		区域区分の決定方針及び大臣同意を要する都市計画の決定方針、その他
区域区分		
都市再開発方針等		
地 域 地 区	都市再生特別地区	
	風致地区	面積が10ha以上かつ2以上の市町村の区域にわたるもの
	臨港地区	国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾
	歴史的風土特別保存地区	
	第一種・第二種歴史的風土保存地区	
	緑地保全地区	2以上の市町村の区域にわたるもの
	特別緑地保全地区	近郊緑地特別保全地区、 面積10ha以上かつ2以上の市町村の区域にわたるもの
	流通業務地区	
	航空機騒音障害防止地区	
	航空機騒音障害防止特別地区	
都 市 施 設	道 路	高速自動車国道、一般国道、都道府県道、自動車専用道路
	都市高速鉄道	
	空 港	空港法第4条第1項各号に掲げる空港及び第5条第1項に規定する地方管理空港
	公園、緑地、広場、墓園	面積が10ha以上かつ国又は都道府県が設置するもの
	水 道	水道用水供給事業の用に供するもの
	下水道	公共下水道で排水区域が2以上の市町村の区域にわたるもの、流域下水道
	ごみ焼却場、ごみ処理場等	産業廃棄物処理施設
	河 川	一級河川、二級河川
	運 河	
	一団地の官公庁施設	
	流通業務団地	
市 街 地 開 発 事 業	土地区画整理事業	面積50ha超かつ国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるもの
	新住宅市街地開発事業	
	工業団地造成事業	
	市街地再開発事業	面積 3ha超かつ国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるもの
	新都市基盤整備事業	
	住宅街区整備事業	面積20ha超かつ国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるもの
	防災街区整備事業	面積 3ha超かつ国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるもの
事 業 等 予 定 区 域 市 街 地 開 発	新住宅市街地開発事業の予定区域	
	工業団地造成事業の予定区域	
	新都市基盤整備事業の予定区域	
	一団地の官公庁施設の予定区域	
	流通業務団地の予定区域	

苫小牧市が定める内容 ※太字は苫小牧市において定めているもの

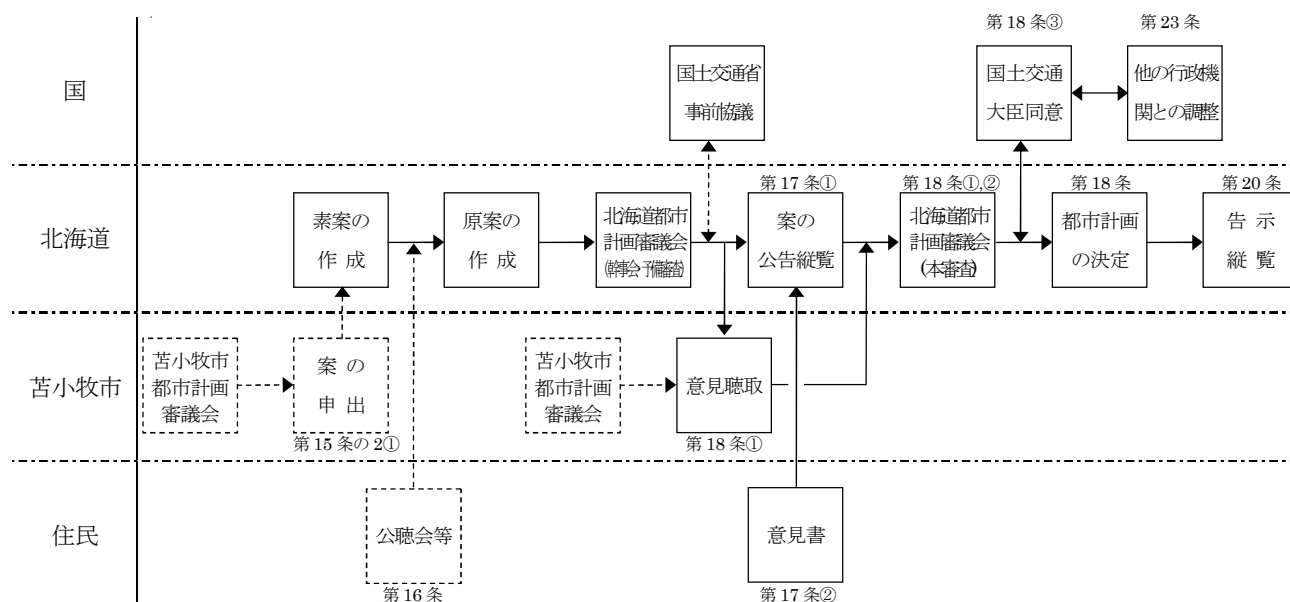
都 市 計 画 の 内 容	
地域地区	○用途地域 ○特別用途地区 ○特定用途制限地域 ○特例容積率適用地区 ○高層住居誘導地区 ○高度地区 ○高度利用地区 ○特定街区 ○居住調整地域 ○特定用途誘導地区 ○防火地域・準防火地域 ○特定防災街区整備地区 ○景観地区 ○風致地区（北海道決定以外） ○駐車場整備地区 ○緑地保全地域（北海道決定以外） ○特別緑地保全地区（北海道決定以外） ○緑化地域 ○生産緑地地区 ○伝統的建造物群保存地区
区 促 域 進	○市街地再開発促進区域 ○土地区画整理促進区域 ○住宅街区整備促進区域 ○拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域
遊休土地転換利用促進地区	
被災市街地復興推進地域	
都 市 施 設	○道路（北海道決定以外）○駐車場 ○自動車ターミナル ○空港（北海道決定以外） ○公園・緑地（北海道決定以外）○広場・墓園（北海道決定以外）○その他公共空地 ○水道（北海道決定以外） ○電気供給施設・ガス供給施設・地域冷暖房施設 ○下水道（北海道決定以外） ○ごみ焼却場・ごみ処理場等（北海道決定以外）○汚物処理場 ○河川（準用河川）○学校・図書館・研究施設等 ○病院・保育所・社会福祉施設等 ○市場・と蓄場・火葬場 ○一団地の住宅施設 ○一団地の津波防災拠点市街地形成施設 ○一団地の復興再生拠点市街地形成施設 ○一団地の復興拠点市街地形成施設 ○電気通信事業用施設、防風・防火・防水・防雪・防砂・防潮施設
開 市 発 街 事 地 業 業	○土地区画整理事業（北海道決定以外）○市街地再開発事業（北海道決定以外） ○住宅街区整備事業（北海道決定以外）○防災街区整備事業（北海道決定以外）
予 発 市 定 事 街 区 業 地 域 等 開	○20ha以上の一団地の住宅施設の予定区域
地区計画等	

◎ 都市計画の決定手続

○ 北海道決定

北海道は、必要に応じて公聴会や説明会を開催し、都市計画の案を作成します。

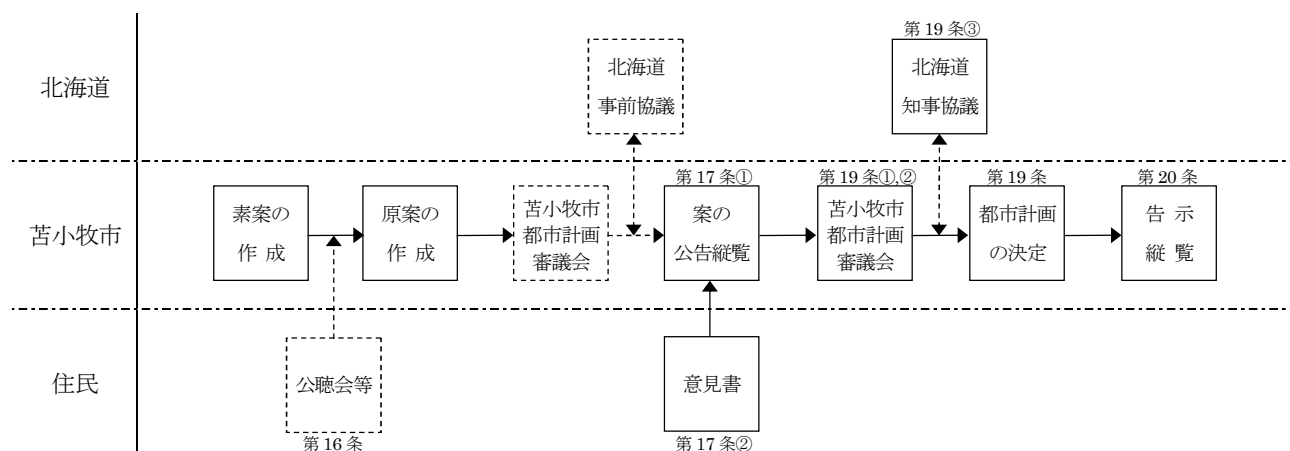
次に、市町村の意見聴取、関係行政機関への協議などを行い、案の縦覧を行います。その後、案を都市計画審議会に付議し、縦覧期間中に提出された意見書の要旨を審議会に提出します。審議会の議を経た後、国土交通大臣の同意を得て、都市計画の決定告示を行います。



○ 市 決 定

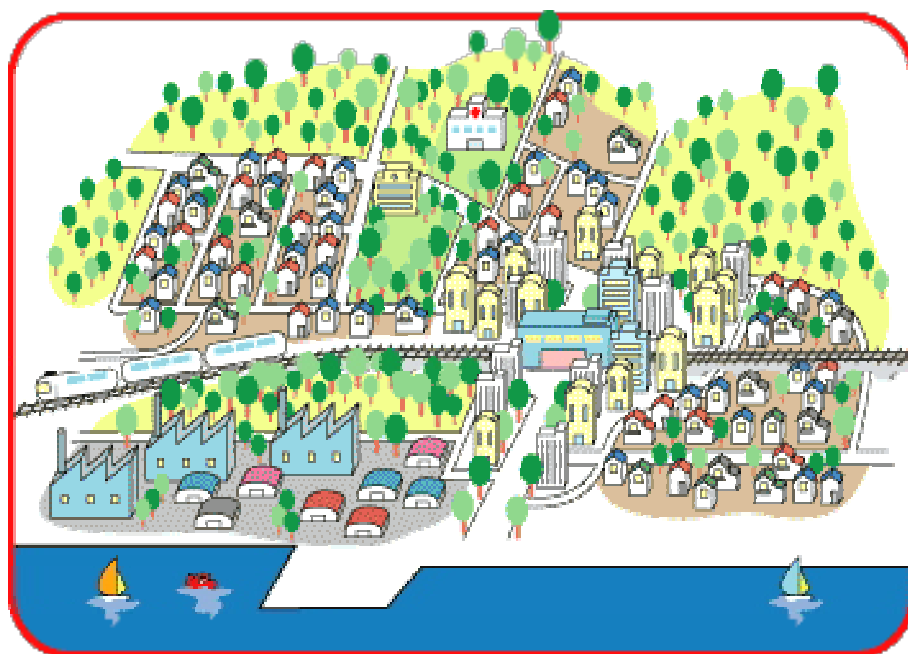
市は、原案を作成し、必要に応じて公聴会や説明会などを開催し、都市計画の案を作成します。

次に、関係行政機関への協議などを行い、案の縦覧を行います。その後、案を苫小牧市都市計画審議会に付議し、縦覧期間中に提出された意見書の要旨を審議会に提出します。審議会の議を経た後、北海道知事に協議し、都市計画の決定告示を行います。



※ [] 必要に応じて実施

土地利用



市街化区域及び市街化調整区域、地域地区、促進区域など、土地の利用について規制・誘導するための都市計画です。

1 都市計画区域

都市計画区域とは、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために、都市計画法等の規制を受ける土地の範囲のことです。この区域は、関係市町村と北海道都市計画審議会の意見を聴き、国土交通大臣の同意を受けて北海道が指定します。

都市計画は、都市計画区域ごとに定められ、それに基づいて土地利用の規制や都市計画事業等が実施されます。（全道で 79 区域 99 市町が指定）

都市計画区域の変遷

告 示 年 月 日	告 示 番 号	面 積	内 容
S17. 6.18	内務省告示第 46号	56,871 ha	
S42.12.28	建設省告示第4649号	41,771 ha	
S45.11.30	北海道告示第2895号	50,568 ha	
S48. 6. 1	北海道告示第 170号	50,568 ha	地先公有水面含める
S59. 8.16	北海道告示第1489号	38,636 ha	国有林（水源涵養保安林など）を除く
(H 3. 3.28)		38,772 ha	公有水面埋立による増加
H10.12.18	北海道告示第2155号	38,775 ha	公有水面埋立による増加
(H12. 3.28)		38,781 ha	公有水面埋立による増加
(H15. 3.20)		38,793 ha	公有水面埋立による増加
(H17. 4. 4)		38,799 ha	公有水面埋立による増加
(H24. 3.27)		38,800 ha	公有水面埋立による増加
(H28. 2.8)		38,800 ha	公有水面埋立による増加
(H30. 3.29)		38,800 ha	公有水面埋立による増加
(R 1. 9.20)		38,800 ha	公有水面埋立による増加
R 3. 3.23		37,493 ha	測量精度の高度化による修正

注 括弧書きは「新たに生じた土地」について、地方自治法第9条の5第2項の規定による苫小牧市告示を行った日を示しています。

2 区域区分

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分しています。

市街化区域は、すでに市街地を形成している区域とおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域です。

この区域区分を定める作業は「線引き」と呼ばれています。概ね5年ごとに見直しを行うこととされており、現在までに7度見直しを行いました。

市街化区域及び市街化調整区域の変遷

告示年月日	告示番号	区 分	面 積	内 容
S48.12.28	北海道告示 第3804号	市 街 化 区 域	14,786.1 ha	区域決定
		市街化調整区域	35,790 ha	
S54. 3. 5	北海道告示 第 546号	市 街 化 区 域	15,203.1 ha	第1回変更 (字錦岡、字糸井、字高丘、字植苗、字明野の各一部)
		市街化調整区域	35,370 ha	
S59. 8.16	北海道告示 第1489号	市 街 化 区 域	15,220.2 ha	第2回変更 (字錦岡、字糸井、小糸井町、有明町、字弁天、汐見町、汐見町地先公有水面の各一部)
		市街化調整区域	23,417 ha	
H 3. 3.28	北海道告示 第 451号	市 街 化 区 域	15,406.2 ha	第3回変更 (字高丘、字植苗、字糸井、字弁天、字錦岡の各一部)
		市街化調整区域	23,366 ha	
H 4.10.16	北海道告示 第1628号	市 街 化 区 域	15,415.2 ha	保留解除 (晴海町の各一部)
		市街化調整区域	23,357 ha	
H10.12.18	北海道告示 第2156号	市 街 化 区 域	15,423 ha	第4回変更 (真砂町、字勇払、字弁天の各一部)
		市街化調整区域	23,352 ha	
H13. 3.30	北海道告示 第 563号	市 街 化 区 域	15,430 ha	保留解除 (字勇払の一部)
		市街化調整区域	23,351 ha	
H16. 4. 6	北海道告示 第 391号	市 街 化 区 域	15,448 ha	第5回変更 (晴海町、宮の森町、字沼ノ端の各一部)
		市街化調整区域	23,345 ha	
H21. 3.31	北海道告示 第 238号	市 街 化 区 域	15,452 ha	保留解除 (字弁天の一部)
		市街化調整区域	23,347 ha	
H22.11. 9	北海道告示 第 746号	市 街 化 区 域	15,444 ha	第6回変更 (汐見町、字勇払、字高丘の各一部)
		市街化調整区域	23,355 ha	
H25. 3.29	北海道告示 第 217号	市 街 化 区 域	15,445 ha	保留解除 (字弁天の一部)
		市街化調整区域	23,355 ha	
H28. 3.29	北海道告示 第240号	市 街 化 区 域	15,445 ha	保留解除 (字弁天の一部)
		市街化調整区域	23,355 ha	
R 3. 3.23	北海道告示 第230号	市 街 化 区 域	15,370 ha	第7回変更 (字錦岡、はまなす町、汐見町、元中野町、晴見町、字植苗の各一部)
		市街化調整区域	22,123 ha	

※ 保留解除とは、都市計画法において市街化を図る必要のある地区と位置付けられたものについて、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった時点において、必要な調整を行った上で、随時市街化区域へ編入することが出来ることをいいます。

苫小牧市は「線引き都市」（市街化区域・市街化調整区域が定められた都市）です。
道内には、苫小牧圏を含めた 10 圏域 27 市町で「線引き」が定められています。

- ・札幌圏（札幌市、江別市、北広島市、石狩市、小樽市の一部）
- ・小樽（小樽市）
- ・函館圏（函館市、北斗市、七飯町）
- ・旭川圏（旭川市、鷹栖町、東神楽町）
- ・室蘭圏（室蘭市、登別市、伊達市）
- ・釧路圏（釧路市、釧路町）
- ・帯広圏（帯広市、音更町、芽室町、幕別町）
- ・千歳恵庭圏（千歳市、恵庭市）
- ・**苫小牧圏（苫小牧市、白老町、安平町、厚真町）**
- ・北見（北見市）

都市計画の道内主要都市・近隣町の概要（R7 年 3 月末現在）

市町村名	国調人口（R2） （千人）	現 在 人 口 （千人）	市街化区域 （ha）	市街化調整区域 （ha）	都市計画区域 （ha）
苫小牧市	170.1	164.8	15,370	22,123	37,493
白 老 町	16.2	14.8	1,094	8,764	9,858
安 平 町	7.3	7.2	1,353	12,431	13,784
厚 真 町	4.4	4.2	2,225	19,244	21,449
千 歳 市	97.9	96.5	3,223	22,667	25,890
札 幌 市	1,973.3	1,964.8	25,034	32,550	57,584
旭 川 市	329.3	314.1	7,957	21,843	29,800
函 館 市	251.0	234.5	4,787	9,667	14,454
釧 路 市	165.0	152.8	5,279	16,908	22,187
帯 広 市	166.5	159.7	4,261	6,108	10,369

注）現在人口：令和 7 年 3 月末または令和 7 年 4 月 1 日現在

3 用途地域

用途地域は市街化区域内に定め、色々な用途の建築物が無秩序に混在することによって生じる種々の弊害を防ぐために住居系、商業系、工業系を 13 種類の用途地域に区分し、より良好な都市環境を築くものです。

用途地域の種類

種 類	地 域 の 目 的	面 積 (ha)	比 率 (%)	容積率 (%)	建蔽率 (%)	壁面距離 (外壁面から 敷地境界線)	高 さ 制 限
第一種低層 住居専用地域	低層住宅に係る良好な住居の環境を保護する	361	2.4	60	40	1.0m	10m
第二種低層 住居専用地域	主として低層住宅に係る良好な住宅の環境を保護する	61	0.4	100	50	1.0m	10m
第一種中高層 住居専用地域	中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護する	0.8	7.4	100	50		
		1,132		200	60		
		1,132.8					
第二種中高層 住居専用地域	主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護する	764	5.0	200	60		
第一種 住居地域	住居の環境を保護する	619	4.0	200	60		
第二種 住居地域	主として住居の環境を保護する	247	1.6	200	60		
準住居地域	道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これを調和した住居の環境を保護する	207	1.3	200	60		
田園住居地域	農業の利便増進を図り良好な住居環境を保護する。	—	—	—	—	—	—
近隣商業地域	近隣の住居に対する日用品の供給を主たる内容とする	75	0.7	200	80		
		27		300	80		
		102					
商業地域	主として商業その他の業務の利便を増進する	108	0.9	400	80		
		32		600	80		
		140					
準工業地域	主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進する	1,616	10.5	200	60		
工業地域	主として工業の利便を増進する	1,062	6.9	200	60		
工業専用地域	工業の利便を増進する。	9,058	58.9	200	60		
計		15,370	100.0				

※田園住居地域は、苫小牧市では定めていません。

◎ 用途地域内の建築物の用途制限の概要

用途地域内の建築物の用途制限		用 途 地 域												用途地域の指定のない区域※	備 考
		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業専用地域		
○ 建てられる用途 ■ 建てられない用途 ①、②、③、④、▲、■ 面積、階数等の制限あり															
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分が50m ² 以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が、150m ² 以下のもの		①	②	③	○	○	○	①■	○	○	○	○	④	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗で2階以下
	店舗等の床面積が、150m ² を超え、500m ² 以下のもの			②	③	○	○	○	■	○	○	○	○	④	② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、銀行の支店等のサービス業用店舗で2階以下
	店舗等の床面積が、500m ² を超え、1,500m ² 以下のもの				③	○	○	○		○	○	○	○	④	③ 2階以下
	店舗等の床面積が、1,500m ² を超え、3,000m ² 以下のもの					○	○	○		○	○	○	○	④	④ 物品販売店舗及び飲食店以外
	店舗等の床面積が、3,000m ² を超え、10,000m ² 以下のもの						○	○		○	○	○	○	④	■ 農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下。
	店舗等の床面積が、10,000m ² を超えるもの									○	○	○			
事務所等	事務所等の床面積が、150m ² 以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が、150m ² を超え、500m ² 以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、500m ² を超え、1,500m ² 以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、1,500m ² を超え、3,000m ² 以下のもの					○	○	○		○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、3,000m ² を超えるもの						○	○		○	○	○	○	○	
ホテル、旅館						▲	○	○		○	○	○		○	▲ 3,000m ² 以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バットイング練習場等					▲	○	○		○	○	○		○	▲ 3,000m ² 以下
	カラオケボックス等						▲	▲		○	○	○	▲	▲	▲ 10,000m ² 以下
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等						▲	▲		○	○	○	▲		▲ 10,000m ² 以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場							①		○	○	○		②	① 客席200m ² 未満 ② 客席10,000m ² 以下
	キャバレー等、個室付浴場等										○	▲		○	▲ 個室付浴場等以外
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○		○	○	○		○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院			○	○	○	○	○		○	○	○		○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	▲ 600m ² 以下
	自動車教習所					▲	○	○		○	○	○	○	○	▲ 3,000m ² 以下

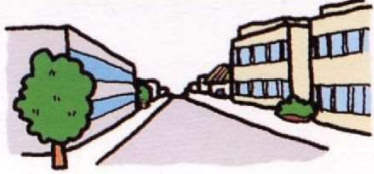
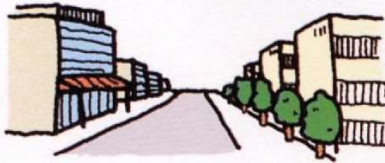
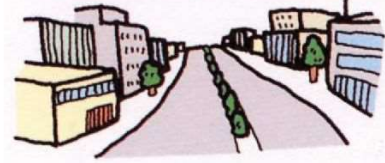
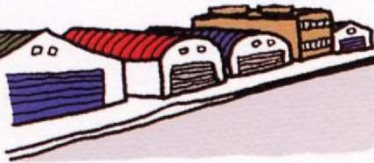
用途地域内の建築物の用途制限		用 途 地 域												用途地域の指定のない区域※	備 考
		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業専用地域		
○ 建てられる用途 ■ 建てられない用途 ①、②、③、④、▲、■ 面積、階数等の制限あり															
単独自動車車庫（附属車庫を除く）				▲	▲	▲	▲	○		○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下かつ2階以下
建築物附属自動車車庫		①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	①、②、③については、当該敷地内にある建築物（自動車車庫を除く）の延べ面積以下かつ下記の条件を満たすもの ① 600㎡以下かつ1階以下 ② 3,000㎡以下かつ2階以下 ③ 2階以下
		※一団地の敷地内について別荘に制限あり													
倉庫業倉庫								○		○	○	○	○	○	
一般用倉庫					①	②	○	○	■	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下かつ2階以下 ② 3,000㎡以下 ■ 農産物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限り。
畜舎（15㎡を超えるもの）						▲	○	○		○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
工場・倉庫等	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	▲ 2階以下かつ原動機の出力が0.75kw以下
	危険性や環境を悪化させるおそれ非常に少ない工場					①	①	①	■	②	②	○	○	○	① 作業場の床面積が50㎡以下 ② 作業場の床面積が150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場									②	②	○	○	○	他に原動機・作業内容の制限有り ■ 農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するものに限り。
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場											○	○	○	
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場												○	○	
	自動車修理工場					①	①	②		③	③	○	○	○	① 作業場の床面積が50㎡以下 ② 作業場の床面積が150㎡以下 ③ 作業場の床面積が300㎡以下 他に原動機・作業内容の制限有り
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量														① 1,500㎡以下かつ2階以下 ② 3,000㎡以下
	量が非常に少ない施設				①	②	○	○		○	○	○	○	○	
	量が少ない施設									○	○	○	○	○	
	量がやや多い施設											○	○	○	
	量が多い施設												○	○	

注 本表は、用途制限の概要を示すものであり、すべての制限について掲載したものではありません。

（平成30年4月1日施行、都市計画法及び建築基準法の一部改正により用途地域に田園住居地域が新たに加われました）

※ 都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域を除きます。

用途地域イメージ図

第一種低層住居専用地域  低層住宅の良好な環境を守るための地域。小規模な店舗や事務所を兼ねた住宅や小中学校等が建てられる。	第二種低層住居専用地域  主に低層住宅の良好な環境を守るための地域。小中学校等の他、150m²までの一定の店舗等が建てられる。	第一種中高層住居専用地域  中高層住宅の良好な環境を守るための地域。病院、大学、500m²までの一定の店舗等が建てられる。
第二種中高層住居専用地域  主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域。病院、大学等の他、1,500m²までの一定の店舗や事務所等が建てられる。	第一種住居地域  住居の環境を守るための地域。3,000m²までの店舗、事務所、ホテル等が建てられる。	第二種住居地域  主に住居の環境を守るための地域。事務所、ホテル、ぱちんこ屋、カラオケボックス等の他、10,000m²までの店舗等が建てられる。
第一種住居地域  道路の沿道において、自動車関連施設等の立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域。10,000m²までの店舗等が建てられる。	田園住居地域  農業と調和した低層住宅の環境を守るための地域。住宅に加え、農産物の直売所などが建てられる。	近隣商業地域  近隣の住民が日用品の買物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域。住宅や店舗のほかに小規模な工場も建てられる。
商業地域  銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所等の商業等の業務の利便の増進を図る地域。住宅や小規模な工場も建てられる。	準工業地域  主に軽工業の工場等の環境悪化のおそれのない工業の業務の利便を図る地域。危険性、環境悪化が大きい工場の他は、ほとんど建てられる。	工業地域  主として工業の業務の利便の増進を図る地域。どんな工場でも建てられる。また、住宅や10,000m²までの店舗等は建てられるが、学校、病院、ホテル等は建てられない。
工業専用地域  専ら工業の業務の利便の増進を図る地域。どんな工場でも建てられるが、住宅、店舗、学校、病院、ホテル等は建てられない。		

用途地域の変遷

(4 用途)

上段 面積 (ha) 下段 構成比 (%)

告示 年月日	告示番号	住居 地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	計	備 考
S 32. 4. 23	建設省告示 第 650 号	5,453.3 (58.3)	99.0 (1.0)	1,158.2 (12.4)	2,645.5 (28.3)	9,356 (100)	用途地域(住居・商業・準工業・工業の各地域)の指定
S 37.12.12	建設省告示 第 3082 号	5,419.0 (58.0)	105.5 (1.1)	1,186.0 (12.6)	2,645.5 (28.3)	9,356 (100)	用途地域(栄町、浜町、元町、西町)の一部変更
S 40.11.15	建設省告示 第 3230 号	5,212.1 (55.7)	105.5 (1.1)	1,392.9 (14.9)	3,645.5 (28.3)	9,356 (100)	字明野の一部を変更
S 42.10.20	建設省告示 第 3631 号	4,214.2 (43.4)	475.9 (4.9)	2,028.4 (20.9)	2,985.1 (30.8)	9,703 (100)	専用地区(住居地域のうち住居専用地区 1,195.0ha、工業地域のうち工業専用地区 1,999.0ha)の指定 特別用途地区(商業地域のうち事務所地区 80.9ha、準工業地域のうち特別工業地区 1,104.5ha)の指定

(8 用途)

上段 面積 (ha) 下段 構成比 (%)

告示 年月日	告示番号	第一種 住居 専用地域	第二種 住居 専用地域	住居 地域	近隣商業 地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	工業 専用地域	計	備 考
S 48.12.28	北海道告示 第 3805 号	332 (2.2)	1,069 (7.2)	817 (5.5)	53.1 (0.4)	147 (1.0)	2,444 (16.6)	250 (1.7)	9,674 (65.4)	14,786.1 (100)	法改正により 8 用途指定
S 52. 7.13	北海道告示 第 2183 号	332 (2.2)	1069 (7.2)	817 (5.5)	53.1 (0.4)	147 (1.0)	2,320 (15.7)	250 (1.7)	9,798 (66.3)	14,786.1 (100)	用途地域の変更(一本松町、字勇弘の各一部)
S 54. 3. 5	北海道告示 第 547 号	242 (1.6)	1,244 (8.2)	858 (5.6)	100.1 (0.7)	147 (1.0)	2,603 (17.1)	250 (1.6)	9,759 (64.2)	15,203.1 (100)	市街化区域の拡大(字錦岡、字糸井、字高丘、字植苗、字明野の各一部)
S 57.11.22	北海道告示 第 2314 号	269 (1.8)	1260 (8.3)	874 (5.7)	100.1 (0.7)	147 (1.0)	2,603 (17.1)	191 (1.2)	9,759 (64.2)	15,203.1 (100)	用途地域の変更(三光町、日の出町、字明野の各一部)
S 59. 8.16	北海道告示 第 1489 号	504 (3.3)	1,170 (7.7)	862 (5.7)	118.2 (0.8)	156 (1.0)	2,589 (17.0)	195 (1.3)	9,626 (63.2)	15,220.2 (100)	市街化区域の拡大(字糸井、字錦岡、有明町、小糸井町、字弁天、汐見町並びに汐見町地先公有水面の各一部) 用途地域の変更(字高丘、字糸井、字錦岡、有明町、小糸井町、字弁天、入船町、字勇弘、しらかば町、光洋町、新富町、見山町、啓北町、山手町、旭町、木場町、緑町、春日町、三光町、汐見町並びに汐見町地先公有水面の各一部) 市街化調整区域に編入(入船町、真砂町、字勇弘の各一部)
H 3. 3.28	北海道告示 第 451 号	499 (3.2)	1,172 (7.6)	862 (5.6)	119.2 (0.8)	156 (1.0)	2,645 (17.2)	858 (5.6)	9,095 (59.0)	15,406.2 (100)	市街化区域の拡大(字高丘、字植苗、字糸井、字弁天、字錦岡の各一部) 用途地域の変更(字高丘、字植苗、字糸井、字弁天、字錦岡、柏原の各一部) 市街化調整区域に編入(字高丘、字錦岡の各一部)
H 3.12.13	北海道告示 第 1904 号	483 (3.1)	1,331 (8.7)	910 (5.9)	121.2 (0.8)	156 (1.1)	2,440 (15.8)	977 (6.3)	8,988 (58.3)	15,406.2 (100)	用途地域の変更(澄川町、ときわ町、しらかば町、有珠の沢町、王子町、緑町、住吉町、明野新町、新開町、一本松町、字錦岡、字沼ノ端、字勇弘の各一部)
H 4.10.16	北海道告示 第 1628 号	483 (3.1)	1,331 (8.7)	910 (5.9)	121.2 (0.8)	156 (1.0)	2,440 (15.8)	977 (6.3)	8,997 (58.4)	15,415.2 (100)	市街化区域の拡大(晴海地区の一部)

(12 用途)

(12用途)														上段 面積 (ha) 下段 構成比 (%)		
告示 年 月 日	告示 番 号	第一種 低層住 居専用 地 域	第二種 低層住 居専用 地 域	第一種 中高層 住居専用 地 域	第二種 中高層 住居専用 地 域	第一種 住居 地 域	第二種 住居 地 域	準住居 地 域	近隣商 業地 域	商 地	業 域	準工 業 地 域	工 業 地 域	工業専 用地 域	計	備 考
H 7. 3. 16	苫小牧市告示 第 3 1 号	426 (2.8)	63 (0.4)	903.8 (5.9)	422 (2.9)	742 (4.8)	129 (0.8)	42 (0.3)	121.2 (0.8)	156 (1.0)	2,369 (15.3)	1,054 (6.8)	8,967 (58.2)	15,415 (100)	市街化区域の全部(法改正により 12 用途指定)	
H 7. 7. 5	苫小牧市告示 第 1 1 6 号	426 (2.8)	63 (0.4)	966.8 (6.3)	452 (2.9)	987 (6.4)	146 (0.9)	86 (0.6)	135.2 (0.9)	156 (1.0)	1,976 (12.8)	1,054 (6.8)	8,967 (58.2)	15,415 (100)	用途地域の変更(明野元町、字沼ノ端の各一部)	
H 9. 6. 10	苫小牧市告示 第 1 0 5 号	424 (2.8)	63 (0.4)	966.8 (6.3)	454 (2.9)	987 (6.4)	146 (0.9)	86 (0.6)	135.2 (0.9)	156 (1.0)	1,976 (12.8)	1,054 (6.8)	8,967 (58.2)	15,415 (100)	用途地域の変更(字錦岡の一部)	
H 10. 2. 26	苫小牧市告示 第 3 2 号	424 (2.8)	63 (0.4)	965.8 (6.3)	455 (2.9)	980 (6.4)	146 (0.9)	95 (0.6)	134.2 (0.9)	156 (1.0)	1,975 (12.8)	1,054 (6.8)	8,967 (58.2)	15,415 (100)	用途地域の変更(字沼ノ端の一部)	
H 10. 12. 18	苫小牧市告示 第 2 6 9 号	428 (2.8)	63 (0.4)	969.8 (6.3)	455 (3.0)	988 (6.4)	146 (0.9)	95 (0.6)	133.2 (0.9)	155 (1.0)	1,942 (12.6)	1,051 (6.8)	8,997 (58.3)	15,423 (100)	市街化区域の拡大(真砂町、字勇払、字弁天の各一部)	
H 13. 3. 30	苫小牧市告示 第 1 2 5 号	428 (2.8)	63 (0.4)	969.8 (6.3)	455 (3.0)	988 (6.4)	146 (0.9)	95 (0.6)	133.2 (0.9)	155 (1.0)	1,949 (12.6)	1,051 (6.8)	8,997 (58.3)	15,430 (100)	市街化区域の拡大(字勇払の一部)	
H 14. 2. 20	苫小牧市告示 第 5 6 号	431 (2.8)	63 (0.4)	969.8 (6.3)	455 (3.0)	1,009 (6.5)	143 (0.9)	95 (0.6)	133.2 (0.9)	155 (1.0)	1,918 (12.4)	1,066 (6.9)	8,992 (58.3)	15,430 (100)	用途地域の変更(日の出町、柳町、王子町、字沼ノ端、三光町の各一部)	
H 15. 1. 15	苫小牧市告示 第 1 6 号	431 (2.8)	63 (0.4)	969.8 (6.3)	455 (3.0)	1,009 (6.5)	143 (0.9)	95 (0.6)	133.2 (0.9)	155 (1.0)	1,918 (12.4)	1,066 (6.9)	8,992 (58.3)	15,430 (100)	用途地域(建ぺい率の指定)～第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域	
H 16. 4. 6	苫小牧市告示 第 1 2 1 号	431 (2.8)	63 (0.4)	969.8 (6.3)	455 (2.9)	1,009 (6.5)	143 (0.9)	95 (0.6)	133.2 (0.9)	155 (1.0)	1,912 (12.4)	1,066 (6.9)	9,016 (58.4)	15,448 (100)	市街化区域の拡大・縮小(晴海町、宮の森町、字沼ノ端の一部)	
H 18. 8. 18	苫小牧市告示 第 3 2 0 号	430 (2.8)	62 (0.4)	971.8 (6.3)	455 (2.9)	1,009 (6.5)	143 (0.9)	95 (0.6)	133.2 (0.9)	155 (1.0)	1,912 (12.4)	1,066 (6.9)	9,016 (58.4)	15,448 (100)	用途地域の変更(字錦岡の一部)	
H 21. 3. 31	苫小牧市告示 第 1 2 4 号	430 (2.8)	62 (0.4)	971.8 (6.3)	455 (2.9)	1,009 (6.5)	143 (0.9)	95 (0.6)	133.2 (0.9)	155 (1.0)	1,912 (12.4)	1,066 (6.9)	9,020 (58.4)	15,452 (100)	市街化区域の拡大(字弁天の一部)	
H 21. 11. 16	苫小牧市告示 第 6 0 7 号	432 (2.8)	62 (0.4)	971.8 (6.3)	453 (2.9)	1,009 (6.5)	143 (0.9)	95 (0.6)	133.2 (0.9)	155 (1.0)	1,912 (12.4)	1,066 (6.9)	9,020 (58.4)	15,452 (100)	用途地域の変更(三光町の一部)	
H 22. 11. 9	苫小牧市告示 第 4 7 5 号	432 (2.8)	62 (0.4)	971.8 (6.3)	445 (2.9)	1,008 (6.5)	143 (0.9)	95 (0.6)	133.2 (0.9)	155 (1.0)	1,912 (12.4)	1,066 (6.9)	9,021 (58.4)	15,444 (100)	用途地域の拡大・縮小(汐見町、字勇払、字高丘の一部)	
H 23. 4. 20	苫小牧市告示 第 1 8 2 号	432 (2.8)	62 (0.4)	970.8 (6.3)	445 (2.9)	1,015 (6.6)	146 (0.9)	95 (0.6)	131.2 (0.9)	155 (1.0)	1,900 (12.3)	1,066 (6.9)	9,026 (58.4)	15,444 (100)	用途地域の変更(字沼ノ端、拓勇東町、字勇払、住吉町、しらかば町の一部)	
H 25. 3. 29	苫小牧市告示 第 1 2 4 号	432 (2.8)	62 (0.4)	970.8 (6.3)	445 (2.9)	1,015 (6.6)	146 (0.9)	95 (0.6)	131.2 (0.9)	155 (1.0)	1,900 (12.3)	1,066 (6.9)	9,027 (58.4)	15,445 (100)	市街化区域の拡大(字弁天の一部)	
H 26. 8. 22	苫小牧市告示 第 3 4 9 号	432 (2.8)	62 (0.4)	970.8 (6.3)	445 (2.9)	1,009 (6.5)	152 (1.0)	95 (0.6)	131.2 (0.9)	155 (1.0)	1,900 (12.3)	1,066 (6.9)	9,027 (58.4)	15,445 (100)	用途地域の変更(弥生町の一部)	
H 26. 11. 21	苫小牧市告示 第 4 5 9 号	425 (2.8)	61 (0.4)	970.8 (6.3)	445 (2.9)	1,017 (6.5)	152 (1.0)	95 (0.6)	131.2 (0.9)	155 (1.0)	1,900 (12.3)	1,066 (6.9)	9,027 (58.4)	15,445 (100)	用途地域の変更(字錦岡の一部)	
H 27. 9. 7	苫小牧市告示 第 3 4 5 号	425 (2.8)	61 (0.4)	965.8 (6.3)	445 (2.9)	1,016 (6.5)	158 (1.0)	95 (0.6)	131.2 (0.9)	155 (1.0)	1,900 (12.3)	1,066 (6.9)	9,027 (58.4)	15,445 (100)	用途地域の変更(明徳町の一部)	
H 28. 3. 29	苫小牧市告示 第 1 0 6 号	425 (2.8)	61 (0.4)	965.8 (6.3)	445 (2.9)	1,016 (6.5)	158 (1.0)	95 (0.6)	131.2 (0.9)	155 (1.0)	1,900 (12.3)	1,066 (6.9)	9,027 (58.4)	15,445 (100)	市街化区域の拡大(字弁天の一部)	
R 3. 3. 23	苫小牧市告示 第 9 7 号	361 (2.4)	61 (0.4)	1,132.8 (7.4)	764 (5.0)	619 (4.0)	247 (1.6)	207 (1.3)	102 (0.7)	140 (0.9)	1,616 (10.5)	1,062 (6.9)	9,058 (58.9)	15,370 (100)	用途地域の変更(幸町の全部、北星町、錦西町、もえぎ町、宮前町、明徳町、のぞみ町、はまなす町、日新町、しらかば町、永福町、日吉町、光洋町、見山町、啓北町、花園町、大成町、新富町、元町、北光町、矢代町、弥生町、木場町、王子町、本町、本幸町、寿町、高砂町、錦町、栄町、表町、旭町、緑町、春日町、若草町、泉町、住吉町、双葉町、音羽町、新中野町、元中野町、汐見町、港町、美園町、三光町、日の出町、新明町、明野新町、柳町、新聞町、明野元町、拓勇西町、拓勇東町、沼ノ端中央、東開町、北栄町、ウトナイ北、ウトナイ南、字錦岡、字高丘、字糸井、字沼ノ端、字植苗の各一部)	

4 特別用途地区（特別工業地区）

都市計画で定める用途地域は、住宅地から工業地まで 13 種類に区分され、それぞれの地区にふさわしいように建物の用途や形態が定められていますが、第一種・第二種低層住居専用地域と工業専用地域を除いては、様々な用途の建物が混在できる内容になっています。

このため、地方の実状や地域の特性を考慮して用途の混在をさけ、土地の純化を図るために特別用途地区を定めることが出来ることになっています。

苫小牧市では、市及び第 3 セクターが分譲している工業団地に、特別用途地区として「特別工業地区」を定めています。工業団地地区内の建物の用途を制限することにより、円滑な企業活動の増進を図り、土地利用の適正化を促進させるものです。

（１）特別工業地区の変遷

告示年月日・告示番号	第1種 特別工業地区	第2種 特別工業地区	第3種 特別工業地区	合 計
S42.10.20 特別工業地区・事務所地区を指定				約 1,105ha
H 3. 6.26 (決定) 苫小牧市告示第 95号 ・特別工業地区を名称変更(第1種) ・明野北地区の一部を追加(第2種) ・東部地区を追加(第3種)	約 1,105ha	約 50ha	約 659ha	約 1,814ha
H 3.12.13 (変更) 苫小牧市告示第167号 ・第1種特別工業地区を減 ・一本松地区を追加(第3種) 苫小牧市告示第169号 ・事務所地区の廃止	約 508ha	約 50ha	約 780ha	約 1,338ha
H 7. 3.16 (変更) 苫小牧市告示第 32号 ・明野北地区の一部を追加(第1種) ・沼ノ端地区を追加(第3種) ・沼ノ端中小企業団地 ・沼ノ端南工業団地	約 570ha	約 50ha	約 846ha	約 1,466ha
H10.12. 1 (変更) 苫小牧市告示第247号 ・明野軽工業団地を追加(第1種)	約 720ha	約 50ha	約 846ha	約 1,616ha
H14. 2.20 (変更) 苫小牧市告示第 57号 ・沼ノ端の一部 (第3種)	約 720ha	約 50ha	約 863ha	約 1,633ha
R 3. 3.23 (変更) 苫小牧市告示第 99号 ・第1種特別工業地区を減	約 707ha	約 50ha	約 863ha	約 1,620ha

※ 特別工業地区面積 A=1,620ha（全道 1 位）
特別工業地区比率 全道の約 3 割、全国の 6%

(2) 特別工業地区内の規制内容（苫小牧市特別工業地区建築条例 H3.3.11 条例第4号）

特別工業地区の種別	建築してはならない建築物の用途
第1種 特別工業地区 (準工業地域)	(1) 住宅（工場、倉庫その他これらに類するものと同一敷地内にあるこれらの管理人のための住宅で、その住宅部分の延べ面積が当該同一敷地内の建築物の延べ面積の合計の2分の1以下であり、かつ、120平方メートル以下であるものを除く。） (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの（住宅部分の延べ面積が当該建築物の延べ面積の2分の1以下であり、かつ、120平方メートル以下であるものを除く。） (3) 共同住宅、長屋、下宿又は寄宿舎（当該特別工業地区内に設置する事業場（以下「地区内事業場」という。）の従業者のための寄宿舎を除く。） (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（地区内事業場の従業者のための保育所を除く。） (5) 畜舎 (6) 図書館、博物館その他これらに類するもの (7) 法別表第2(を)項に掲げるもの (8) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの（地区内事業場の従業者のためのものを除く。） (9) 次に掲げる事業を営む工場 ア 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白 イ 骨炭その他動物質炭の製造 ウ 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造 エ 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白 オ 骨、角、牙、ひづめ又は貝殻の引割又は乾燥研磨
第2種 特別工業地区 (準工業地域)	(1) 第1種特別工業地区の項第1号から第8号に掲げるもの (2) 自動車教習所 (3) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 次に掲げる業種（日本標準産業分類（昭和59年行政管理庁告示第2号）による業種をいう。）に係る工場以外の工場 ア 食料品製造業 イ 清涼飲料製造業、酒類製造業及び茶・コーヒー製造業 ウ 衣服・その他の繊維製品製造業 エ 家具・装備品製造業 オ 医薬品製造業 カ 電気機械器具製造業 キ 精密機械器具製造業 ク 貴金属製品製造業（宝石加工を含む。）、楽器・レコード製造業、玩具・運動競技用具製造業及び装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く。） ケ アからクまでに掲げるもののほか、当該特別工業地区の環境を害するおそれがないと認められるもの
第3種 特別工業地区 (工業地域)	(1) 第1種特別工業地区の項第1号及び第2号並びに第2種特別工業地区の項第4号に掲げるもの (2) 共同住宅、長屋、下宿又は寄宿舎（当該特別工業地区を含む規則で定める区域内に設置する事業場（以下「区域内事業場」という。）の従業者のための寄宿舎を除く。） (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（区域内事業場の従業者のための保育所を除く。） (4) 図書館、博物館その他これらに類するもの（区域内事業場の従業者のためのものを除く。） (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの（区域内事業場の従業者のためのものを除く。） (6) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設（区域内事業場の従業者のためのものを除く。）

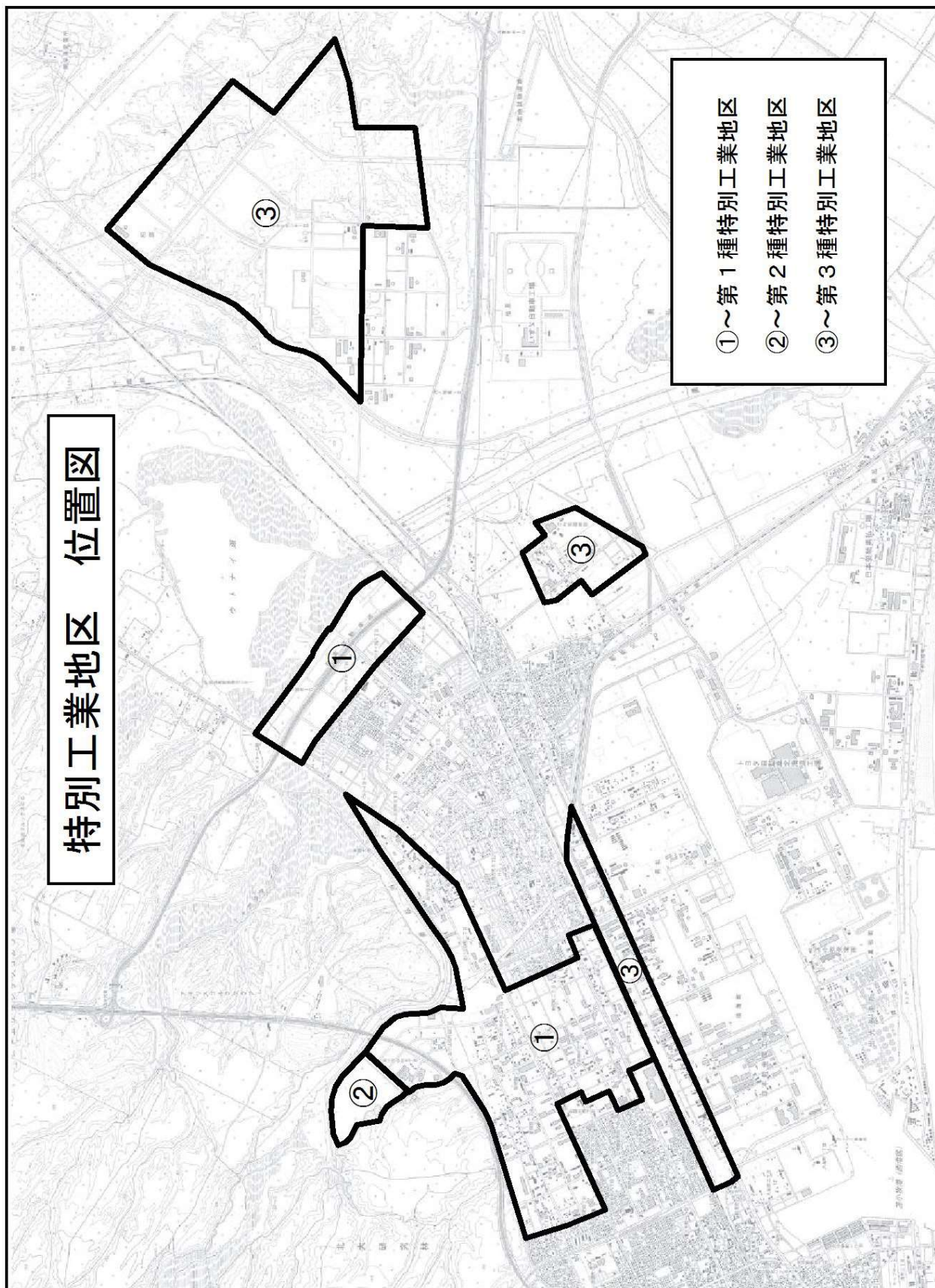
特別工業地区内の建築物の用途制限の概要

特別工業地区内の建築物の用途制限 ○印は建てられる用途 ●印は建てられない用途		準工業 地 域	第1種 特別工 業地区	第2種 特別工 業地区	工 業 地 域		工業専用 地 域
					第3種 特別工 業地区		
工場・倉庫等と同一敷地内にある管理人住宅で、その住宅部分の延べ面積が同一敷地内の建築物の延べ面積の2分の1以下かつ120㎡以下のもの		○	○	○	○	○	●
上記以外の住宅・共同住宅・長屋・下宿		○	●	●	○	●	●
兼用住宅で住宅部分が120㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1以下のもの		○	○	○	○	○	●
上記以外の兼用住宅		○	●	●	○	●	●
寄宿舎		○	①	①	○	④	●
店 舗 等	物品販売業を営む店舗又は飲食店	○	⑤	⑤	⑤	⑤	●
	上記以外の店舗	○	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
事務所等		○	○	○	○	○	○
ホテル・旅館		○	●	●	●	●	●
遊 戯 施 設 ・ 風 俗 施 設	ボーリング場・スケート場・水泳場・スキー場・ゴルフ練習場・バレーボール練習場等	○	○	●	○	④	●
	カラオケボックス等	○	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
	マージャン屋・ぱちんこ屋・射的場・勝馬投票券発売所・場外車券売場等	○	⑤	●	⑤	●	●
	劇場・映画館・演芸場・観覧場	○	●	●	●	●	●
	キャバレー等	○	●	●	●	●	●
	個室付浴場等	●	●	●	●	●	●
	公 共 施 設 ・ 病 院 ・ 学 校 等	幼稚園・小学校・中学校・高等学校	○	●	●	●	●
大学・高等専門学校・専修学校等		○	●	●	●	●	●
図書館等		○	●	●	○	④	●
巡査派出所・一定規模以下の郵便局等		○	○	○	○	○	○
神社・寺院・教会等		○	①	①	○	④	○
病院		○	●	●	●	●	●
公衆浴場・診療所等		○	○	○	○	○	○
保育所		○	①	①	○	④	○
老人ホーム・福祉ホーム等		○	●	●	○	●	●
老人福祉センター・児童厚生施設等		○	○	○	○	○	○
工 場 ・ 倉 庫 等	自動車教習所	○	○	●	○	○	○
	建築物附属自動車車庫	○	○	○	○	○	○
	倉庫業倉庫	○	○	○	○	○	○
	畜舎	○	●	●	○	○	○
	パン屋・米屋・豆腐屋・菓子屋・洋服店・畳屋・建具屋・自転車店等で作業場の面積が50㎡以下	○	○	○	○	○	○
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	○	②	③	○	○	○
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	○	②	③	○	○	○
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	○	②	③	○	○	○
	危険性が多いか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	●	●	●	○	○	○
	自動車修理工場	○	○	○	○	○	○
	火薬類・石油類・ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が非常に少ない施設	○	○	○	○	○	○
	火薬類・石油類・ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が少ない施設	○	○	○	○	○	○
	火薬類・石油類・ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量がやや多い施設	○	○	○	○	○	○
火薬類・石油類・ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が多い施設	●	●	●	○	○	○	

- 注) ①印は当該特別工業地区内の設置する事業場の従業者のためのものは建築可
 ②印は苫小牧市特別工業地区建築条例別表の第1種特別工業地区の第9号の事業を営む工場以外は建築可
 ③印は苫小牧市特別工業地区建築条例別表の第2種特別工業地区の第5号の事業を営む工場のみ建築可
 ④印は区域内事業場の従業者のためのものは建築可
 ⑤印は店舗等の床面積が10,000㎡以下のものは建築可

※ 本表は、用途制限の概要を示すものであり、すべての制限について掲載したものでない。

特別工業地区 位置図



5 高度利用地区

市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、容積率の最高・最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度並びに壁面の位置を定める地区です。

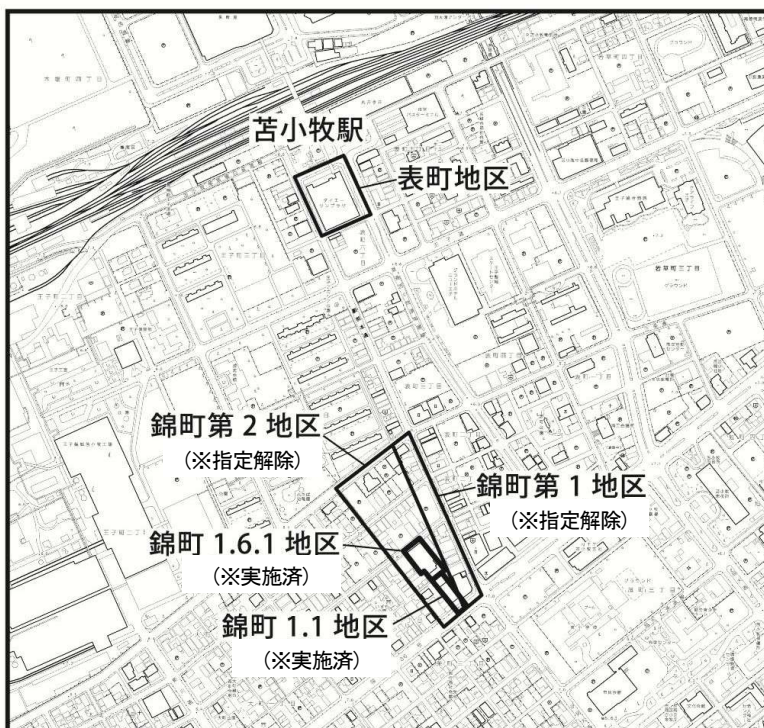
地区名	面積	容 積 率		建 蔽 率 最高限度	建築面積 最低限度	外壁後退 距 離	告示年月日	当時の対象建築物
		最高限度	最低限度					
表町地区	約 1.1 ha	600 %	200 %	80 %	300 m ²		S51. 2. 5 苫小牧市告示第14号	サンブラザ

6 市街地再開発促進区域

合理的で健全な高度利用を図るために、区域内における建築行為等を制限します。

名 称	区 域 面 積	告示年月日	告 示 番 号	当時の対象建築物
錦町1.1地区	約 0.15 ha	S54.11.19	苫小牧市告示 第181号	ホテルサンルート ※実施済
錦町1.6.1地区	約 0.23 ha	S55. 5.31	苫小牧市告示 第 94号	ビックジョイ ※実施済

高度利用地区、市街地再開発促進区域 位置図



※令和3年3月23日付苫小牧市告示第100号により、高度利用地区の「錦町第1地区」及び「錦町第2地区」は指定解除

7 防火地域及び準防火地域

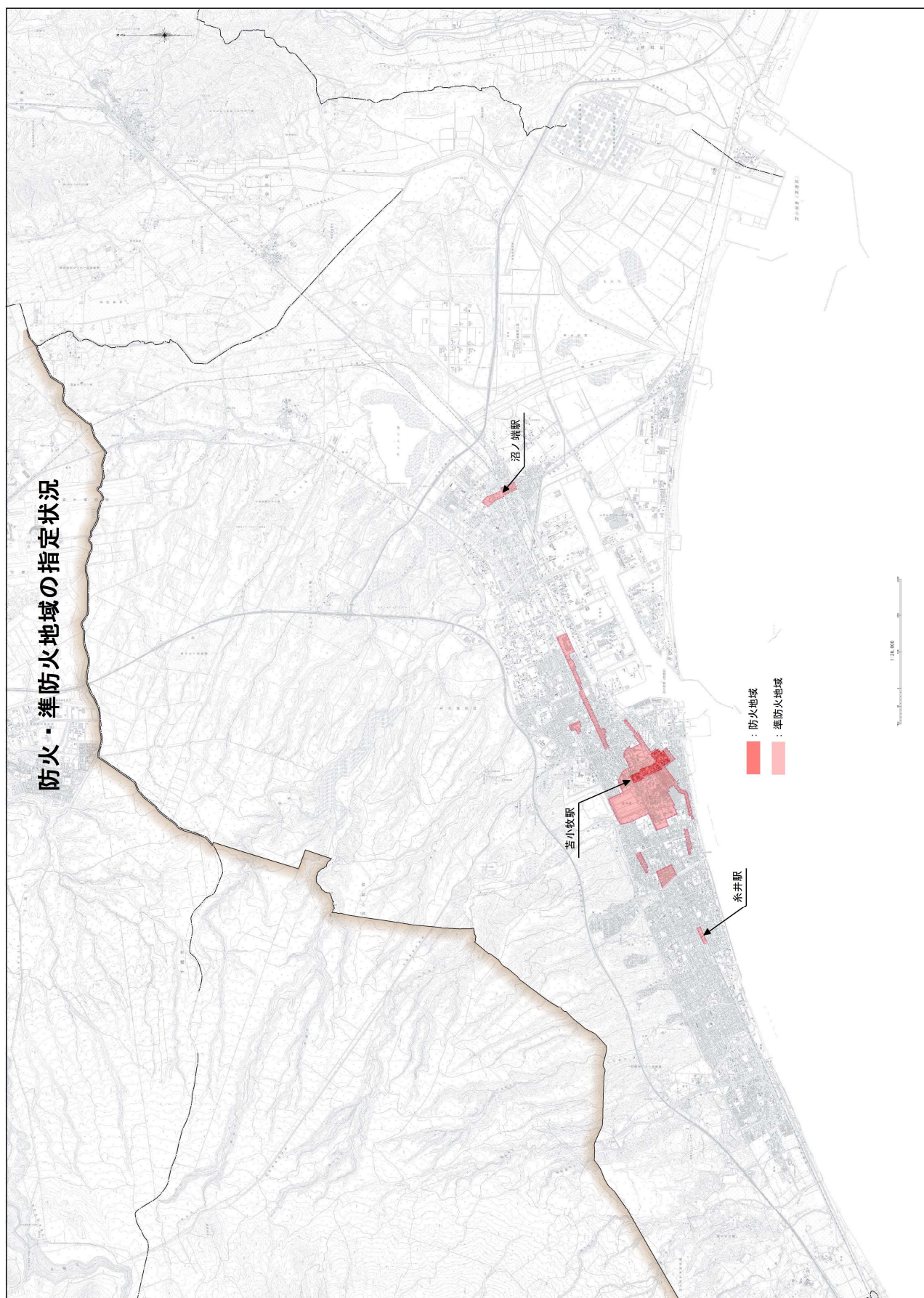
苫小牧市では、大正10年5月、全市の約27%に当たる1,007戸が焼失するといういわゆる「鯉のぼり大火」が発生しました。このような経験から、市街地における火災の危険を防除するために地域を指定し、構造面で規制することにより延焼を避けようと都心部に防火地域、その周辺に準防火地域を指定しています。

(1) 防火地域及び準防火地域の変遷

告示年月日	告示番号	指定内容
S33. 4.11	建設省告示 第1058号	準防火地域の指定 A = 363.0 ha
S49. 2. 7	苫小牧市告示 第 16号	防火地域の指定 A = 65.5 ha 準防火地域の変更 A = 1,781.4 ha
S59. 8.16	苫小牧市告示 第 196号	防火地域の変更 A = 65.1 ha 準防火地域の変更 A = 1,785.0 ha
H 3.12.13	苫小牧市告示 第 170号	防火地域の変更 A = 65 ha 準防火地域の変更 A = 1,273 ha
H 7. 7. 5	苫小牧市告示 第 117号	防火地域の変更 A = 65 ha 準防火地域の変更 A = 1,287 ha
H10. 2.26	苫小牧市告示 第 33号	防火地域の変更 A = 65 ha 準防火地域の変更 A = 1,286 ha
H23. 4.20	苫小牧市告示 第 183号	防火地域の変更 A = 65 ha 準防火地域の変更 A = 1,284 ha
H28. 6. 6	苫小牧市告示 第 205号	防火地域の変更 A = 57 ha 準防火地域の変更 A = 417 ha
R 3. 3.23	苫小牧市告示 第 98号	防火地域の変更 A = 33 ha 準防火地域の変更 A = 394 ha

(2) 防火・準防火地域の制限

地域名	制限	
防火地域	階数が3以上又は延べ面積100m ² を超える建築物	耐火建築物
	その他の建築物	耐火建築物又は準耐火建築物
準防火地域	地階を除く階数が4以上又は延べ面積が1,500m ² を超える建築物	耐火建築物
	地階を除く階数が3又は延べ面積が500m ² を超え1,500m ² 以下の建築物	耐火建築物又は準耐火建築物
	上記以外の 木造建築物	外壁および軒裏で延焼のおそれのある部分 防火構造
		高さ2mを超える付属の門又は 塀で延焼のおそれのある部分 不燃材料で造るか又は覆う



8 臨港地区

港湾の管理運営を行うために定める地区で、港湾管理者が数種の分区に指定し地区内の良好な土地利用を図ります。

(1) 臨港地区の変遷（苫小牧区域）

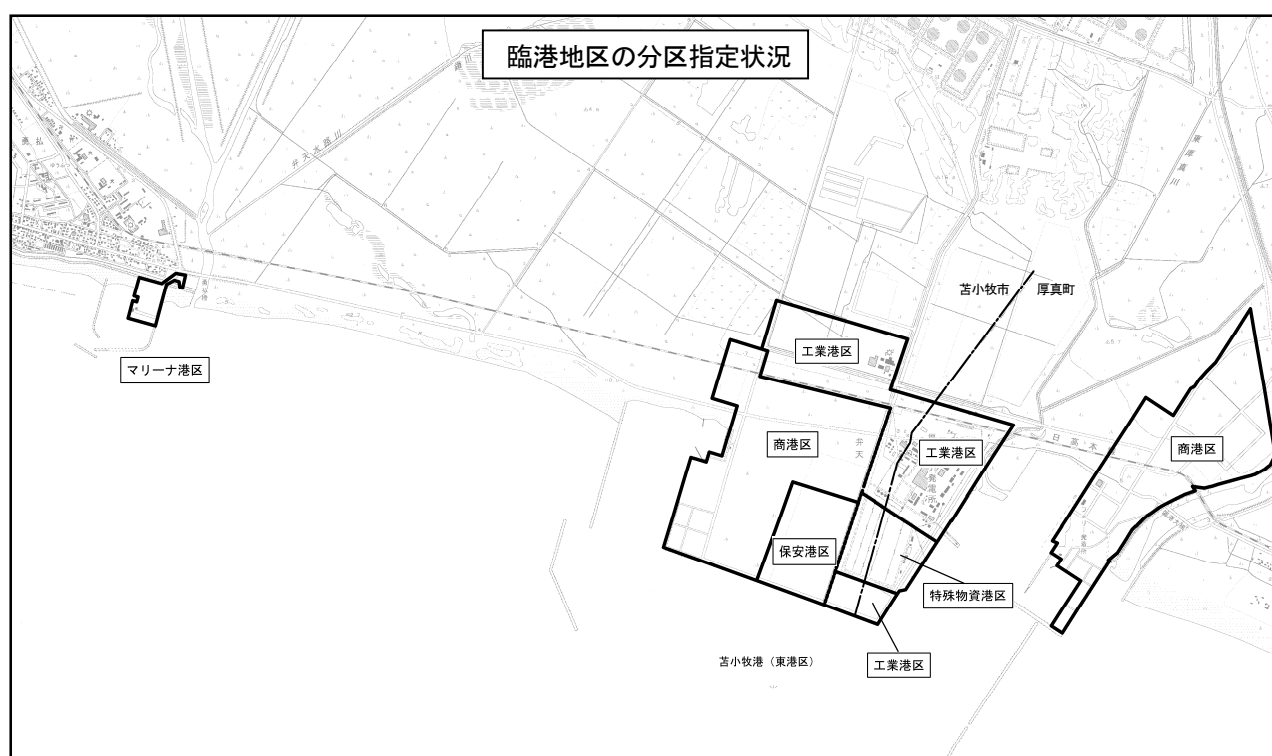
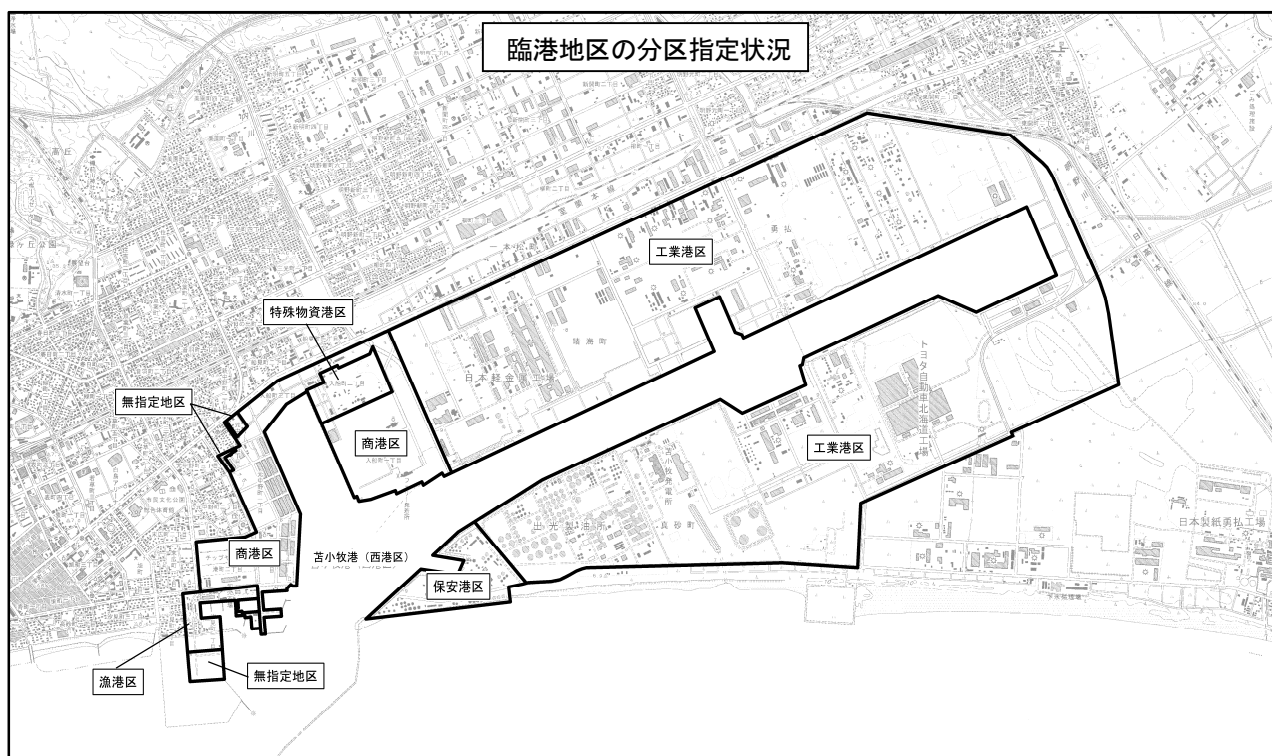
告示年月日	告 示 番 号	内 容
S37. 3.13	建設省告示第 510号	決定 A = 172 ha
S46. 3. 9	北海道告示第 544号	変更 A = 1,407 ha
S48. 6. 1	北海道告示第1709号	変更 A = 1,426 ha
S60. 8.22	北海道告示第1458号	変更 A = 1,576 ha 分区は未変更
H14. 6.11	北海道告示第1006号	変更 A = 1,595 ha
H16. 4. 6	北海道告示第 391号	変更 A = 1,619 ha
H21. 3.31	北海道告示第 238号	変更 A = 1,761 ha
H22.11. 9	北海道告示第 746号	変更 A = 1,761 ha
H25. 3.29	北海道告示第 217号	変更 A = 1,762 ha
H28. 3.29	北海道告示第 240号	変更 A = 1,762 ha
R 3. 3.23	北海道告示第 230号	変更 A = 1,761 ha

(2) 分区指定状況（苫小牧区域）

分 区 名	面 積	内 容
商 港 区	306.5 ha	旅客又は一般の貨物を取扱わせることを目的とする区域であり、具体的には、上屋、倉庫、トラックターミナル、旅客用施設、海事関係官公署、港湾その他の海事に関する理解増進を図るための会議施設、展示施設等、これらに関する企業の事務所等の施設及びこれらに関連する駐車場、車庫等の施設並びにこれらのために供せられる用地が、その区域内の大部分を占める地域
特 殊 物 資 港 区	34.4 ha	石炭、鉱石その他大量ばら積みを通例とする物資を取扱わせることを目的とする区域であり、具体的には、専ら石炭、鉱石、穀物、木材等の大量ばら積みを通例とする貨物を取扱うサイロ、貯炭場、貯木場、野積場等及びこれらのために供せられる用地が、その大部分を占める地域
工 業 港 区	1,303.1 ha	工場その他工業施設を設置することを目的とする区域であり、具体的には、水際線を利用する工業の用に供する工場敷地の全部、当該工業と関連する事業の用地、及びこれらに関連する係留施設並びにこれらのために供せられる用地が、その大部分を占める地域
漁 港 区	15.6 ha	水産物を取扱わせ、又は、漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域であり、具体的には、漁舎、冷凍冷蔵倉庫、魚市場、水産加工場、製氷場、網干場等及びこれらに関連する係留施設、漁業関連官公署及びこれらに関する企業の事務所等の施設、並びにこれらのために供せられる用地が、その区域内の大部分を占める地域
保 安 港 区	84.2 ha	爆発物その他の危険物を取扱わせることを目的とする区域であり、具体的には、専ら原油、LPG、LNG等の危険物の陸揚、船積、貯蔵、移送等の取扱いを行うことを目的とする荷役機械、タンク、パイプライン等の施設及びこれらのために供せられる用地がその大部分を占める地域
マ リ ー ナ 港 区	7.5 ha	スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利用の用に供することを目的とする区域であり、具体的には、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶のための係留施設、船揚場、船舶修理施設、船舶保管施設等の施設及びこれらのために供せられる用地がその区域内の大部分を占めている地域
無指定地区	9.2 ha	
合 計	1,760.5 ha	

※「苫小牧港の臨港地区の分区における構造物の規制に関する条例」に基づく指定状況を示す

臨港地区の分区指定状況



9 地区計画

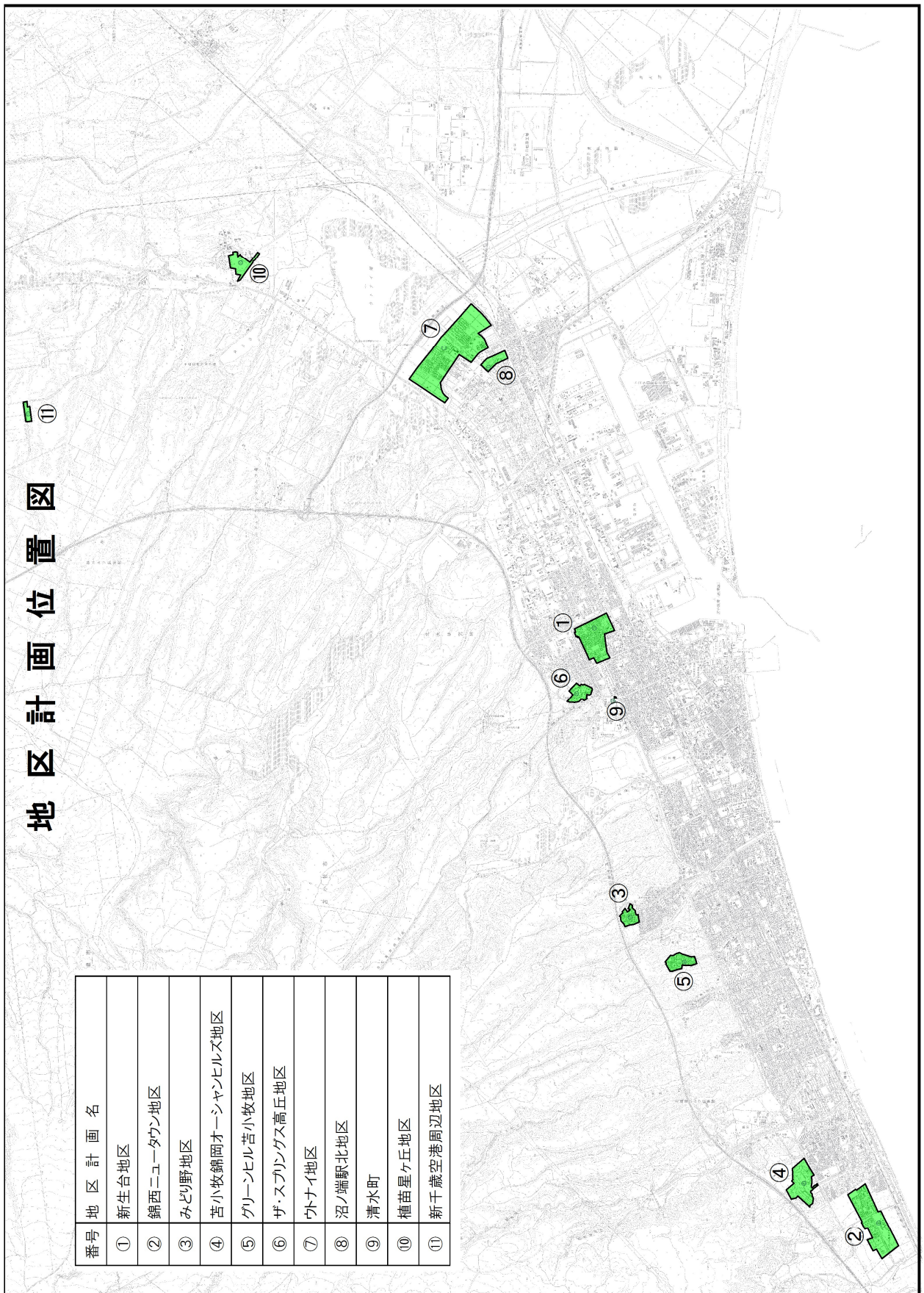
苫小牧市の地区計画は、道内でも 5 番目と比較的早い時期に決定されており、都市における良好な市街地環境の創造、保全を図るため、地区を単位として公共施設の配置、建築物の用途等について一体的、総合的な計画を策定し、建築又は開発行為を誘導、規制するものです。

(1) 地区計画の変遷

名 称	面 積	告 示 年 月 日 ・ 告 示 番 号
新 生 台 地区	約 49.9 ha	決定 H 2. 2.22 苫小牧市告示第 22号 変更 H 5. 6.25 苫小牧市告示第105号 変更 H 7. 3.16 苫小牧市告示第 34号 変更 H14. 2.20 苫小牧市告示第 58号 変更 H21.11.16 苫小牧市告示第608号 変更 R 3. 3.23 苫小牧市告示第101号
錦西ニュータウン 地区	約 67.3 ha	決定 H 3.12.13 苫小牧市告示第172号 変更 H 5. 6.25 苫小牧市告示第105号 変更 H 7. 3.16 苫小牧市告示第 34号 変更 H 9. 6.10 苫小牧市告示第106号 変更 H13. 3.13 苫小牧市告示第 89号 変更 H30. 4. 1 苫小牧市告示第140号 変更 R 3. 3.23 苫小牧市告示第101号
み ど り 野 地区	約 11.1 ha	決定 H 3.12.13 苫小牧市告示第172号 変更 H 5. 6.25 苫小牧市告示第105号 変更 H 7. 3.16 苫小牧市告示第 34号
苫小牧錦岡オーシャンヒルズ 地区	約 35.0 ha	決定 H 7. 3.16 苫小牧市告示第 35号 変更 H18. 8.18 苫小牧市告示第321号 変更 H26.11.21 苫小牧市告示第460号 変更 R 3. 3.23 苫小牧市告示第101号
グリーンヒル苫小牧 地区	約 17.1 ha	決定 H 7. 3.16 苫小牧市告示第 35号
ザ・スプリングス高丘 地区	約 13.4 ha	決定 H 7. 3.16 苫小牧市告示第 35号 変更 H13. 9.17 苫小牧市告示第296号
ウ ト ナ イ 地区	約 135.6 ha	決定 H 7. 7. 5 苫小牧市告示第118号 変更 H30. 4. 1 苫小牧市告示第140号 変更 R 3. 3.23 苫小牧市告示第101号
沼ノ端駅北 地区	約 11.3 ha	決定 H10. 2.26 苫小牧市告示第 34号 変更 R 3. 3.23 苫小牧市告示第101号
清 水 町	約 0.1 ha	決定 H17. 3.11 苫小牧市告示第 83号
植苗星ヶ丘 地区	約 16.6 ha	決定 H28.11.18 苫小牧市告示第376号
新千歳空港周辺 地区	約 4.1 ha	決定 H30. 2.19 苫小牧市告示第 52号 変更 H31. 4.11 苫小牧市告示第126号

地区計画位置図

番号	地区計画名
①	新生台地区
②	錦西ニュータウン地区
③	みどり野地区
④	苫小牧錦岡オーシャンヒルズ地区
⑤	グリーンヒル苫小牧地区
⑥	ザ・スプリングス高丘地区
⑦	ウトナイ地区
⑧	沼ノ端駅北地区
⑨	清水町
⑩	植苗星ヶ丘地区
⑪	新千歳空港周辺地区



(2) 地区計画の建築物の主な制限

1) 新生台地区

地区の名称	低層専用住宅地区	低層一般住宅地区	集合住宅地区
用途地域	第1種低層住居専用地域	第1種低層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域 第2種住居地域
建蔽率	40 %	40 %	60 %
容積率	60 %	60 %	200 %
防火に対する制限	—	—	—
敷地面積の最低限度	180 m ²	180 m ²	—
壁面位置の最低限度	1 m (敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面まで) 1.5 m (北側隣地境界線から建築物の外壁等の中心線まで。ただし、附属建築物で軒高さ2.3m以下のものは除く)	1 m (敷地境界線から建築物の外壁等の面まで) 1.5 m (北側隣地境界線から建築物の外壁等の中心線まで。ただし、附属建築物で軒高さ2.3m以下のものは除く)	1.5 m (道路境界線(隅切部分を除く。)から建築物の外壁等の中心線まで。ただし、附属建築物で軒高さ2.3m以下のものは除く)
高さの最高限度	10 m 9 m (北側に隣地境界線を有するもの)	10 m 9 m (北側に隣地境界線を有するもの)	—
建築物等の用途の制限	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物以外のもの(第1号から第4号までの2以上に該当するものを含む。) (1) 住宅(3戸以上の長屋を除く。次号において同じ。) (2) 住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設又は美術品若しくは工芸品を製作するためのアトリエ若しくは工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.2キロワット以下のものに限る。)を兼ねるもの (3) 共同住宅(3戸以上のものを除く。) (4) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 (5) 前各号の建築物に附属するもの	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物以外のもの(第1号から第4号までの2以上に該当するものを含む。) (1) 住宅(3戸以上の長屋を除く。次号において同じ。) (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅(3戸以上のものを除く。) (4) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 (5) 前各号の建築物に附属するもの	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第130条の6に定める工場 (3) 学校、図書館その他これらに類するもの (4) 病院又は診療所 (5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (6) 事務所、店舗又は飲食店 (7) 前各号に掲げる建築物の用途を兼ねる住宅 (8) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 (9) 前各号の建築物に附属するもの
建築物等の形態又は意匠の制限	自己の用に供する広告物のうち、次のいずれかに該当するものは、建築物に表示又は築造設置してはならない 1 独立して築造設置する広告塔、広告板類(突出し広告、三角柱広告、立看板等を含む)で、次のアからエまでのいずれかに該当するもの ア 高さ(脚長を含む)が3mを超えるもの イ 一辺(脚長を除く)の長さが1.2mを超えるもの ウ 表示面積(表示面が2以上の時は、その合計)が1m ² を超えるもの エ 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なうもの 2 建築物の表示する広告、看板類で前号イからエまでのいずれかに該当するもの	自己の用に供する広告物のうち、次のいずれかに該当するものは、建築物に表示又は築造設置してはならない 1 独立して築造設置する広告塔、広告板類(突出し広告、三角柱広告、立看板等を含む)で、次のアからウまでのいずれかに該当するもの ア 高さ(脚長を含む)が3mを超えるもの イ 一辺(脚長を除く)の長さが1.2mを超えるもの ウ 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なわないもの 2 建築物の表示する広告、看板類で前号イからウまでのいずれかに該当するもの	北海道屋外広告物条例第6条第1項各号の一に該当する広告物以外の広告物を建築物に表示又は築造設置してはならない。ただし、自己の用に供する広告物を建築物に表示又は築造設置する場合は、次の要件を満たすものでなければならない。 1 三角柱看板及びこれに類似しないもの 2 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なわないもの
垣又は柵の構造の制限	塙の高さは1.2m以下とする。ただし、生垣はこの限りでない。		塙の高さは1.2m以下とする。ただし、生垣およびネットフェンスはこの限りでない。
土地利用の制限	住宅内幹線道路(幅員16m)の植樹帯を保全する。		

注) ゴシック体(太字)は、地区計画によるもの

近隣センター地区	サブセンター地区	沿道サービス地区
近隣商業地域	第2種住居地域	第2種住居地域
80 %	60 %	60 %
200 %	200 %	200 %
準防火地域	—	—
—	—	—
1.5 m (都市計画道路「苦小牧白老通」の道路境界線 (隅切部分を除く。)から建築物の外壁等の中心線まで) 10 m (住区内幹線道路境界線(隅切部分を除く。)から建築物の外壁等の中心線まで) 住区内幹線道路：新生台西通	1.5 m (道路境界線(隅切部分を除く。)から建築物の外壁等の中心線まで。ただし、附属建築物で軒高2.3m以下のものは除く)	—
—	—	—
建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物 (1) 建築物の1階部分を住宅の用途に供するもの (2) 建築物の1階部分を共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの (3) ホテル又は旅館 (4) 自動車教習所 (5) 倉庫（建築物に附属する自家用倉庫を除く。） (6) 自動車庫（床面積の合計が50平方メートル以下のもの及び2階以上の階を自動車庫の用途に供しない建築物に附属するもので、床面積の合計が同一敷地内にある建築物の延べ面積の合計の3分の1以下のものを除く。） (7) 自動車修理工場 (8) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (9) 畜舎（床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。）	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅（3戸以上の長屋を除く。） (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 病院又は診療所 (4) 幼保連携型認定こども園 (5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (6) 事務所、店舗又は飲食店 (7) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (8) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 (9) 前各号の建築物に附属するもの	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物 (1) 住宅（長屋及び次号から第5号までに掲げる建築物以外の用途を兼ねるものを除く。） (2) ホテル又は旅館 (3) 畜舎（床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。） (4) 自動車教習所 (5) 法別表第2（ヘ）項第3号に掲げる建築物
	北海道屋外広告物条例第6条第1項各号の一に該当する広告物以外の広告物を建築物に表示又は築造設置してはならない。ただし、自己の用に供する広告物を建築物に表示又は築造設置する場合は、次の要件を満たすものでなければならない。 1 三角柱看板及びこれに類似しないもの 2 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なわないもの	
	塀の高さは1.2m以下とする。ただし、生垣およびネットフェンスはこの限りでない。	

2) 錦西ニュータウン地区

地区の名称	低層専用住宅地区	低中層住宅地区	一般住宅地区	近隣サービス地区
用途地域	第1種低層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域
建蔽率	40 %	60 %	60 %	60 %
容積率	60 %	200 %	200 %	200 %
防火に対する制限	—	—	—	—
敷地面積の最低限度	200 m ²	200 m ²	200 m ²	200 m ²
壁面位置の最低限度	1 m (敷地境界線から建築物の外壁等の面まで)	1 m (敷地境界線から建築物の外壁等の中心線まで)	—	—
高さの最高限度	10 m	20 m 12 m (敷地面積700m ² 未満)	—	12 m
建築物等の用途の制限	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物以外のもの (第1号から第4号までの2以上に該当するものを含む。) (1) 住宅 (3戸以上の長屋を除く。次号において同じ。) (2) 住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設又は美術品若しくは工芸品を製作するためのアトリエ若しくは工房 (原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.2キロワット以下のものに限る。)を兼ねるもの (3) 共同住宅 (3戸以上のものを除く。) (4) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 (5) 前各号に掲げる建築物に附属するもの	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 令第130条の3に定める住宅 (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 (5) 前各号に掲げる建築物に附属するもの	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 令第130条の6に定める工場 (4) 事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (5) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 (6) 前各号に掲げる建築物に附属するもの	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 病院又は診療所 (4) 事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (5) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 (6) 前各号に掲げる建築物に附属するもの
建築物等の形態又は意匠の制限	自己の用に供する広告物のうち、次のいずれかに該当するものは、建築物に表示又は築造設置してはならない 1 独立して築造設置する広告塔、広告板類 (突出し広告、三角柱広告、立看板等を含む) で、次のアからエまでのいずれかに該当するもの ア 高さ (脚長を含む) が3mを超えるもの イ 一辺 (脚長を除く) の長さが1.2mを超えるもの ウ 表示面積 (表示面が2以上の時は、その合計) が1m ² を超えるもの エ 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なうもの 2 建築物に表示する広告、看板類で前号イからエまでのいずれかに該当するもの	北海道屋外広告物条例第6条第1項各号の一に該当する広告物以外の広告物を建築物に表示又は築造設置してはならない。ただし、自己の用に供する広告物を建築物に表示又は築造設置する場合は、次の要件を満たすものでなければならない。 1 三角柱看板及びこれに類似しないもの 2 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なわないもの		北海道屋外広告物条例第6条第1項各号の一に該当する広告物以外の広告物を建築物に表示又は築造設置してはならない。ただし、自己の用に供する広告物を建築物に表示又は築造設置する場合は、次の要件を満たすものでなければならない。 1 三角柱看板及びこれに類似しないもの 2 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なわないもの
垣又は柵の構造の制限	塀の高さは1.2m以下とする。ただし、生垣はこの限りでない。	塀の高さは1.2m以下とする。ただし、生垣およびネットフェンスはこの限りでない。		

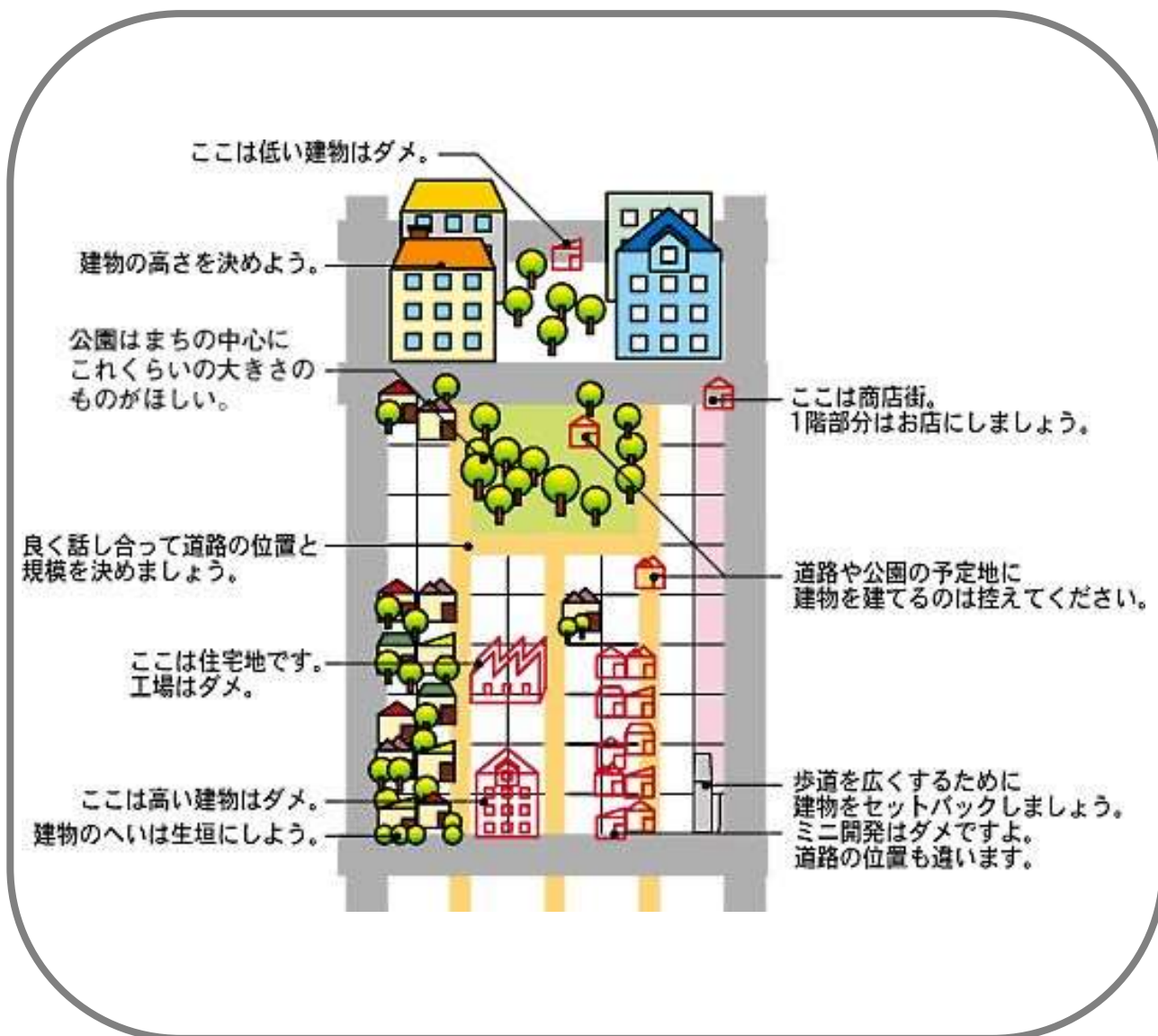
注) ゴシック体 (太字) は、地区計画によるもの

近隣センター地区	文教業務地区	軽工業地区
近隣商業地域	第1種中高層住居専用地域	準工業地域
80 %	60 %	60 %
200 %	200 %	200 %
準防火地域	—	—
200 m ²	200 m ²	500 m ²
—	—	2 m (敷地境界線から建築物の外壁等の中心線まで)
—	—	—
建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物 (1) 住宅（次号から第7号までに掲げる建築物以外の建築物の用途を兼ねるものを除く。） (2) 建築物の1階部分を共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの (3) ホテル又は旅館 (4) 自動車教習所 (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (7) 畜舎（床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。）	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅、共同住宅又は寄宿舎（当該計画地区内の学校が設置する学校の生徒、学生又は教職員が居住するためのものに限る。） (2) 学校 (3) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 (4) 前各号に掲げる建築物に附属するもの	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物 (1) 住宅（当該計画地区内に設置する事業所の管理用住宅を除く。） (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿（当該計画地区内に設置する事業所の従業者のための寄宿舎を除く。） (3) 図書館又は博物館 (4) 自動車教習所 (5) ボーリング場、スケート場又は水泳場 (6) 神社・寺院・教会その他これらに類するもの (7) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (8) 畜舎（床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。） (9) 法別表第2(を)項に掲げる建築物 (10) 次に掲げる事業を営む工場 ア 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白 イ 骨炭その他動物質炭の製造 ウ 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造 エ 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白 オ 骨、角、牙、ひづめ又は貝殻の引割又は乾燥研磨 カ レディーミクストコンクリートの製造又セメントの袋詰で出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用するもの キ ドラム缶の洗浄又は再生
		塀の高さは1.2m以下とする。ただし、生垣およびネットフェンスはこの限りでない。

3) みどり野地区

地区の名称	低層専用住宅地区	一般住宅地区
用途地域	第1種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域
建蔽率	40 %	50 %
容積率	60 %	100 %
防火に対する制限	—	—
敷地面積の最低限度	200 m ²	200 m ²
壁面位置の最低限度	1 m (敷地境界線から建築物の外壁等の面まで) 1.5 m (北側隣地境界線から建築物の外壁等の中心線まで。ただし附属建築物で軒高2.3m以下のものは除く)	1.5 m (北側隣地境界線から建築物の外壁等の中心線まで。ただし附属建築物で軒高2.3m以下のものは除く)
高さの最高限度	10 m	10 m
建築物等の用途の制限	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物以外のもの（第1号から第5号までの2以上に該当するものを含む。） (1) 住宅（3戸以上の長屋を除く。次号において同じ。） (2) 住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設又は美術品若しくは工芸品を製作するためのアトリエ若しくは工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.2キロワット以下のものに限る。）を兼ねるもの (3) 共同住宅（3戸以上のものを除く。） (4) 集会所（町内会その他の地縁による団体が行う地域的な共同活動のためのものに限る。） (5) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 (6) 前各号に掲げる建築物に附属するもの	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅 (4) 診療所 (5) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (6) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 (7) 前各号に掲げる建築物に附属するもの
建築物等の形態又は意匠の制限	自己の用に供する広告物のうち、次のいずれかに該当するものは、建築物に表示又は築造設置してはならない 1 独立して築造設置する広告塔、広告板類（突出し広告、三角柱広告、立看板等を含む）で、次のアからエまでのいずれかに該当するもの ア 高さ（脚長を含む）が3mを超えるもの イ 一辺（脚長を除く）の長さが1.2mを超えるもの ウ 表示面積（表示面が2以上の時は、その合計）が1m²を超えるもの エ 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なうもの 2 建築物の表示する広告、看板類で前号イからエまでのいずれかに該当するもの	北海道屋外広告物条例第6条第1項各号の一に該当する広告物以外の広告物を建築物に表示又は築造設置してはならない。ただし、自己の用に供する広告物を建築物に表示又は築造設置する場合は、次の要件を満たすものでなければならない。 1 三角柱看板及びこれに類似しないもの 2 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なわないもの
垣又は柵の構造の制限	塀の高さは1.2m以下とする。ただし、生垣はこの限りでない。	

注) ゴシック体（太字）は、地区計画によるもの



4) 苫小牧錦岡オーシャンヒルズ地区

地区の名称	専用住宅地区	別荘住宅地区	沿道住宅地区
用途地域	第1種低層住居専用地域	第1種住居地域	第2種低層住居専用地域
建蔽率	40 %	40 %	50 %
容積率	60 %	60 %	100 %
防火に対する制限	—	—	—
敷地面積の最低限度	200 m ²	700 m ²	200 m ²
壁面位置の最低限度	1 m (敷地境界線から建築物の外壁等の面まで) 1.5 m (道路境界線(隅切部分を除く)及び北側隣地境界から建築物の外壁等の中心線まで。 ただし、下記のものは1m (1) 附属建築物で軒高2.3m以下のもの (2) 外壁の中心線の長さの合計が4m以下のもの)	1.5 m (道路境界線(隅切部分を除く)及び隣地境界線の外壁等の中心線まで)	1 m (敷地境界線から建築物の外壁等の面まで) 1.5 m (道路境界線(隅切部分を除く)及び北側隣地境界から建築物の外壁等の中心線まで。 ただし、下記のものは1m (1) 附属建築物で軒高2.3m以下のもの (2) 外壁の中心線の長さの合計が4m以下のもの)
高さの最高限度	10 m 9 m (北側に隣地境界線を有するもの)	10 m	10 m
建築物等の用途の制限	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (3戸以上の長屋を除く。) (2) 共同住宅 (3戸以上のものを除く。) (3) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 (4) 前3号の建築物に附属するもの	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (3戸以上の長屋を除く。) (2) 共同住宅 (3戸以上のものを除く。) (3) ホテル又は旅館 (4) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 (5) 前各号の建築物に附属するもの	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (3戸以上の長屋を除く。) (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (4) 診療所 (5) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 (6) 前各号の建築物に附属するもの
建築物等の形態又は意匠の制限	自己の用に供する広告物のうち、次のいずれかに該当するものは、建築物に表示又は築造設置してはならない 1 独立して築造設置する広告塔、広告板類(突出し広告、三角柱広告、立看板等を含む)で、次のアからエまでのいずれかに該当するもの ア 高さ(脚長を含む)が3mを超えるもの イ 一辺(脚長を除く)の長さが1.2mを超えるもの ウ 表示面積(表示面が2以上の時は、その合計)が1m ² を超えるもの エ 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なうもの 2 建築物の表示する広告、看板類で前号イからエまでのいずれかに該当するもの		北海道屋外広告物条例第6条第1項各号の一に該当する広告物以外の広告物を建築物に表示又は築造設置してはならない。ただし、自己の用に供する広告物を建築物に表示又は築造設置する場合は、次の要件を満たすものでなければならない。 1 三角柱看板及びこれに類似しないもの 2 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより美観風致を損なわないもの
垣又は柵の構造の制限	塀の高さは1.2m以下とする。ただし、生垣はこの限りでない。		

注) ゴシック体(太字)は、地区計画によるもの

集合住宅A地区		集合住宅B地区	集合住宅C地区
第1種住居地域		第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域
60 %		60 %	60 %
200 %		200 %	200 %
—		—	—
—		—	—
1.5 m (道路境界線(隅切部分を除く)から建築物の外壁等の中心線まで。ただし、附属建築物で軒 高2.3m以下のものは除く)		1.5 m (道路境界線(隅切部分を除く)から建築物の外壁等の中心線まで。ただし、附属建築物で軒 高2.3m以下のものは除く)	1.5 m (道路境界線(隅切部分を除く)から建築物の外壁等の中心線まで。ただし、附属建築物で軒 高2.3m以下のものは除く)
—		—	—
建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 令第130条の6に定める工場 (3) 学校 (4) 病院又は診療所 (5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (6) 事務所、店舗又は飲食店 (7) 前各号に掲げる建築物の用途を兼ねる住宅 (8) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 (9) 前各号の建築物に附属するもの		建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 学校、図書館その他これらに類するもの (3) 病院又は診療所 (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (5) 店舗又は飲食店 (6) 前各号に掲げる建築物の用途を兼ねる住宅 (7) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 (8) 前各号の建築物に附属するもの	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 病院又は診療所 (3) 幼保連携型認定こども園 (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (5) 事務所、店舗又は飲食店 (6) 前各号に掲げる建築物の用途を兼ねる住宅 (7) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 (8) 前各号の建築物に附属するもの
北海道屋外広告物条例第6条第1項各号の一に該当する広告物以外の広告物を建築物に表示又は築造設置してはならない。ただし、自己の用に供する広告物を建築物に表示又は築造設置する場合は、次の要件を満たすものでなければならない。			
1 三角柱看板及びこれに類似しないもの 2 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより美観風致を損なわないもの			
垣又は柵の構造の制限	—		

5) グリーンヒル苦小牧地区

地区の名称	低層専用住宅地区	一般住宅地区
用途地域	第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域
建蔽率	40 %	50 %
容積率	60 %	100 %
防火に対する制限	—	—
敷地面積の最低限度	180 m ²	180 m ²
壁面位置の最低限度	1 m (敷地境界線から建築物の外壁等の面まで) 1.5 m (北側隣地境界線から建築物の外壁等の中心線まで。ただし附属建築物で軒高2.3mのものは除く) 以下のものは除く)	1 m (敷地境界線から建築物の外壁等の面まで) 1.5 m (北側隣地境界線から建築物の外壁等の中心線まで。ただし附属建築物で軒高2.3mのものは除く) 以下のものは除く)
高さの最高限度	10 m 9 m (北側に隣地境界線を有するもの)	10 m
建築物等の用途の制限	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物以外のもの（第1号から第5号までの2以上に該当するものを含む。） (1) 住宅（3戸以上の長屋を除く。次号において同じ。） (2) 住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設又は美術品若しくは工芸品を製作するためのアトリエ若しくは工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.2キロワット以下のものに限る。）を兼ねるもの (3) 共同住宅（3戸以上のものを除く。） (4) 集会所（町内会その他の地縁による団体が行う地域的な共同活動のためのものに限る。） (5) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 (6) 前各号の建築物に附属するもの	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅（3戸以上の長屋を除く。次号において同じ。） (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅（3戸以上のものを除く。） (4) 診療所 (5) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (6) 集会所（町内会その他の地縁による団体が行う地域的な共同活動のためのものに限る。） (7) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 (8) 前各号の建築物に附属するもの
建築物等の形態又は意匠の制限	自己の用に供する広告物のうち、次のいずれかに該当するものは、建築物に表示又は築造設置してはならない 1 独立して築造設置する広告塔、広告板類（突出し広告、三角柱広告、立看板等を含む）で、次のアからエまでのいずれかに該当するもの ア 高さ（脚長を含む）が3mを超えるもの イ 一辺（脚長を除く）の長さが1.2mを超えるもの ウ 表示面積（表示面が2以上の時は、その合計）が1m²を超えるもの エ 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なうもの 2 建築物の表示する広告、看板類で前号イからエまでのいずれかに該当するもの	北海道屋外広告物条例第6条第1項各号の一に該当する広告物以外の広告物を建築物に表示又は築造設置してはならない。ただし、自己の用に供する広告物を建築物に表示又は築造設置する場合は、次の要件を満たすものでなければならない。 1 三角柱看板及びこれに類似しないもの 2 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なわないもの
垣又は柵の構造の制限	塀の高さは1.2m以下とする。 ただし、生垣はこの限りでない。	塀の高さは1.2m以下とする。 ただし、生垣及びネットフェンスはこの限りでない。

注) ゴシック体(太字)は、地区計画によるもの

6) ザ・スプリングス高丘地区

地区の名称	専用住宅地区	分散店舗地区
用途地域	第1種中高層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域
建蔽率	50 %	60 %
容積率	80 %	200 %
防火に対する制限	—	—
敷地面積の最低限度	200 m ²	300 m ²
壁面位置の最低限度	1 m (北側隣地境界線から建築物の外壁等の中心線まで) 1.5 m (道路境界線(隅切部分を除く)から建築物の外壁等の中心線まで。ただし下記の場合は1m (1) 附属建築物で軒高2.3m以下のもの (2) 外壁の中心線の長さの合計が4m以下のもの) 3m (住区内幹線道路境界線から建築物の外壁等の中心線まで) 住区内幹線道路：ザ・スプリングス高丘中央線	1.5 m (北側隣地境界線から建築物の外壁等の中心線まで。ただし下記の場合は1m (1) 附属建築物で軒高2.3m以下のもの (2) 外壁の中心線の長さの合計が4m以下のもの) 3 m (道路境界線(隅切部分を除く)から建築物の外壁等の中心線まで。ただし下記の場合は1.5m (1) 附属建築物で軒高2.3m以下のもの (2) 外壁の中心線の長さの合計が4m以下のもの)
高さの最高限度	9 m (敷地に面する道路の道路中心の高さより) (2以上に面する場合は標高の高い道路より)	10 m (敷地に面する道路の道路中心の高さより) (2以上に面する場合は標高の高い道路より)
建築物等の用途の制限	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物以外のもの(第1号から第3号までの2以上に該当するものを含む。) (1) 住宅(3戸以上の長屋を除く。) (2) 共同住宅(3戸以上のものを除く。) (3) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 (4) 前3号の建築物に附属するもの	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 診療所 (2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (3) 前2号に掲げる建築物の用途を兼ねる住宅 (4) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 (5) 前各号の建築物に附属するもの
建築物等の形態又は意匠の制限	北海道屋外広告物条例第6条第1項各号の一に該当する広告物以外の広告物を建築物に表示又は築造設置してはならない。自己の用に供する広告物のうち、次のいずれかに該当するものは、建築物に表示又は築造設置してはならない 1 独立して築造設置する広告塔、広告板類(突出し広告、三角柱広告、立看板等を含む)で、次のアからエまでのいずれかに該当するもの ア 高さ(脚長を含む)が3mを超えるもの イ 一辺(脚長を除く)の長さが1.2mを超えるもの ウ 表示面積(表示面が2以上の時は、その合計)が1m²を超えるもの エ 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なうもの 2 建築物の表示する広告、看板類で前号イからエまでのいずれかに該当するもの	北海道屋外広告物条例第6条第1項各号の一に該当する広告物以外の広告物を建築物に表示又は築造設置してはならない。ただし、自己の用に供する広告物を建築物に表示又は築造設置する場合は、次の要件を満たすものでなければならない。 1 三角柱看板及びこれに類似しないもの 2 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なわないもの
垣又は柵の構造の制限	塀の高さは0.8m以下とし、木製又はレンガ、レンガタイル又はこれに類する材料仕上げをされているもの以外は設置してはならない。ただし、生垣はこの限りでない。	

注) ゴシック体(太字)は、地区計画によるもの

7) ウトナイ地区

地区の名称	一般住宅地区	沿道住宅地区	近隣サービス地区	工業地区
用途地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域 準住居地域	第2種住居地域	工業地域
建蔽率	60 %	60 %	60 %	60 %
容積率	200 %	200 %	200 %	200 %
防火に対する制限	—	—	—	—
敷地面積の最低限度	200 m ²	200 m ²	300 m ²	500 m ²
壁面位置の最低限度	—	—	—	—
高さの最高限度	—	—	—	—
建築物等の用途の制限	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 学校、図書館その他これらに類するもの (4) 病院又は診療所 (5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (6) 令第130条の5の3各号に掲げる建築物の用途に供するもの (7) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (8) 法別表第2(い)項第9号に掲げる建築物 (9) 前各号の建築物に附属するもの	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 令第130条の6に定める工場 (4) 学校、図書館その他これらに類するもの (5) 病院又は診療所 (6) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (7) 事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (8) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (9) 法別表第2(い)項第9号に掲げる建築物 (10) 前各号の建築物に附属するもの	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物 (1) 住宅(長屋及び管理用住宅並びに次号から第6号までに掲げる建築物以外の建築物の用途を兼ねるものを除く。) (2) 建築物の1階部分を共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの (3) 学校(幼保連携型認定こども園、専修学校及び各種学校を除く。) (4) 自動車教習所 (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (6) 畜舎(床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。)	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物 (1) 住宅(長屋及び管理用住宅並びに次号から第7号までに掲げる建築物以外の建築物の用途を兼ねるものを除く。) (2) 共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿(当該計画地区内に設置する事業所の従業者のための寄宿舎を除く。) (3) 図書館又は博物館 (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(当該計画地区内に設置する事業所の従業者のための保育所を除く。) (5) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (7) 畜舎(床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。)
建築物等の形態又は意匠の制限	北海道屋外広告物条例第6条第1項各号の一に該当する広告物以外の広告物を建築物に表示又は築造設置してはならない。ただし、自己の用に供する広告物を建築物に表示又は築造設置する場合は、次の要件を満たすものでなければならない。 1 北海道屋外広告物条例施行規則第1条の4に規定する第3種許可地域の要件を満たすもの 2 三角柱広告及びこれに類似しないもの 3 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なわないもの	北海道屋外広告物条例第6条第1項各号の一に該当する広告物以外の広告物を建築物に表示又は築造設置してはならない。ただし、自己の用に供する広告物を建築物に表示又は築造設置する場合は、次の要件を満たすものでなければならない。 1 北海道屋外広告物条例施行規則第1条の4に規定する第3種許可地域の要件を満たすもの 2 三角柱広告及びこれに類似しないもの 3 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なわないもの		
垣又は柵の構造の制限	専用住宅については、塀の高さを1.2m以下とする。ただし、生垣はこの限りでない。	専用住宅については、塀の高さを1.2m以下とする。ただし、生垣はこの限りでない。		
土地利用の制限	地区内の緑地を保全する。			

注) ゴシック体(太字)は、地区計画によるもの

8) 沼ノ端駅北地区

地区の名称	一般近隣商業地区	商業・業務地区	商業・業務専用地区
用途地域	近隣商業地域	近隣商業地域	近隣商業地域
建蔽率	80 %	80 %	80 %
容積率	300 %	300 %	300 %
防火に対する制限	準防火地域	準防火地域	準防火地域
敷地面積の最低限度	165 m ²	200 m ²	500 m ²
壁面位置の最低限度	—	—	—
高さの最高限度	—	—	—
建築物等の用途の制限	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物 (1) 学校（幼保連携型認定こども園、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。） (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) ゴルフ練習場又はパッティング練習場 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 倉庫業を営む倉庫 (6) 自動車教習所 (7) 畜舎（床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。） (8) 法別表第2(と)項第2号及び第3号に掲げる工場	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物 (1) 建築物の1階部分を住宅の用途に供するもの (2) 建築物の1階部分を共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの (3) 学校（幼保連携型認定こども園、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。） (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) ゴルフ練習場又はパッティング練習場 (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (7) 倉庫業を営む倉庫 (8) 自動車教習所 (9) 畜舎（床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。） (10) 工場（令第130条の6に定める工場を除く。）	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 学校（幼保連携型認定こども園、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。） (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) ゴルフ練習場又はパッティング練習場 (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (7) 倉庫業を営む倉庫 (8) 自動車教習所 (9) 畜舎（床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。） (10) 工場
建築物等の形態又は意匠の制限	北海道屋外広告物条例第6条第1項各号の一に該当する広告物以外の広告物を建築物に表示又は築造設置してはならない。ただし、自己の用に供する広告物を建築物に表示又は築造設置する場合は、次の要件を満たすものでなければならない。 1 三角柱広告及びこれに類似しないもの 2 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なわないもの		

注) ゴシック体（太字）は、地区計画によるもの

9) 清水町

用途地域	第1種中高層住居専用地域
建蔽率	60 %
容積率	200 %
防火に対する制限	—
敷地面積の最低限度	—
壁面位置の最低限度	—
高さの最高限度	—
建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない (1) 次に掲げる業種を営む店舗 ア 調剤薬局 (2) 第1号の建築物に附属する自動車庫、駐輪場その他これらに類するもの
建築物等の形態又は意匠の制限	北海道屋外広告物条例第6条第1項各号の一に該当する広告物以外の広告物を建築物に表示又は築造設置してはならない。ただし、自己の用に供する広告物を建築物に表示又は築造設置する場合は、次の要件を満たすものでなければならない。 1 三角柱広告及びこれに類似しないもの 2 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なわないもの
垣又は柵の構造の制限	

注) ゴシック体(太字)は、地区計画によるもの

10) 植苗星ヶ丘地区

地区の名称	低層住宅地区
建蔽率	60 %
容積率	100 %・200 %
防火に対する制限	—
敷地面積の最低限度	—
壁面位置の最低限度	—
高さの最高限度	—
建築物等の用途の制限	建築してはならない建築物 次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 建築基準法別表第2(ろ)項に掲げる建築物

注) ゴシック体(太字)は、地区計画によるもの

11) 新千歳空港周辺地区

地区の名称	レンタカー・駐車場地区	沿道サービス地区
建蔽率	40 %	40 %
容積率	60 %	60 %
防火に対する制限	—	—
敷地面積の最低限度	3,000 m ²	1,000 m ²
壁面位置の最低限度	5m (敷地境界線から建築物の外壁等の中心線まで)	
高さの最高限度	9m	
建築物等の用途の制限	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物以外のもの 1. レンタカー業を営む店舗（道路運送法第80条第1項に規定する事業の許可を受けたものが営むものをいう。） 2. 当該計画地区内に設置する前号に掲げる店舗において使用する自動車の整備（修理を除く。）を行う工場（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75KW以下（ロータリー式またはパッケージ式の空気圧縮機に使用するものにあっては7.5KW以下、その他の空気圧縮機に使用するものにあっては、1.5KW以下）のものに限る。） 3. 駐車場業を営む店舗（駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場（自動車庫の用途に供する建築物及び工作物を除く。）を営むものをいう。） 4. 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5の5各号に掲げるものを除く。）	建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物以外のもの 1. 給油取扱所（危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所をいう。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以下のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75KW以下（ロータリー式又はパッケージ式の空気圧縮機に使用するものにあっては7.5KW以下、その他の空気圧縮機に使用するものにあっては、1.5KW以下）のものに限る。） 2. 法別表第 2（は）項第 5号に掲げる建築物 3. 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5の5各号に掲げるものを除く。）
建築物等の形態又は意匠の制限	1. 建築物及び広告物の色彩及び形態は、周辺の景観と調和したものとする。 2. 自己の用に供する広告物を建築物に表示又は築造設置する場合は、次の要件を満たすものでなければならない。 (1) 三角柱看板及びこれに類似しないもの。 (2) 地盤面からの高さ（脚長を含む）が9mを超えないもの。ただし、建築物に付帯する看板等については、建築物との高さの合計が10mを超えないもの。 (3) 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なわないもの。	
垣又は柵の構造の制限	塀の高さは0.8m以下とし、木製又はレンガ、レンガタイル又はこれに類する材料の仕上げをされているもの以外は設置してはならない。ただし、生垣及び樹木については、この限りではない。	
土地利用の制限	1. 現に存する樹林地、草地等のうち、事業の用に供しない土地については、その保存に努める 2. 地域良好な環境形成のため、道路（空港泉沢大通及び美沢新千歳空港通）に接道している部分は、道路との敷地境界から4m以上の区域を緑地帯として保全に努める。ただし、車両が出入するための切り下げ部分はこの限りではない。	

注) ゴシック体（太字）は、地区計画によるもの

【参考】 建築基準法 別表第二 用途地域等内の建築物の制限（第二十七条、第四十八条、第六十八条の三関係）
（昭三四法一五六・旧別表第一線下・一部改正、昭三五法一四〇・昭三六法一一五・昭三七法八一・昭四五法一〇九・昭五〇法五九・昭五一法八三・昭五九法七六・昭六二法六六・平四法八二・平一〇法五五・平一八法四六・平二四法六七・平二六法五四・平二七法四五・平二九法二六・一部改正）

(い)	第一種低層住居 専用地域内に 建築することが できる建築物	一 住宅 二 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの 三 共同住宅、寄宿舎又は下宿 四 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの 五 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 六 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 七 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第六項第一号に該当する営業（以下この表において「個室付浴場業」という。）に係るものを除く。） 八 診療所 九 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物 十 前各号の建築物に附属するもの（政令で定めるものを除く。）
(ろ)	第二種低層住居 専用地域内に 建築することが できる建築物	一 (い)項第一号から第九号までに掲げるもの 二 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が百五十平方メートル以内のもの（三階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 三 前二号の建築物に附属するもの（政令で定めるものを除く。）
(は)	第一種中高層住 居専用地域内に 建築することが できる建築物	一 (い)項第一号から第九号までに掲げるもの 二 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの 三 病院 四 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 五 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以内のもの（三階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 六 自動車車庫で床面積の合計が三百平方メートル以内のもの又は都市計画として決定されたもの（三階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 七 公益上必要な建築物で政令で定めるもの 八 前各号の建築物に附属するもの（政令で定めるものを除く。）
(に)	第二種中高層住 居専用地域内に 建築してはなら ない建築物	一 (ほ)項第二号及び第三号、(へ)項第三号から第五号まで、(と)項第四号並びに(り)項第二号及び第三号に掲げるもの 二 工場（政令で定めるものを除く。） 三 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設 四 ホテル又は旅館 五 自動車教習所 六 政令で定める規模の畜舎 七 三階以上の部分を(は)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するもの（政令で定めるものを除く。） 八 (は)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの（政令で定めるものを除く。）
(ほ)	第一種住居地域 内に建築しては ならない建築物	一 (へ)項第一号から第五号までに掲げるもの 二 マーじゃん屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 三 カラオケボックスその他これに類するもの 四 (は)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートルを超えるもの（政令で定めるものを除く。）
(へ)	第二種住居地域 内に建築しては ならない建築物	一 (と)項第三号及び第四号並びに(り)項に掲げるもの 二 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が五十平方メートルを超えるもの 三 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの 四 自動車車庫で床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの又は三階以上の部分にあるもの（建築物に附属するもので政令で定めるもの又は都市計画として決定されたものを除く。） 五 倉庫業を営む倉庫 六 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの
(と)	準住居地域内に 建築してはなら ない建築物	一 (り)項に掲げるもの 二 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が五十平方メートルを超えるもの（作業場の床面積の合計が百五十平方メートルを超えない自動車修理工場を除く。） 三 次に掲げる事業（特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であつて住居の環境を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。）を営む工場 （一）容量十リットル以上三十リットル以下のアセチレンガス発生器を用いる金属の工作 （一の二）印刷用インキの製造 （二）出力の合計が〇・七五キロワット以下の原動機を使用する塗料の吹付 （二の二）原動機を使用する魚肉の練製品の製造 （三）原動機を使用する二台以下の研磨機による金属の乾燥研磨（工具研磨を除く。） （四）コルク、エボナイト若しくは合成樹脂の粉碎若しくは乾燥研磨又は木材の粉碎で原動機を使用するもの （四の二）厚さ〇・五ミリメートル以上の金属板のつち打加工（金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）又は原動機を使用する金属のプレス（液圧プレスのうち矯正プレスを使用するものを除く。）若しくはせん断 （四の三）印刷用平版の研磨 （四の四）糖衣機を使用する製品の製造 （四の五）原動機を使用するセメント製品の製造 （四の六）ワイヤーフォーミングマシンを使用する金属線の加工で出力の合計が〇・七五キロワットを超える原動機を使用するもの （五）木材の引割若しくはかんな削り、裁縫、機織、捻糸、組ひも、編物、製袋又はやすりの目立て出力の合計が〇・七五キロワットを超える原動機を使用するもの （六）製針又は石材の引割で出力の合計が一・五キロワットを超える原動機を使用するもの （七）出力の合計が二・五キロワットを超える原動機を使用する製粉 （八）合成樹脂の射出成形加工 （九）出力の合計が十キロワットを超える原動機を使用する金属の切削 （十）メッキ （十一）原動機の出力の合計が一・五キロワットを超える空気圧縮機を使用する作業 （十二）原動機を使用する印刷 （十三）ペンディングマシン（ロール式のものに限る。）を使用する金属の加工 （十四）タンブラーを使用する金属の加工 （十五）ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機を除く。）を使用する作業 （十六）（一）から（十五）までに掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、住居の環境を保護する上で支障があるものとして政令で定める事業 四 (ろ)項第一号（一）から（三）まで、（十一）又は（十二）の物品（(ぬ)項第四号及び(る)項第二号において「危険物」という。）の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの 五 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの又はナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 六 前号に掲げるもののほか、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるもの又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの
(ち)	田園住居地域内 に建築すること ができる建築物	一 (い)項第一号から第九号までに掲げるもの 二 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの（政令で定めるものを除く。） 三 農業の生産資材の貯蔵に供するもの 四 地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗その他の農業の利便を増進するために必要な店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以内のもの（三階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 五 前号に掲げるもののほか、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が百五十平方メートル以内のもの（三階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 六 前各号の建築物に附属するもの（政令で定めるものを除く。）

(り)	近隣商業地域内に建築してはならない建築物	一 (ぬ)項に掲げるもの 二 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 三 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの
(ぬ)	商業地域内に建築してはならない建築物	一 (る)項第一号及び第二号に掲げるもの 二 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が百五十平方メートルを超えるもの（日刊新聞の印刷所及び作業場の床面積の合計が三百平方メートルを超えない自動車修理工場を除く。） 三 次に掲げる事業（特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であつて商業その他の業務の利便を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。）を営む工業 （一）玩具煙火の製造 （二）アセチレンガスをを用いる金属の工作（アセチレンガス発生器の容量三十リットル以下のもの又は溶解アセチレンガスをを用いるものを除く。） （三）引火性溶剤を用いるドライクリーニング、ドライダイニング又は塗料の加熱乾燥若しくは焼付（赤外線を用いるものを除く。） （四）セルロイドの加熱加工又は機械のこぎりを使用する加工 （五）絵具又は水性塗料の製造 （六）出力の合計が〇・七五キロワットを超える原動機を使用する塗料の吹付 （七）亜硫酸ガスをを用いる物品の漂白 （八）骨炭その他動物質炭の製造 （八の二）せつけんの製造 （八の三）魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造 （八の四）手すき紙の製造 （九）羽又は毛の洗浄、染色又は漂白 （十）ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの消毒、選別、洗浄又は漂白 （十一）製綿、古綿の再製、起毛、せん毛、反毛又はフェルトの製造で原動機を使用するもの （十二）骨、角、牙、ひづめ若しくは貝殻の引割若しくは乾燥研磨又は三台以上の研磨機による金属の乾燥研磨で原動機を使用するもの （十三）鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの （十三の二）レディーミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が二・五キロワットを超える原動機を使用するもの （十四）墨、壊炉灰又はれん炭の製造 （十五）活字若しくは金属工芸品の鋳造又は金属の溶融で容量の合計が五十リットルを超えないつば又は窯を使用するもの（印刷所における活字の鋳造を除く。） （十六）瓦、れんが、土器、陶磁器、人造砥石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造 （十七）ガラスの製造又は砂吹 （十七の二）金属の溶射又は砂吹 （十七の三）鉄板の波付加工 （十七の四）ドラム缶の洗浄又は再生 （十八）スプリングハンマーを使用する金属の鍛造 （十九）伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が四キロワット以下の原動機を使用するもの （二十）（一）から（十九）までに掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、商業その他の業務の利便を増進する上で支障があるものとして政令で定める事業 四 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの
(る)	準工業地域内に建築してはならない建築物	一 次に掲げる事業（特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であつて環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。）を営む工場 （一）火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の火薬類（玩具煙火を除く。）の製造 （二）消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物の製造（政令で定めるものを除く。） （三）マッチの製造 （四）ニトロセルローズ製品の製造 （五）ビスコース製品、アセテート又は銅アンモニアレーヨンの製造 （六）合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造（漆又は水性塗料の製造を除く。） （七）引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造 （八）乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造 （九）木材を原料とする活性炭の製造（水蒸気法によるものを除く。） （十）石炭ガス類又はコークスの製造 （十一）可燃性ガスの製造（政令で定めるものを除く。） （十二）圧縮ガス又は液化ガスの製造（製氷又は冷凍を目的とするものを除く。） （十三）塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、磷酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、洗濯ソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸着鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナル、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石灰酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスビリン又はグアヤコールの製造 （十四）たんばく質の加水分解による製品の製造 （十五）油脂の採取、硬化又は加熱加工（化粧品製造を除く。） （十六）ファクチス、合成樹脂、合成ゴム又は合成繊維の製造 （十七）肥料の製造 （十八）製紙（手すき紙の製造を除く。）又はパルプの製造 （十九）製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製 （二十）アスファルトの精製 （二十一）アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜産物又はその残りを原料とする製造 （二十二）セメント、石膏、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造 （二十三）金属の溶融又は精錬（容量の合計が五十リットルを超えないつば若しくは窯を使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目的とするものを除く。） （二十四）炭素粉を原料とする炭素製品若しくは黒鉛製品の製造又は黒鉛の粉碎 （二十五）金属厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業（グラインダーを用いるものを除く。）、びよう打作業又は孔埋作業を伴うもの （二十六）鉄釘類又は鋼球の製造 （二十七）伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が四キロワットを超える原動機を使用するもの （二十八）鍛造機（スプリングハンマーを除く。）を使用する金属の鍛造 （二十九）動物の臓器又は排せつ物を原料とする医薬品の製造 （三十）石綿を含有する製品の製造又は粉碎 （三十一）（一）から（三十）までに掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進する上で支障があるものとして政令で定める事業 二 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの 三 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの
(を)	工業地域内に建築してはならない建築物	一 (る)項第三号に掲げるもの 二 ホテル又は旅館 三 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 四 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの 五 学校（幼保連携型認定こども園を除く） 六 病院 七 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの
(わ)	工業専用地域内に建築してはならない建築物	一 (を)項に掲げるもの 二 住宅 三 共同住宅、寄宿舎又は下宿 四 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 五 物品販売業を営む店舗又は飲食店 六 図書館、博物館その他これらに類するもの 七 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設 八 マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
(か)	用途地域の指定のない区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域を除く。）内に建築してはならない建築物	一 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるもの又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの

○ 建築基準法施行令 第六章 建築物の用途（抜粋）

（第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅）

第三百三十条の三 法別表第二(イ)項第二号(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第一項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める住宅は、延べ面積の二分の一以上を居住の用に供し、かつ、次の各号のいずれかに掲げる用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が五十平方メートルを超えるものを除く。)とする。

- 一 事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。)
- 二 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店
- 三 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 四 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が〇・七五キロワット以下のものに限る。)
- 五 自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。以下同じ。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が〇・七五キロワット以下のものに限る。)
- 六 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
- 七 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が〇・七五キロワット以下のものに限る。)

（第一種低層住居専用地域内に建築することができる公益上必要な建築物）

第三百三十条の四 法別表第二(イ)項第九号(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第一項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設で延べ面積が五百平方メートル以内のもの
- 二 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもので延べ面積が六百平方メートル以内のもの
- 三 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所
- 四 路線バスの停留所の上家
- 五 次のイからチまでのいずれかに掲げる施設である建築物で国土交通大臣が指定するもの
 - イ 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設
 - ロ 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十六号に規定する電気事業(同項第二号に規定する小売電気事業を除く。)の用に供する施設
 - ハ ガス事業法第二条第二項に規定するガス小売事業又は同条第五項に規定する一般ガス導管事業の用に供する施設
 - ニ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
 - ホ 水道法第三条第二項に規定する水道事業の用に供する施設
 - ヘ 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道の用に供する施設
 - ト 都市高速鉄道の用に供する施設
 - チ 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設

（第一種低層住居専用地域等内に建築してはならない附属建築物）

第三百三十条の五 法別表第二(イ)項第十号、(ロ)項第三号及び(チ)項第六号(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第一項、第二項及び第八項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 自動車庫で当該自動車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車庫の用途に供する工作物の築造面積(当該築造面積が五十平方メートル以下である場合には、その値を減じた値)を加えた値が六百平方メートル(同一敷地内にある建築物(自動車庫の用途に供する部分を除く。))の延べ面積の合計が六百平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計)を超えるもの(次号に掲げるものを除く。)
- 二 公告対象区域内の建築物に附属する自動車庫で次のイ又はロのいずれかに該当するもの
 - イ 自動車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が二千平方メートルを超えるもの
 - ロ 自動車庫の床面積の合計に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車庫の床面積の合計及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとに前号の規定により算定される自動車庫の床面積の合計の上限の値を合算した値を超えるもの
- 三 自動車庫で二階以上の部分にあるもの
- 四 床面積の合計が十五平方メートルを超える畜舎
- 五 法別表第二(ト)項第四号に掲げるもの

（第二種低層住居専用地域及び田園住居地域内に建築することができる店舗、飲食店等の建築物）

第三百三十条の五の二 法別表第二(ロ)項第二号及び(チ)項第五号(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第二項及び第八項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店
- 二 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 三 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が五十平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が〇・七五キロワット以下のものに限る。)
- 四 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が五十平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が〇・七五キロワット以下のものに限る。)
- 五 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設

（第一種中高層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店等の建築物）

第三百三十条の五の三 法別表第二(ハ)項第五号(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第三項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 前条第二号から第五号までに掲げるもの
- 二 物品販売業を営む店舗(専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)
- 三 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗

（第一種中高層住居専用地域内に建築してはならない附属建築物）

第三百三十条の五の四 法別表第二(ハ)項第八号(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第三項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 自動車庫で当該自動車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車庫の用途に供する工作物の築造面積(当該築造面積が三百平方メートル以下である場合には、その値を減じた値。第三百三十条の七の二第三号及び第四号並びに第三百三十条の八において同じ。))を加えた値が三千平方メートル(同一敷地内にある建築物(自動車庫の用途に供する部分を除く。))の延べ面積の合計が三千平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計)を超えるもの(次号に掲げるものを除く。)
- 二 公告対象区域内の建築物に附属する自動車庫で次のイ又はロのいずれかに該当するもの
 - イ 自動車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が一万平方メートルを超えるもの

- ロ 自動車車庫の床面積の合計に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の床面積の合計及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとに前号の規定により算定される自動車車庫の床面積の合計の上限の値を合算した値を超えるもの
- 三 自動車車庫で三階以上の部分にあるもの
- 四 第三十条の五第四号及び第五号に掲げるもの

（第二種中高層住居専用地域内に建築することができる工場）

第三十条の六 法別表第二(ロ)項第二号(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第四項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める工場は、パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの(同表(と)項第三号(二の二)又は(四の四)に該当するものを除く。)で、作業場の床面積の合計が五十平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が〇・七五キロワット以下のものに限る。)とする。

（第二種住居地域及び工業地域内に建築してはならない建築物）

第三十条の七の三 法別表第二(ヘ)項第三号及び(を)項第四号(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第六項及び第十二項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(客の接待をするものを除く。)を営む施設(ナイトクラブを除く。)とする。

（第二種住居地域等内に建築してはならない建築物の店舗、飲食店等に類する用途）

第三十条の八の二 法別表第二(ヘ)項第六号及び(を)項第七号(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第六項及び第十二項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める用途は、場外勝舟投票券発売所とする。

2 法別表第二(と)項第六号及び(か)項(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第七項及び第十四項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所及び場外車券売場に類する用途は、場内車券売場及び勝舟投票券発売所とする。

（準住居地域内で営むことができる特殊の方法による事業）

第三十条の八の三 法別表第二(と)項第三号(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第七項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める特殊の方法による事業は、同号(十一)に掲げる事業のうち、国土交通大臣が防音上有効な構造と認めて指定する空気圧縮機で原動機の出力の合計が七・五キロワット以下のものを使用する事業とする。

〇 北海道屋外広告物条例第 6 条第 1 項各号

- (1) 他の法令の規定により表示し、又は設置するもの
- (2) 国、地方公共団体又は公共的団体がその事務又は事業に関して公共的目的をもって表示し、又は設置するもの
- (2)の2 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示する広告物
- (3) 自己の事務所又は営業所に表示し、又は設置する自己の事業若しくは営業の所在、名称、内容、商標又は販売する商品の名称若しくは内容を表示するもの
- (3)の2 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもの
- (3)の3 講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催物を表示するため、当該会場の敷地内に表示し、又は設置するもの
- (3)の4 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物
- (3)の5 人、動物又は車両（第3項の自動車を除く。）、船舶、航空機その他これらに類するものに表示し、又は設置するもの
- (3)の6 煙突、ガスタンク又は油タンクに表示する広告物
- (3)の7 発電用風力設備のナセル（動力伝達装置、発電機等を格納する部分をいう。）に表示する広告物
- (4) 祭礼その他慣例上やむを得ないもの
- (5) 営利を目的としないはり紙、はり札、広告旗その他これらに類するもの
- (6) 表示又は設置の期限が5日以内のもの
- (7) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物

〇 北海道屋外広告物条例施行規則第 1 条の 4 に規定する第 3 種許可地域の要件

別表第3（第1条の4関係）（抜粋）

1 許可地域などの区分に応じた許可の基準

区分	固定広告物			簡易広告物
	地上広告物	屋上広告物	壁面広告物	
第三種許可地域	1面の表示面積が 30 平方メートル以内で、かつ、表示面積 60 平方メートル以内及び高さ 10 メートル以下のものであること。	1 1面の表示面積が 75 平方メートル以内で、かつ、表示面積 150 平方メートル以内のものであること。 2 地上からの高さが 10 メートルを超える場合は、高さが建築物の高さの3分の2又は 15 メートルのいずれか小さい数値以下のものであること。	表示面積が取付け壁面の面積の3分の1又は 50 平方メートルのいずれか小さい数値以内のものであること。	次号の表に定める規格を満たすものであること。

備考

- 地上広告物のうち、道路等を横断して設置されるもの（以下「アーチ式広告物」という。）にあつては、当該横断する部分の下端の高さが歩道上では3メートル以上、車道上では4.5メートル以上のものであること。
- 屋上広告物を階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分（以下「屋上構造物」という。）に設置する場合には、当該屋上構造物の高さは建築物の高さに算入せず、屋上広告物の高さに算入する。
- 壁面広告物のうち、建築物等の壁面から突き出して設置されるものにあつては、出幅が 1.5 メートル以内で、かつ、その下端の高さが歩道上では3メートル以上、車道上では4.5メートル以上のものであること。
- 壁面広告物のうち文字、記号又は商標が表示されている部分の面積は、当該文字、記号又は商標の面積にこれらと意匠上一体となっている部分の面積を加えたものとする。

2 簡易広告物の規格

種類			規格
簡易広告物	立看板		縦3メートル（脚の長さを含む。）以内及び横0.9メートル以内のもので、道路と平行に立てかけられるもの（電柱その他これに類するものを利用しないものに限る。）であること。
	電柱広告物	巻付広告物	1 1柱につき1個とし、蛍光塗料を用いないものであること。 2 縦1.8メートル以内で、かつ、その下端の高さが地上から1.5メートル以上のものであること
		突き出し広告物	1 1柱につき1個とし、蛍光塗料を用いないものであること。 2 縦1.2メートル以内、横0.45メートル以内及び出幅0.6メートル以内（消火栓標識柱を利用する場合にあつては、縦0.4メートル以内及び横0.8メートル以内）で、その下端の高さが歩道上では3メートル以上、車道上では4.5メートル以上のものであること。
	広告幕 広告網		広告物の下端の高さが歩道上では3メートル以上、車道上では4.5メートル以上のものであること。
	アドバルーン広告物		気球の直径が3メートル以内で、かつ、その高さが係留地点から50メートル以下のものとし、これに添加する広告物は、長さ15メートル以内及び横1.5メートル以内のものであること。

都市施設



道路、公園、下水道、河川、病院、市場、火葬場など都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保して、良好な都市環境を保持するための施設です。

1 都市計画道路

苫小牧市は、国際拠点港湾苫小牧港や、新千歳空港を擁しており、道央圏における物流の結節点となっています。

さらに都市活動によって発生する種々の交通需要に対し、交通機関ごとの特性を活かし、統合的な交通体系の確立を図らなければなりません。

苫小牧市の都市計画道路網は、一般国道 36 号、234 号、235 号及び 276 号の広域主要幹線道路により道内各主要都市と結ばれ、その他道道、市道から成る幹線道路や補助幹線道路により、機能的な都市内のネットワークが構成されています。

(1) 都市計画道路（種別内訳）

種別・規模		幅員	路線数	延長	構成比
自動車専用道路	規模 3	22m以上 30m未満	1	14.67 km	4.2 %
	小 計		1	14.67 km	4.2 %
幹線街路	規模 1	40m以上	8	71.12 km	20.2 %
	規模 2	30m以上 40m未満	24	131.20 km	37.3 %
	規模 3	22m以上 30m未満	19	56.41 km	16.0 %
	規模 4	16m以上 22m未満	31	53.82 km	15.3 %
	規模 5	12m以上 16m未満	1	1.07 km	0.3 %
	小 計		83	313.62 km	89.1 %
特殊街路	規模 4	16m以上 22m未満	1	3.26 km	0.9 %
	規模 5	12m以上 16m未満	1	3.06 km	0.9 %
	規模 7	8m未満	22	17.27 km	4.9 %
	小 計		24	23.59 km	6.7 %
合 計			108	351.88 km	100.0 %

(2) 都市計画道路整備状況

	国道	道道	市道	合計
計 画	75.36 km	83.37 km	193.15 km	351.88 km
舗 装 済	60.69 km	62.19 km	115.66 km	238.54 km
舗 装 率	80.53 %	74.60 %	59.88 %	67.79 %

(3) 都市計画道路の種別と役割

- 自動車専用道路 ～ 都市高速道路、都市間高速道路、一般自動車道等専ら自動車の交通の用に供する道路
- 幹 線 街 路 ～ 都市の主要な骨格をなす道路で、都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を主として受けもち、近隣住区等の地区の外郭を形成する道路又は近隣住区等の地区における主要な道路で、当該地区の発生又は集中する交通を当該地区の外郭を形成する道路に連絡するもの
- 区 画 街 路 ～ 近隣住区等の地区における宅地の利用に供するためのもの
- 特 殊 街 路 ～ 専ら歩行者、自転車又は自転車及び歩行者のそれぞれの交通の用に供する道路、専ら都市モノレール等の交通の用に供する道路、主として路面電車の交通の用に供する道路

- 例 1・3・601 ～ 区分・規模・一連番号
- 区分 1：自動車専用道路、3：幹線道路、7：区画道路、8：特殊道路に相当する歩行者専用道路、自転車専用道路、自転車歩行者専用道
- 規模 1：40m≦幅員、2：30m≦幅員、3：22m≦幅員<30m、4：16m≦幅員<22m
5：12m≦幅員<16m、6：8m≦幅員<12m、7：幅員<8m

(3) 都市計画道路一覧表

種別	名 称	位 置		区 域	構 造	都市計画決定変更
	区分・規模・一連番号 路線名	起 点	終 点	延 長 m	構造形式 車 線 数 幅 員 m	告示年月日 告 示 番 号
自動車専用道	1・3・601 苫東自動車道	苫小牧市 字植苗	厚真町 字上厚真	約 19,220 約 (14,670)	24	H10. 8.28 北海道告示第1467号
	構造形式の内訳			約 10,800 約 (9,580)	嵩上式 24	
				約 8,420 約 (5,090)	地表式 24	
幹線街路	3・1・1 西町大通	苫小牧市 矢代町2丁目	苫小牧市 字高丘	約 2,320	地表式 8 45	H13. 3.13 北海道告示第 404号
	車線の数の内訳		4車線 6車線 8車線	約 650 約 590 約 1,080		
	3・1・2 美沢錦岡通	苫小牧市 字美沢	苫小牧市 字錦岡	約 31,590	地表式 40	H 3. 7. 9 北海道告示第1075号
	3・1・3 臨海北通	同 元中野町4丁目	同 字沼ノ端	約 8,620	地表式 50	H 2. 9.17 北海道告示第1304号
	3・2・4 苫小牧港通	同 あけぼの町2丁目	同 字勇払	約 2,680	地表式 4 35	H13. 3.13 北海道告示第 404号
	3・1・5 明野南通	同 日の出町2丁目	同 字沼ノ端	約 8,140	地表式 45	H 2. 9.17 北海道告示第1304号
	3・1・6 緑ヶ丘公園通	同 清水町2丁目	同 清水町3丁目	約 900	地表式 4 40	H13. 3.13 北海道告示第 404号
	3・2・7 勇払沼ノ端通	同 字勇払	同 字沼ノ端	約 8,320	地表式 4 30	H19. 2.16 北海道告示第 107号
	3・1・8 真砂大通	同 字勇払	同 真砂町	約 1,380	地表式 4 60	H13. 3.13 北海道告示第 404号
	3・2・9 苫東美沢通	同 字柏原	同 字美沢	約 5,980	地表式 4 32	〃 〃
	3・2・10 錦岡停車場通	同 宮前町2丁目	同 もえぎ町2丁目	約 1,270	地表式 4 32	〃 〃
	3・2・11 糸井停車場通	同 日吉町3丁目	同 日吉町2丁目	約 420	地表式 4 32	〃 〃
	3・2・12 双葉三条通	同 三光町2丁目	同 字錦岡	約 14,140	地表式 6 36	〃 〃
	3・2・13 支笏湖通	同 元中野町3丁目	同 字高丘	約 3,010	地表式 36	S57. 5.13 北海道告示第 981号
	3・3・14 明野西一条通	同 明野新町2丁目	同 字高丘	約 1,860	地表式 4 27	H13. 3.13 北海道告示第 404号

※ () 内は苫小牧市域分

種 別	名 称	位 置		区 域	構 造	都市計画決定変更
	区分・規模・一連番号 路線名	起 点	終 点	延 長 m	構造形式 車 線 数 幅 員 m	告示年月日 告 示 番 号
幹 線 街 路	3・2・15 臨海中央通	苫小牧市 字勇払	苫小牧市 字柏原	約 5,160	地表式 32	S57. 5.13 北海道告示第 981号
	3・2・16 臨海東通	同 あけぼの町1丁目	同 字勇払	約 6,460	地表式 4 36	H12. 3. 7 北海道告示第 362号
	3・2・17 明野北通	同 字沼ノ端	同 住吉町2丁目	約 7,320	地表式 36	S57. 5.13 北海道告示第 981号
	3・3・18 苫小牧東 ン 通	同 字植苗	同 字植苗	約 3,090	地表式 4 23	H13. 3.13 北海道告示第 404号
	3・3・19 苫小牧西 ン 通	同 字錦岡	同 字錦岡	約 3,490	地表式 4 25	〃 〃
	3・3・20 糸井西通	同 字糸井	同 柏木町6丁目	約 1,610	地表式 4 25	〃 〃
	3・3・21 糸井東通	同 光洋町1丁目	同 豊川町2丁目	約 1,900	地表式 4 25	〃 〃
	3・3・22 臨海南通	同 真砂町	同 字弁天	約 9,380	地表式 27	S57. 5.13 北海道告示第 981号
	3・3・23 汐見通	同 元中野町4丁目	同 大町2丁目	約 3,560	地表式 4 27	H13. 3.13 北海道告示第 404号
	3・3・24 緑町二条通	同 日の出町2丁目	同 木場町3丁目	約 1,860	地表式 4 25	〃 〃
	3・3・25 明野西二条通	同 新開町4丁目	同 新明町2丁目	約 1,610	地表式 4 25	〃 〃
	3・3・26 明野西三条通	同 柳町1丁目	同 あけぼの町5丁目	約 2,900	地表式 4 25	〃 〃
	3・3・27 沼ノ端西通	同 字沼ノ端	同 あけぼの町1丁目	約 1,260	地表式 4 25	〃 〃
	3・3・28 駅前中央通	同 表町5丁目	同 表町1丁目	約 670	地表式 4 27	〃 〃
なお、表町6丁目内に面積約8,400m ² の「苫小牧駅前交通広場」を設ける。						
3・4・29 苫小牧停車場通	苫小牧市 旭町3丁目	苫小牧市 旭町2丁目	約 500	地表式 2 20	H13. 3.13 北海道告示第 404号	
3・4・30 三条通	同 表町1丁目	同 日吉町2丁目	約 4,730	地表式 4 20	〃 〃	
車線の数の内訳		2車線 4車線	約 100 約 4,630			

※ () 内は苫小牧市域分

種 別	名 称	位 置		区 域	構 造	都市計画決定変更
	区分・規模・一連番号 路線名	起 点	終 点	延 長 m	構造形式 車 線 数 幅 員 m	告示年月日 告 示 番 号
幹 線 街 路	3・3・31 王子通	苫小牧市 若草町1丁目	苫小牧市 錦町2丁目	約 1,670	地表式 4 22	H13. 3.13 北海道告示第 404号
	車線の数の内訳		2車線 4車線	約 590 約 1,080		
	3・2・32 旭大通	苫小牧市 汐見町3丁目	苫小牧市 木場町3丁目	約 2,650	地表式 6 36	H13. 3.13 北海道告示第 404号
	車線の数の内訳		4車線 6車線	約 1,230 約 1,420		
	3・2・33 木場町西通	苫小牧市 木場町1丁目	苫小牧市 木場町1丁目	約 490	地表式 4 30	H13. 3.13 北海道告示第 404号
	3・3・34 木場町中央通	同 木場町1丁目	同 緑町2丁目	約 820	地表式 4 25	〃 〃
	なお、木場町1丁目内に面積約5,100m ² の「交通広場」を設ける。					
	3・2・35 末広中央通	苫小牧市 港町1丁目	苫小牧市 末広町1丁目	約 860	地表式 4 30	H13. 3.13 北海道告示第 404号
	3・2・36 港通	同 汐見町1丁目	同 元中野町3丁目	約 1,040	地表式 4 30	〃 〃
	3・3・37 末広通	同 汐見町2丁目	同 末広町3丁目	約 760	地表式 4 25	〃 〃
	3・4・38 沼ノ端駅通	同 字沼ノ端	同 字沼ノ端	約 310	地表式 2 18	〃 〃
	なお、字沼ノ端79、101番地内に面積約2,900m ² の「沼ノ端駅前交通広場」を設ける。					
	3・2・39 覚生川通	苫小牧市 字錦岡	苫小牧市 字錦岡	約 2,520	地表式 4 30	H13. 3.13 北海道告示第 404号
	3・3・40 勇払川西通	同 字沼ノ端	同 字沼ノ端	約 1,880	地表式 4 25	〃 〃
	3・2・41 東部西通	同 字弁天	同 字柏原	約 12,530	地表式 30	H 2. 9.17 北海道告示第1304号
	3・2・42 柏原静川通	同 字柏原	同 字静川	約 7,620	地表式 30	H 3. 7. 9 北海道告示第1075号
	3・1・43 東部中央通	同 字柏原	同 字柏原	約 9,420	地表式 40	H10. 8.28 北海道告示第1467号
	3・3・44 ウトナイ西通	同 字沼ノ端	同 字沼ノ端	約 2,670	地表式 2 24	H13. 3.13 北海道告示第 404号

※ () 内は苫小牧市域分

種 別	名 称	位 置		区 域	構 造	都市計画決定変更
	区分・規模・一連番号 路線名	起 点	終 点	延 長 m	構造形式 車 線 数 幅 員 m	告示年月日 告 示 番 号
幹 線 街 路	3・5・45 小糸魚川通	苫小牧市 ときわ町6丁目	苫小牧市 澄川町8丁目	約 1,070	地表式 2 15	H13. 3.13 苫小牧市告示第 88号
	3・4・46 錦多峯川通	同 宮前町1丁目	同 字錦岡	約 1,330	地表式 2 18	H13. 3.13 北海道告示第 404号
	3・4・47 錦岡東一条通	同 美原町1丁目	同 のぞみ町1丁目	約 730	地表式 2 18	〃 〃
	3・4・48 錦岡東二条通	同 ときわ町2丁目	同 澄川町6丁目	約 1,080	地表式 2 18	〃 〃
	3・4・49 糸井環状通	同 しらかば町1丁目	同 しらかば町2丁目	約 2,990	地表式 2 20	〃 〃
	3・4・50 錦岡北環状通	同 もえぎ町1丁目	同 もえぎ町1丁目	約 410	地表式 2 18	〃 〃
	3・4・51 錦岡南環状通	同 宮前町2丁目	同 字錦岡	約 750	地表式 2 18	〃 〃
	3・4・52 錦岡北中央通	同 明德町2丁目	同 澄川町4丁目	約 1,900	地表式 2 18	〃 〃
	3・4・53 錦岡南通	同 宮前町2丁目	同 ときわ町3丁目	約 2,340	地表式 2 18	〃 〃
	3・4・54 澄川中央通	同 柏木町1丁目	同 澄川町4丁目	約 2,640	地表式 2 20	〃 〃
	3・4・55 ときわ中央通	同 川沿町1丁目	同 ときわ町3丁目	約 2,240	地表式 2 18	〃 〃
	3・4・56 しらかば南通	同 しらかば町1丁目	同 川沿町1丁目	約 1,520	地表式 2 20	〃 〃
	3・4・57 豊川中央通	同 豊川町2丁目	同 日新町1丁目	約 980	地表式 2 18	〃 〃
	3・4・58 桜木中央通	同 しらかば町1丁目	同 桜木町1丁目	約 1,290	地表式 2 18	〃 〃
	3・4・59 有珠の沢通	同 桜木町4丁目	同 有珠の沢町7丁目	約 1,880	地表式 2 16	〃 〃
	3・4・60 明野南二条通	同 明野新町2丁目	同 明野元町2丁目	約 3,160	地表式 2 18	〃 〃
	3・4・61 明野南三条通	同 明野新町3丁目	同 明野元町2丁目	約 3,170	地表式 2 18	〃 〃
	3・4・62 明野北二条通	同 新明町4丁目	同 あけぼの町3丁目	約 2,310	地表式 2 20	〃 〃

※ () 内は苫小牧市域分

種 別	名 称	位 置		区 域	構 造	都市計画決定変更
	区分・規模・一連番号 路線名	起 点	終 点	延 長 m	構造形式 車 線 数 幅 員 m	告示年月日 告 示 番 号
幹 線 街 路	3・4・63 明野西一中通	苫小牧市 柳町4丁目	苫小牧市 新明町3丁目	約 1,680	地表式 2 20	H13. 3.13 北海道告示第 404号
	3・4・64 明野西二中通	同 柳町2丁目	同 新明町1丁目	約 1,560	地表式 2 18	〃 〃
	3・4・65 ウトナイ鉄北通	同 字沼ノ端	同 字沼ノ端	約 1,170	地表式 2 18	〃 〃
	3・4・66 ウトナイ南二条通	同 字沼ノ端	同 字沼ノ端	約 1,140	地表式 2 18	〃 〃
	3・4・67 ウトナイ南三条通	同 字沼ノ端	同 字沼ノ端	約 1,170	地表式 2 18	〃 〃
	3・4・68 ウトナイ西一条通	同 字沼ノ端	同 字沼ノ端	約 1,740	地表式 2 18	〃 〃
	3・2・69 沼ノ端北大通	同 字沼ノ端	同 字沼ノ端	約 490	地表式 2 30	〃 〃
	なお、字沼ノ端地内に面積約4,700m ² の「沼ノ端駅北交通広場」を設ける。					
	3・4・70 沼ノ端鉄北通	苫小牧市 字沼ノ端	苫小牧市 字沼ノ端	約 2,080	地表式 2 18	H13. 3.13 北海道告示第 404号
	3・4・71 拓勇二条通	同 明野元町2丁目	同 字沼ノ端	約 2,590	地表式 2 18	H17. 3.11 苫小牧市告示第 81号
	3・4・72 拓勇三条通	同 明野元町2丁目	同 字沼ノ端	約 2,400	地表式 2 18	〃 〃
	3・4・73 沼ノ端鉄北中通	同 字沼ノ端	同 字沼ノ端	約 800	地表式 2 18	H13. 3.13 北海道告示第 404号
	3・4・74 沼ノ端西三条通	同 字沼ノ端	同 字沼ノ端	約 1,230	地表式 2 18	〃 〃
	3・2・501 苫小牧白老通	同 字高丘	白老町 字虎杖浜	約 43,420 約 (20,210)	地表式 4 35	H12. 6.13 北海道告示第1058号
	車線の数の内訳		4車線 6車線	約 41,730 約 (18,520) 約 1,690 約 (1,690)		
	3・3・502 早来苫小牧通	早来町 字安平	苫小牧市 字沼ノ端	約 21,360 約 (6,390)	地表式 4 28	H14. 6.11 北海道告示第1006号
	3・3・503 苫小牧鶴川通	苫小牧市 字沼ノ端	鶴川町 字米原	約 30,940 約 (9,030)	地表式 28	H 6. 6. 3 北海道告示第 869号
	3・1・504 苫小牧厚真通	同 字柏原	厚真町 表町	約 14,150 約 (8,750)	地表式 40	S57. 5.13 北海道告示第 981号

※ () 内は苫小牧市域分

種 別	名 称	位 置		区 域	構 造	都市計画決定変更
	区分・規模・一連番号 路線名	起 点	終 点	延 長 m	構造形式 車 線 数 幅 員 m	告示年月日 告 示 番 号
幹 線 街 路	3・2・505 東港北通	厚真町 字共和	苫小牧市 字勇払	約 11,540 約 (9,630)	地表式 4 30	H19. 2.16 北海道告示第 107号
	3・2・506 東部二条通	苫小牧市 字柏原	早来町 字遠浅	約 5,090 約 (3,560)	地表式 30	S57. 5.13 北海道告示第 981号
	3・2・507 東部一条通	同 字柏原	同 字遠浅	約 5,540 約 (3,910)	地表式 30	H 2. 9.17 北海道告示第1304号
	3・2・508 東部東通	同 字静川	同 字遠浅	約 12,130 約 (6,150)	地表式 30	〃 〃
	3・2・509 美沢新千歳空港通	同 字美沢	苫小牧市 字美沢	約 4,780	地表式 4 32	R 1.11. 8 北海道告示第 345号
特 殊 街 路	8・4・801 木もれびの道	同 豊川町1丁目	同 柏木町3丁目	約 3,260	地表式 20	H 2. 9.17 北海道告示第1304号
	8・7・802 東さくらぎの道	同 桜木町1丁目	同 桜木町4丁目	約 540	地表式 6	H 2. 8.14 苫小牧市告示第122号
	8・7・803 北星の道	同 桜木町2丁目	同 桜木町3丁目	約 530	地表式 6	〃 〃
	8・7・804 南さくらぎの道	同 しらかば町1丁目	同 桜木町2丁目	約 1,120	地表式 6	〃 〃
	8・7・805 東しらかばの道	同 しらかば町1丁目	同 しらかば町6丁目	約 550	地表式 6	〃 〃
	8・7・806 わかばの道	同 しらかば町1丁目	同 しらかば町5丁目	約 590	地表式 6	〃 〃
	8・7・807 ふれあいの道	同 しらかば町5丁目	同 しらかば町5丁目	約 120	地表式 6	〃 〃
	8・7・808 糸井のこみち	同 しらかば町2丁目	同 しらかば町2丁目	約 190	地表式 6	〃 〃
	8・7・809 やすらぎの道	同 しらかば町4丁目	同 しらかば町4丁目	約 210	地表式 6	〃 〃
	8・7・810 あすなろの道	同 しらかば町3丁目	同 しらかば町4丁目	約 580	地表式 6	〃 〃
	8・7・811 かわぞえの道	同 川沿町1丁目	同 川沿町6丁目	約 350	地表式 6	〃 〃
	8・7・812 泉野の道	同 川沿町2丁目	同 川沿町5丁目	約 440	地表式 6	〃 〃
	8・7・813 柏木の道	同 柏木町2丁目	同 柏木町2丁目	約 310	地表式 6	〃 〃

※ () 内は苫小牧市域分

種 別	名 称	位 置		区 域	構 造	都市計画決定変更
	区分・規模・一連番号 路線名	起 点	終 点	延 長 m	構造形式 車 線 数 幅 員 m	告示年月日 告 示 番 号
特 殊 街 路	8・7・814 あおぞらの道	苫小牧市 日新町3丁目	苫小牧市 日新町3丁目	約 110	地表式 6	H 2. 8.14 苫小牧市告示第122号
	8・7・815 思いやりの道	同 日新町2丁目	同 日新町3丁目	約 790	地表式 6	〃 〃
	8・7・816 日新川の道	同 日新町3丁目	同 日新町3丁目	約 380	地表式 6	〃 〃
	8・7・817 草笛の道	同 日新町1丁目	同 日新町1丁目	約 230	地表式 6	〃 〃
	8・7・818 なかよしこみち	同 豊川町4丁目	同 豊川町4丁目	約 40	地表式 4	〃 〃
	8・7・819 とよかわの道	同 豊川町3丁目	同 豊川町3丁目	約 360	地表式 6	〃 〃
	8・7・820 そよ風と遊ぶ道	同 字沼ノ端	同 字沼ノ端	約 7,220	地表式 7	H17. 8.29 苫小牧市告示第287号
	8・7・821 ひびきの道	同 字沼ノ端	同 字沼ノ端	約 1,750	地表式 6	H 6. 6. 2 苫小牧市告示第 84号
	8・7・822 かがやきの道	同 字沼ノ端	同 字沼ノ端	約 800	地表式 6	〃 〃
	8・7・823 沼ノ端自由通路	同 字沼ノ端	同 字沼ノ端	約 60	地表式 4	H17. 8.29 苫小牧市告示第287号
	8・5・824 風おとの道	同 字沼ノ端	同 字沼ノ端	約 3,060	地表式 15	H 7. 9.26 苫小牧市告示第167号

※ () 内は苫小牧市域分

2 都市計画公園、緑地、墓園

公園や緑地は、主として屋外における休息、遊戯、運動その他のレクリエーションの場として、住民の情操の純化、健康の増進及び教養の向上を図っています。さらに、都市景観の改善や公害の防除等を行い、都市環境の向上を図るとともに、避難・防火等災害の防止に資することを目的としています。

苫小牧市においては、西に錦大沼公園（総合）、中央に緑ヶ丘公園（運動）、東にウトナイ緑地、市街地には近隣公園や街区公園が数多く配置されています。

また、市民一人当たりの都市公園面積は約 64.96m²の広さとなっています。

（１）公園緑地などの種別及び配置方針

種 別	公 園 等 の 配 置 方 針
街 区 公 園	必要な規模の都市公園を系統的に配置する基本的な考えをもち、地域の状況に即した都市公園の整備を促進する配置とする
近 隣 公 園	
地 区 公 園	
総 合 公 園	錦大沼公園ほか2公園を配置する
運 動 公 園	緑ヶ丘公園を配置する
その他の公園緑地等	特殊公園については、勇払開拓史跡公園のほか2公園を配置し、緑地については、ウトナイ緑地等を配置する また、墓園については、高丘霊園、高丘第2霊園を配置する

（参考）誘致距離標準

街区公園：250m

近隣公園：500m

地区公園：1 k m



(2) 公園・緑地・墓園の整備状況表

種類	種 別	計 画		供 用		告示年月日・告示番号
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	
公 園	街 区 公 園	201	48.54	200	48.13	都市計画公園一覧表に記載
	近 隣 公 園	33	64.90	31	60.70	〃
	地 区 公 園	6	24.50	5	20.50	〃
	総 合 公 園	3	269.90	2	240.00	〃
	運 動 公 園	1	87.20	1	87.00	〃
	特殊(イ)公園	1	1.20	1	1.20	〃
	特殊(ロ)公園	2	1.30	2	1.30	〃
	小計	247	497.54	242	458.83	
緑 地		2	512.10	1	510.20	都市計画公園一覧表に記載
墓 園		2	72.94	2	40.94	〃
合 計		251	1,082.58	245	1,009.97	

(参考) 公園番号の付し方

次項の都市計画公園一覧表における公園番号は、次の要領によって付している。

例 2・2・1 ～ 区分・規模・一連番号

1) 区分として付す番号は種別により次のとおりとする

- 区分2 街区公園 : 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園
- 区分3 近隣公園 : 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園
- 区分4 地区公園 : 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園
- 区分5 総合公園 : 主として一つの市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園
- 区分6 運動公園 : 主として運動の用に供することを目的とする公園
- 区分7 特殊公園(イ) : 主として風致の享受の用に供することを目的とする公園
- 区分8 特殊公園(ロ) : 動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園
- 区分9 広域公園 : 一の市町村の区域を越える広域の利用に供することを目的とする公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるもの

2) 規模として付す番号は、面積により次のとおりとする

- 規模2 : 面積 1ha 未満のもの
- 規模3 : 面積 1ha 以上 4ha 未満のもの
- 規模4 : 面積 4ha 以上 10ha 未満のもの
- 規模5 : 面積 10ha 以上 50ha 未満のもの
- 規模6 : 面積 50ha 以上 300ha 未満のもの
- 規模7 : 面積 300ha 以上のもの

3) 一連番号

当該都市計画区域ごとに区分ごとの一連番号を付する

(3) 都市計画公園一覧表

公園番号 区 規 番 分 模 号	公 園 名	種別	計画決定 面積(ha)	計画決定		開設年月日	所 在 地
				年月日	告示番号		
2 2 1	旭町2丁目公園	街区	0.27	S56. 7.15	市 152	S26. 3.31	苫小牧市旭町2丁目
2 2 2	末広1丁目公園	〃	0.20	S56. 7.15	〃 152	S26. 3.31	〃 末広町1丁目
2 2 3	西弥生公園	〃	0.47	S49. 2. 7	〃 17	S39. 8. 3	〃 弥生町2丁目
2 2 4	弥生わかば公園	〃	0.25	H25.12. 6	〃 484	H28. 2.10	〃 弥生町1丁目
2 2 5	美園3丁目公園	〃	0.26	S56. 7.15	〃 152	S46. 1.11	〃 美園町3丁目
2 2 6	緑町2丁目公園	〃	0.14	S58.11. 7	〃 242	S39. 7.21	〃 緑町2丁目
2 2 7	春日1丁目公園	〃	0.21	S58.11. 7	〃 242	S39. 7.21	〃 春日町1丁目
2 2 8	双葉3丁目公園	〃	0.47	S56. 7.15	〃 152	S39. 7.21	〃 双葉町3丁目
2 2 9	泉町1丁目公園	〃	0.21	S56. 7.15	〃 152	S40.10.15	〃 泉町1丁目
2 2 10	美園2丁目公園	〃	0.21	S56. 7.15	〃 152	S40.10.15	〃 美園町2丁目
2 2 11	三光町公園	〃	0.28	S56. 7.15	〃 152	S39. 7.21	〃 三光町2丁目
2 2 12	日の出2丁目公園	〃	0.54	S56. 7.15	〃 152	S39. 7.21	〃 日の出町2丁目
2 2 13	音羽1丁目公園	〃	0.18	S56. 7.15	〃 152	S39. 7.21	〃 音羽町1丁目
2 2 14	音羽2丁目公園	〃	0.21	S56. 7.15	〃 152	S39. 2. 4	〃 音羽町2丁目
2 2 15	緑町1丁目公園	〃	0.29	S58.11. 7	〃 242	S39. 7.21	〃 緑町1丁目
2 2 16	若草公園	〃	0.19	S49. 2. 7	〃 17	S41.11.18	〃 若草町5丁目
2 2 17	こばと公園	〃	0.19	S49. 2. 7	〃 17	S41.10. 4	〃 北光町4丁目
2 2 19	栄公園	〃	0.06	S49. 2. 7	〃 17	S46. 9.13	〃 栄町3丁目
2 2 20	大町公園	〃	0.06	S46.11.29	〃 199	S55.11.14	〃 大町1丁目
2 2 21	元町公園	〃	0.07	S46.11.29	〃 199	S49. 8.28	〃 元町1丁目
2 2 22	錦岡公園	〃	0.81	H17. 8.29	〃 286	S47.10.21	〃 明徳町4丁目
2 2 23	新中野3丁目公園	〃	0.19	S56. 7.15	〃 152	S46. 7.14	〃 新中野町3丁目
2 2 24	新中野2丁目公園	〃	0.20	S56. 7.15	〃 152	S41. 8.10	〃 新中野町2丁目
2 2 25	まきば公園	〃	0.29	S47. 8.14	〃 102	S46. 9.10	〃 元中野町3丁目
2 2 26	元中野2丁目公園	〃	0.30	S56. 7.15	〃 152	S42.11.16	〃 元中野町2丁目
2 2 27	船見1丁目公園	〃	0.33	S56. 7.15	〃 152	S46.10. 7	〃 船見町1丁目
2 2 28	春日2丁目公園	〃	0.15	S58.11. 7	〃 242	S40. 4. 2	〃 春日町2丁目
2 2 29	山手公園	〃	0.19	S47. 8.14	〃 102	S46. 7.12	〃 山手町2丁目
2 2 30	見山2丁目公園	〃	0.40	S56. 7.15	〃 152	S41. 7.30	〃 見山町2丁目
2 2 31	見山3丁目公園	〃	0.22	S56. 7.15	〃 152	S42.11.16	〃 見山町3丁目
2 2 32	花園2丁目公園	〃	0.23	S56. 7.15	〃 152	S43. 8.30	〃 花園町2丁目
2 2 33	花園1丁目公園	〃	0.20	S56. 7.15	〃 152	S41. 9.20	〃 花園町1丁目
2 2 34	啓北公園	〃	0.11	S47. 8.14	〃 102	S46. 1.11	〃 啓北町2丁目
2 2 35	新富2丁目公園	〃	0.24	S56. 7.15	〃 152	S46.10.28	〃 新富町2丁目
2 2 36	光洋2丁目公園	〃	0.21	S56. 7.15	〃 152	S45. 2.18	〃 光洋町2丁目
2 2 37	日吉4丁目公園	〃	0.24	S56. 7.15	〃 152	S46. 1.11	〃 日吉町4丁目
2 2 38	あすなろ公園	〃	0.34	S47. 8.14	〃 102	S48.11.28	〃 しらかば町3丁目
2 2 39	こまどり公園	〃	0.16	S47. 8.14	〃 102	S49. 8.22	〃 明徳町4丁目
2 2 40	おおぞら公園	〃	0.31	S49. 2. 7	〃 17	S49. 9.17	〃 日新町4丁目
2 2 41	みずほ公園	〃	0.18	H 7. 9.26	〃 168	H10. 2. 6	〃 日新町2丁目
2 2 42	もみじ公園	〃	0.35	S49. 2. 7	〃 17	S52. 8.29	〃 日新町5丁目
2 2 43	わかば公園	〃	0.46	S59. 8.20	〃 200	S54.12.12	〃 しらかば町6丁目
2 2 44	しらかば公園	〃	0.37	S49. 2. 7	〃 17	S51.10. 1	〃 しらかば町2丁目
2 2 45	ときわ公園	〃	0.12	S49. 2. 7	〃 17	S50.11.20	〃 ときわ町1丁目
2 2 46	はまなす公園	〃	0.06	S49. 2. 7	〃 17	S50.11.20	〃 浜町2丁目
2 2 47	表町公園	〃	0.30	S49.11. 2	〃 134	S50.12.20	〃 表町1丁目
2 2 48	汐見公園	〃	0.18	S49.11. 2	〃 134	S50.10.20	〃 汐見町2丁目
2 2 49	ひばり公園	〃	0.10	S49.11. 2	〃 134	S50.11.20	〃 新明町4丁目

公園番号			公園名	種別	計画決定 面積(ha)	計画決定		開設年月日	所在地
区分	規模	番号				年月日	告示番号		
2	2	50	松風公園	街区	0.48	S60.11. 6	市 279	H 1.11.10	苫小牧市松風町
2	2	51	ときわ西公園	〃	0.12	S52. 3. 1	〃 31	S52.12.10	〃 ときわ町2丁目
2	2	52	元町西公園	〃	0.10	S53. 3. 3	〃 33	S53. 9.27	〃 元町3丁目
2	2	53	澄川4丁目公園	〃	0.24	S53. 3. 3	〃 33	S51.11.30	〃 澄川町6丁目
2	2	54	澄川3丁目公園	〃	0.24	S53. 3. 3	〃 33	S51.11.30	〃 澄川町3丁目
2	2	55	ときわ4丁目公園	〃	0.36	S53. 3. 3	〃 33	S51.11.30	〃 ときわ町4丁目
2	2	56	澄川5丁目公園	〃	0.22	S53. 3. 3	〃 33	S51.11.30	〃 澄川町7丁目
2	2	57	澄川1丁目公園	〃	0.21	S53. 3. 3	〃 33	S51.11.30	〃 澄川町1丁目
2	2	58	ときわ6丁目公園	〃	0.18	S53. 3. 3	〃 33	S51.11.30	〃 ときわ町6丁目
2	2	59	しらかゝば6丁目公園	〃	0.30	S56. 7.15	〃 152	S53.12.19	〃 しらかゝば町6丁目
2	2	60	豊川4丁目公園	〃	0.35	S56. 7.15	〃 152	S54.12.18	〃 豊川町4丁目
2	2	61	豊川3丁目公園	〃	0.28	S56. 7.15	〃 152	S53.12.19	〃 豊川町3丁目
2	2	62	桜木3丁目公園	〃	0.54	S56. 7.15	〃 152	S54.12.18	〃 桜木町3丁目
2	2	63	桜木2丁目公園	〃	0.38	S56. 7.15	〃 152	S54.10.19	〃 桜木町2丁目
2	2	64	豊川2丁目公園	〃	0.37	S56. 7.15	〃 152	S54. 7.16	〃 豊川町2丁目
2	2	65	桜木4丁目公園	〃	0.40	S56. 7.15	〃 152	S54. 7.16	〃 桜木町4丁目
2	2	66	桜木1丁目公園	〃	0.31	S56. 7.15	〃 152	S55. 7. 1	〃 桜木町1丁目
2	2	67	錦岡西1号公園	〃	0.12	S54. 2.19	〃 18	S52. 6.17	〃 もえぎ町2丁目
2	2	68	錦岡西2号公園	〃	0.10	S54. 2.19	〃 18	S52. 6.17	〃 もえぎ町2丁目
2	2	69	錦岡西3号公園	〃	0.18	S54. 2.19	〃 18	S51. 5.21	〃 明徳町3丁目
2	2	70	錦岡西4号公園	〃	0.23	S54. 2.19	〃 18	S51. 5.21	〃 明徳町2丁目
2	2	71	錦岡西5号公園	〃	0.18	S56. 7.15	〃 152	S51. 5.21	〃 明徳町2丁目
2	2	72	宮の森1号公園	〃	0.09	S54. 2.19	〃 18	S50.10.25	〃 宮の森町2丁目
2	2	73	宮の森2号公園	〃	0.12	S54. 2.19	〃 18	S50.10.25	〃 宮の森町2丁目
2	2	74	こじか公園	〃	0.06	S54. 2.19	〃 18	S50.11.20	〃 日新町3丁目
2	2	75	永福2丁目公園	〃	0.45	S56. 7.15	〃 152	S47. 9. 7	〃 永福町2丁目
2	2	76	日吉2丁目公園	〃	0.31	S56. 7.15	〃 152	S48.10.18	〃 日吉町2丁目
2	2	77	日吉1丁目公園	〃	0.25	S56. 7.15	〃 152	S52. 8. 4	〃 日吉町1丁目
2	2	78	光洋3丁目公園	〃	0.22	S56. 7.15	〃 152	S48.11.30	〃 光洋町3丁目
2	2	79	光洋1丁目公園	〃	0.32	S56. 7.15	〃 152	S48. 7. 3	〃 光洋町1丁目
2	2	80	有明1丁目公園	〃	0.05	S56. 7.15	〃 152	S49.10.31	〃 有明町1丁目
2	2	81	有明2丁目公園	〃	0.08	H13. 3.13	〃 91	H13. 6. 1	〃 有明町2丁目
2	2	82	小糸井1丁目公園	〃	0.05	S56. 7.15	〃 152	S49.10.28	〃 小糸井町1丁目
2	2	83	有珠1号公園	〃	0.15	S54. 2.19	〃 18	S51. 8.20	〃 有珠の沢町6丁目
2	2	84	有珠2号公園	〃	0.13	S54. 2.19	〃 18	S51. 8.20	〃 有珠の沢町5丁目
2	2	85	有珠3号公園	〃	0.09	S54. 2.19	〃 18	S51. 8.20	〃 有珠の沢町6丁目
2	2	86	有珠4号公園	〃	0.13	S54. 2.19	〃 18	S51. 8.20	〃 有珠の沢町5丁目
2	2	87	有珠5号公園	〃	0.13	S54. 2.19	〃 18	S51. 8.20	〃 有珠の沢町5丁目
2	2	88	有珠6号公園	〃	0.25	S54. 2.19	〃 18	S51. 8.20	〃 有珠の沢町6丁目
2	2	89	柏木6丁目公園	〃	0.20	S61. 8.27	〃 155	S57.10.16	〃 柏木町6丁目
2	2	90	柏木5丁目公園	〃	0.20	S61. 8.27	〃 155	S61.12. 3	〃 柏木町5丁目
2	2	91	おおぐま公園	〃	0.14	S61. 8.27	〃 155	S60.10. 3	〃 はまなす町1丁目
2	2	92	柏木2丁目公園	〃	0.20	S61. 8.27	〃 155	S60.10.25	〃 柏木町2丁目
2	2	93	柏木1丁目公園	〃	0.20	S61. 8.27	〃 155	S59.11. 6	〃 柏木町1丁目
2	2	94	川沿6丁目公園	〃	0.27	S61. 8.27	〃 155	S54. 8.20	〃 川沿町6丁目
2	2	95	川沿5丁目公園	〃	0.20	S61. 8.27	〃 155	S58.11.11	〃 川沿町5丁目
2	2	96	川沿2丁目公園	〃	0.20	S61. 8.27	〃 155	S58.11.11	〃 川沿町2丁目
2	2	97	川沿1丁目公園	〃	0.20	S61. 8.27	〃 155	S57.12.16	〃 川沿町1丁目

公園番号			公 園 名	種別	計画決定 面積(ha)	計画決定		開設年月日	所 在 地
区	規	番				年月日	告示番号		
分	模	号							
2	2	98	見山1丁目公園	街区	0.10	S54.12.14	市 194	S50.11.10	苫小牧市見山町1丁目
2	2	99	佐羽内公園	〃	0.25	S54.12.14	〃 194	S54. 8. 9	〃 山手町1丁目
2	2	100	新富1丁目公園	〃	0.10	S54.12.14	〃 194	S43. 5.15	〃 新富町1丁目
2	2	102	元町中央公園	〃	0.11	S54.12.14	〃 194	S42. 8.10	〃 元町2丁目
2	2	103	なかよし公園	〃	0.11	S54.12.14	〃 194	S43. 9.10	〃 幸町1丁目
2	2	104	新生公園	〃	0.79	S54.12.14	〃 194	S58.12.15	〃 木場町2丁目
2	2	105	汐見なかよし公園	〃	0.10	S54.12.14	〃 194	S40. 7.10	〃 汐見町3丁目
2	2	106	木場町なかよし公園	〃	0.19	S54.12.14	〃 194	S47. 5. 2	〃 木場町3丁目
2	2	107	春日なかよし公園	〃	0.13	S59. 8.20	〃 200	S47. 5. 2	〃 春日町3丁目
2	2	108	新中野1丁目公園	〃	0.25	S54.12.14	〃 194	S47. 9. 7	〃 新中野町1丁目
2	2	109	船見2丁目公園	〃	0.28	S54.12.14	〃 194	S47. 9. 7	〃 船見町2丁目
2	2	110	美園4丁目公園	〃	0.10	S54.12.14	〃 194	S51.10.13	〃 美園町4丁目
2	2	111	ひまわり公園	〃	0.10	S54.12.14	〃 194	S51.11.25	〃 新明町5丁目
2	2	112	はんのき公園	〃	0.85	S54.12.14	〃 194	S54. 9.16	〃 新明町5丁目
2	2	113	勇払1号公園	〃	0.19	S54.12.14	〃 194	S53.12.16	〃 字勇払
2	2	114	勇払2号公園	〃	0.29	S54.12.14	〃 194	S46.12. 9	〃 字勇払
2	2	115	勇払3号公園	〃	0.14	S54.12.14	〃 194	S50.10.25	〃 字勇払
2	2	116	勇払4号公園	〃	0.30	S54.12.14	〃 194	S50.12.22	〃 字勇払
2	2	117	勇払5号公園	〃	0.27	S54.12.14	〃 194	S48.12. 7	〃 字勇払
2	2	118	勇払6号公園	〃	0.26	S54.12.14	〃 194	S49.11.26	〃 字勇払
2	2	119	勇払7号公園	〃	0.25	S54.12.14	〃 194	S53.12.16	〃 字勇払
2	2	120	勇払8号公園	〃	0.12	S54.12.14	〃 194	S52. 8. 3	〃 字勇払
2	2	121	勇払9号公園	〃	0.28	S54.12.14	〃 194	S50.10.24	〃 字勇払
2	2	122	勇払10号公園	〃	0.27	S54.12.14	〃 194	S41. 7.30	〃 字勇払
2	2	123	青葉2丁目公園	〃	0.16	S54.12.14	〃 194	S52. 2.21	〃 青葉町2丁目
2	2	124	いずも公園	〃	0.07	S54.12.14	〃 194	S35. 8. 3	〃 錦町1丁目
2	2	125	矢代1丁目公園	〃	0.33 (0.18)	H25.12. 6	〃 484	S52.10. 6 (部分開設)	〃 矢代町1丁目
2	2	126	錦岡西6号公園	〃	0.21	S56. 7.15	〃 152	S57.11. 8	〃 明徳町3丁目
2	2	127	沼ノ端南1号公園	〃	0.24	S58.11. 7	〃 242	S61.12.19	〃 東開町3丁目
2	2	128	沼ノ端南2号公園	〃	0.39	S58.11. 7	〃 242	S61.12. 2	〃 沼ノ端中央6丁目
2	2	129	沼ノ端南3号公園	〃	0.29	S58.11. 7	〃 242	S54.12.28	〃 沼ノ端中央5丁目
2	2	130	沼ノ端南4号公園	〃	0.23	S58.11. 7	〃 242	S59.11. 6	〃 沼ノ端中央4丁目
2	2	131	沼ノ端南5号公園	〃	0.25	S58.11. 7	〃 242	S54.12.28	〃 東開町5丁目
2	2	132	沼ノ端南6号公園	〃	0.23	S58.11. 7	〃 242	S54.12.28	〃 東開町4丁目
2	2	133	沼ノ端南7号公園	〃	0.27	S58.11. 7	〃 242	S61.11.26	〃 東開町2丁目
2	2	134	沼ノ端南8号公園	〃	0.17	S58.11. 7	〃 242	S59.10.17	〃 沼ノ端中央3丁目
2	2	135	沼ノ端南9号公園	〃	0.25	S58.11. 7	〃 242	S59.11.10	〃 沼ノ端中央2丁目
2	2	136	沼ノ端南10号公園	〃	0.25	S58.11. 7	〃 242	S57.10.19	〃 東開町6丁目
2	2	137	沼ノ端南11号公園	〃	0.25	S58.11. 7	〃 242	S58.11.11	〃 東開町1丁目
2	2	138	錦岡西7号公園	〃	0.36	H 6. 6. 2	〃 85	S59.11. 6	〃 錦西町1丁目
2	2	139	錦岡西8号公園	〃	0.27	H 2. 8.14	〃 121	H 8. 1.17	〃 錦西町2丁目
2	2	140	錦岡西9号公園	〃	0.25	S59. 8.20	〃 200	H 1. 6.28	〃 北星町2丁目
2	2	141	錦岡西10号公園	〃	0.25	S59. 8.20	〃 200	H11. 2.22	〃 北星町2丁目
2	2	142	三光町2号公園	〃	0.13	S59. 8.20	〃 200	S60. 9.28	〃 三光町3丁目
2	2	143	三光町3号公園	〃	0.25	S59. 8.20	〃 200	S60.10. 1	〃 三光町3丁目
2	2	144	三光町4号公園	〃	0.27	S59. 8.20	〃 200	H 2.12. 1	〃 三光町4丁目
2	2	145	三光町5号公園	〃	0.15	S59. 8.20	〃 200	H 2.12. 1	〃 三光町5丁目

公園番号			公 園 名	種別	計画決定 面積(ha)	計画決定		開設年月日	所 在 地
区	規	番				年月日	告示番号		
分	模	号							
2	2	146	明野1号公園	街区	0.07	S59. 8.20	市 200	S56.11.10	苫小牧市明野新町6丁目
2	2	147	植苗1号公園	〃	0.18	S59. 8.20	〃 200	S57.10. 7	〃 字植苗
2	2	148	錦岡東1号公園	〃	0.20	S61. 8.27	〃 155	H 3.12.26	〃 のぞみ町3丁目
2	2	149	錦岡東2号公園	〃	0.25	S61. 8.27	〃 155	H 1.12.11	〃 澄川町5丁目
2	2	150	錦岡東3号公園	〃	0.20	S61. 8.27	〃 155	H 1.11.10	〃 澄川町4丁目
2	2	151	錦岡東4号公園	〃	0.20	S61. 8.27	〃 155	H 2.10.30	〃 美原町3丁目
2	2	152	錦岡東5号公園	〃	0.25	S61. 8.27	〃 155	S63. 7.13	〃 美原町1丁目
2	2	153	有珠7号公園	〃	0.07	S61. 8.27	〃 155	S60.10. 1	〃 有珠の沢町2丁目
2	2	154	有珠8号公園	〃	0.29	S61. 8.27	〃 155	S60. 7.24	〃 有珠の沢町7丁目
2	2	155	有珠9号公園	〃	0.07	S61. 8.27	〃 155	S60. 7.24	〃 有珠の沢町7丁目
2	2	156	望洋台北公園	〃	0.52	S61. 8.27	〃 155	H 8. 1.17	〃 桜坂町2丁目
2	2	157	望洋台南公園	〃	0.29	S61. 8.27	〃 155	H11. 2.22	〃 桜坂町1丁目
2	2	158	日新2丁目公園	〃	0.08	S61. 8.27	〃 155	S60. 9.28	〃 日新町2丁目
2	2	159	しらかばなかよし公園	〃	0.42 (0.41)	S62.11. 5	〃 153	S62. 3.26 (部分開設)	〃 しらかば町2丁目
2	2	160	本幸2丁目公園	〃	0.13	S62.11. 5	〃 153	S63. 9. 6	〃 本幸町2丁目
2	2	161	明野2号公園	〃	0.08	S62.11. 5	〃 153	S61. 7.14	〃 明野新町6丁目
2	2	162	明野3号公園	〃	0.25	S62.11. 5	〃 153	S62.12.20	〃 明野新町2丁目
2	2	163	明野4号公園	〃	0.33	S62.11. 5	〃 153	S63.12.13	〃 柳町4丁目
2	2	164	明野5号公園	〃	0.25	S62.11. 5	〃 153	S63.11.29	〃 明野新町4丁目
2	2	165	明野6号公園	〃	0.25	S62.11. 5	〃 153	H 1.12.14	〃 明野新町1丁目
2	2	166	錦岡西11号公園	〃	0.25	S63.11.26	〃 143	H 4. 9.25	〃 もえぎ町1丁目
2	2	167	錦岡西12号公園	〃	0.25	S63.11.26	〃 143	H 4. 9.25	〃 宮前町4丁目
2	2	168	錦岡西13号公園	〃	0.20	S63.11.26	〃 143	H 3.12.25	〃 宮前町3丁目
2	2	169	錦岡西14号公園	〃	0.25	S63.11.26	〃 143	H 2.11. 8	〃 宮前町2丁目
2	2	170	錦岡西15号公園	〃	0.20	S63.11.26	〃 143	H 3.12.25	〃 明德町1丁目
2	2	171	錦岡西16号公園	〃	0.20	S63.11.26	〃 143	H 1. 8.18	〃 青雲町2丁目
2	2	172	錦岡西17号公園	〃	0.20	S63.11.26	〃 143	H 4. 9.21	〃 宮前町1丁目
2	2	173	錦岡西18号公園	〃	0.25	S63.11.26	〃 143	H 4. 9.25	〃 青雲町1丁目
2	2	174	明野7号公園	〃	0.66	S63.11.26	〃 143	H 2.12.27	〃 明野元町2丁目
2	2	175	明野8号公園	〃	0.25	S63.11.26	〃 143	H 3. 1.30	〃 明野元町1丁目
2	2	176	くわがた公園	〃	0.24	H 2.11.30	〃 181	H 4.12.17	〃 有珠の沢町1丁目
2	2	177	きつつき公園	〃	0.62	H 2.11.30	〃 181	H 8. 1.17	〃 有珠の沢町3丁目
2	2	178	そよかぜ公園	〃	0.21	H 2.11.30	〃 181	H 2.12.25	〃 有珠の沢町3丁目
2	2	179	錦岡西19号公園	〃	0.28	H 6. 6. 2	〃 85	H 5.11.11	〃 北星町1丁目
2	2	180	沼ノ端北1号公園	〃	0.25	H 9. 6.10	〃 108	H15.10. 9	〃 拓勇西町6丁目
2	2	181	沼ノ端北2号公園	〃	0.25	H 9. 6.10	〃 108	H15.10. 9	〃 拓勇西町3丁目
2	2	182	沼ノ端北3号公園	〃	0.25	H 9. 6.10	〃 108	H16.12.28	〃 拓勇西町2丁目
2	2	183	沼ノ端北4号公園	〃	0.25	H 9. 6.10	〃 108	H16.10.14	〃 拓勇西町4丁目
2	2	184	沼ノ端北5号公園	〃	0.25	H 9. 6.10	〃 108	H17.11.15	〃 拓勇東町6丁目
2	2	185	沼ノ端北6号公園	〃	0.25	H 9. 6.10	〃 108	H14. 1. 8	〃 拓勇東町3丁目
2	2	186	沼ノ端北7号公園	〃	0.25	H 9. 6.10	〃 108	H16.12.28	〃 拓勇東町2丁目
2	2	187	沼ノ端北8号公園	〃	0.25	H 9. 6.10	〃 108	H14.10.25	〃 拓勇東町4丁目
2	2	188	沼ノ端北9号公園	〃	0.27	H 9. 6.10	〃 108	H14. 1. 8	〃 拓勇東町1丁目
2	2	189	沼ノ端北10号公園	〃	0.25	H 9. 6.10	〃 108	H15.12.12	〃 北栄町4丁目
2	2	190	沼ノ端北11号公園	〃	0.25	H 9. 6.10	〃 108	H15.12.12	〃 北栄町3丁目
2	2	191	沼ノ端北12号公園	〃	0.25	H 9. 6.10	〃 108	H12.10.20	〃 北栄町2丁目
2	2	192	沼ノ端北13号公園	〃	0.30	H 9. 6.10	〃 108	H17.11.15	〃 北栄町1丁目

公園番号			公園名	種別	計画決定 面積(ha)	計画決定		開設年月日	所在地
区分	規模	番号				年月日	告示番号		
2	2	194	ウトナイ1号公園	街区	0.25	H13. 3.13	" 91	H11.10.21	" ウトナイ北7丁目
2	2	195	ウトナイ2号公園	"	0.25	H13. 3.13	" 91	H12.11.18	" ウトナイ北2丁目
2	2	196	ウトナイ3号公園	"	0.25	H13. 3.13	" 91	H11.12.16	" ウトナイ南7丁目
2	2	197	ウトナイ4号公園	"	0.25	H13. 3.13	" 91		" ウトナイ南2丁目
2	2	198	ウトナイ5号公園	"	0.25	H13. 3.13	" 91	H11.12.16	" ウトナイ北12丁目
2	2	199	ウトナイ6号公園	"	0.25	H13. 3.13	" 91	H11.12. 8	" ウトナイ北3丁目
2	2	200	ウトナイ7号公園	"	0.25	H13. 3.13	" 91	H26.10.17	" ウトナイ南4丁目
2	2	201	高丘1号公園	"	0.24	H13. 9.17	" 295	H13. 3. 1	" 字高丘
2	2	202	高丘2号公園	"	0.27	H13. 9.17	" 295	H13. 3. 1	" 字高丘
2	2	203	大成1号公園	"	0.38	H25.12. 6	" 484	S53.11.25	" 大成町1丁目
2	2	204	大成2号公園	"	0.21	H25.12. 6	" 484	S55. 2. 1	" 大成町1丁目
3	3	1	西町公園	近隣	1.6	S48.11.21	道 3451	S41. 8. 7	" 大成町2丁目
3	3	2	住吉公園	"	1.7	S48.11.21	" 3451	S42. 9.30	" 住吉町2丁目
3	3	3	双葉町1号公園	"	1.2	S48.11.21	" 3451	S39. 6.10	" 双葉町1丁目
3	3	4	沼ノ端中央公園	"	2.5	S59. 9.13	" 1644	S59.11.23	" 東開町3丁目
3	3	5	花園公園	"	2.1	S56. 7. 9	" 1517	S43. 8.28	" 花園町3丁目
3	3	6	港公園	"	1.4	S47. 8.18	" 2639	S40. 8.10	" 港町1丁目
3	3	7	糸井公園	"	3.0	S49. 2.12	" 327	S49.11.27	" しらかば町5丁目
3	3	8	あかつき公園	"	2.5	S49. 2.12	" 327	S51.11.26	" 日吉町3丁目
3	3	9	中央公園	"	3.1	S53. 3. 6	" 487	S60.12.24	" 若草町2丁目
3	3	10	澄川公園	"	1.2	S53. 3. 6	" 487	S52. 4. 1	" 澄川町2丁目
3	3	11	草笛公園	"	2.1	S53. 3. 6	" 487	S53. 8.18	" 日新町6丁目
3	3	12	豊陵公園	"	1.6	S54.12.22	" 3991	S59. 7.13	" 柏木町2丁目
3	3	13	清川公園	"	1.7	S61. 9.11	" 1493	H 5. 9. 8	" 美原町2丁目
3	3	14	一本松公園	"	2.0	S56. 7. 9	" 1517	S56. 8.22	" 一本松町
3	3	15	新生台公園	"	1.4	S59. 9.13	" 1644	S60. 9.28	" 三光町4丁目
3	3	16	勇払友達公園	"	1.7	H 7. 7. 5	市 90	H 8. 3.28	" 字勇払
3	3	17	鈴蘭公園	"	2.0	S59. 9.13	道 1644	S59. 7. 3	" 北星町1丁目
3	3	18	のぞみ公園	"	1.7	S61. 9.11	" 1493	H 2.11.29	" のぞみ町1丁目
3	3	19	すこやか公園	"	1.7	S61. 9.11	" 1493	H 1. 7.21	" ときわ町3丁目
3	3	20	あけの公園	"	2.6	S62.11.19	" 1897	S62. 8.11	" 明野新町3丁目
3	3	21	たくみ公園	"	2.9	S62.11.19	" 1897	H 5.12.27	" 新開町4丁目
3	3	22	みのり公園	"	1.7	S62.11.19	" 1897		" 柳町1丁目
3	3	23	ゆたか公園	"	1.7	S62.11.19	" 1897	H 6.12.29	" 新開町2丁目
3	3	24	凌雲公園	"	1.9	S63.11.10	" 1792	H 1.12.15	" 青雲町3丁目
3	3	25	錦多峰公園	"	2.5 (2.4)	S63.11.10	" 1792	H 6.12.19 (部分開設)	" 明徳町4丁目
3	3	26	清流公園	"	2.0	H 2. 6. 4	" 766	H12.12.28	" ウトナイ北6丁目
3	3	27	花畔公園	"	2.0	H 2. 6. 4	" 766	H 9. 1.24	" ウトナイ南6丁目
3	3	28	美園公園	"	1.5	H 2.12. 3	" 1709	H 5.10. 8	" 美園町1丁目
3	3	29	明野みはらし公園	"	2.4	H 3. 3.28	" 451		" 字高丘
3	3	30	緑葉公園	"	2.0	H 6. 6. 2	市 85	H16.12.28	" 拓勇東町2丁目
3	3	31	白鳥公園	"	1.8	H 6. 6. 2	" 85	H16.12.28	" 拓勇東町5丁目
3	3	32	新栄公園	"	1.7	H 6. 6. 2	" 85	H14. 1.24	" 北栄町3丁目
3	3	33	勇払ふるさと公園	"	2.0	H10. 2.26	" 35	H11.10. 8	" 字勇払
4	4	1	川沿公園	地区	6.0	S60.12.26	道 2169	S59.12.29	" 川沿町、柏木町、 ときわ町、澄川町
4	3	2	勇の原公園	"	3.9	H 2. 6. 4	道 766		苫小牧市ウトナイ北8丁目

公園番号			公 園 名	種別	計画決定 面積(ha)	計画決定		開設年月日	所 在 地
区分	規模	番号				年月日	告示番号		
4	4	3	明野北公園	地区	4.2 (4.1)	H 3. 3.28	〃 451	H 4. 6.12 (部分開設)	〃 あけぼの町4丁目 、5丁目
4	3	4	北星公園	〃	3.3	H 3.12. 6	〃 1869	H 6.12.19	〃 錦西町3丁目
4	3	5	拓勇公園	〃	3.5	H 6. 6. 2	市 85	H15. 7.16	〃 拓勇西町5丁目
4	3	6	日の出公園	〃	3.6	H15. 1.15	〃 17	H17. 2.22	〃 日の出町1丁目
5	6	1	錦大沼公園	総合	236.4 (229.8)	H 7. 9.26	道 1473	S52. 3.25 (部分開設)	〃 字樽前、字錦岡
5	5	2	市民文化公園	〃	10.2	S59. 1.23	〃 110	S43.10. 5	〃 末広町3丁目
5	5	3	トキサタマップ公園	〃	23.3	H13. 3.13	〃 404		〃 字植苗
6	6	1	緑ヶ丘公園	運動	87.2 (87.0)	H13. 3.13	〃 404	S39. 9.14 (部分開設)	〃 清水町1丁目、 3丁目、字高丘
7	3	1	糸井山公園	特(イ)	1.2	S61. 9.11	〃 1493	S59.12.15	〃 宮の森町1丁目
8	2	1	勇払開拓史跡公園	特(ロ)	0.7	S49.11. 2	市 134	S48. 7. 3	〃 字勇払
8	2	2	樽前公園	〃	0.6	S56. 7.15	〃 152	S49.12.11	〃 字樽前
		1	高丘霊園	墓園	21.64 (12.6)	S37. 3.13	建 505	S55.8.20 (部分開設)	〃 字高丘
		4	高丘第2霊園	〃	51.3 (19.3)	S57. 1. 7	道 14	S57.12.25 (部分開設)	〃 字高丘
		1	ウトナイ緑地	緑地	510.2	S37. 6. 8	建 1328	S37. 6. 8	〃 字植苗
		2	明野北1号緑地	〃	1.9	H 3. 3.28	道 451		〃 字高丘

3 都市計画下水道

下水道は、都市の環境と公衆衛生を守るため、汚水の排除・処理と雨水の排除を行っています。苫小牧市の下水道は、昭和 27 年に市街地を中心に 159ha の計画区域で始められて以来、市民の協力を得て受益者負担金制度の採用や積極的な資本の投入により処理区域の拡大を行ってきました。

昭和 34 年には道内初の終末処理場として運転を開始した浜町処理場（現高砂下水処理センター）と昭和 43 年稼働の西町処理場（現西町下水処理センター）が逐年整備拡充を図りながら高級処理を行っています。

また、昭和 54 年 3 月には、道内で初めての酸化溝方式による勇払処理場（現勇払下水処理センター）を開設し、平成 9 年に標準活性汚泥法処理施設を増設したことで、勇払、沼ノ端、植苗地区など郊外地区の下水道の普及と生活環境の改善に大きな役割を果たしています。

（１）都市計画下水道計画決定・変更経緯表

告示年月日	告示番号	内容
S45. 5.16	苫小牧市告示第 85号	排水面積 4,408 ha (分流2,651 ha 合流1,757 ha) { 西町処理場 1,759 ha (内合流 333 ha) 浜町処理場 1,104 ha (内合流 574 ha) 勇払処理場 1,545 ha (内合流 850 ha)
S47. 5.11	苫小牧市告示第 57号	排水面積 4,440 ha (分流2,655 ha 合流1,785 ha) { 西町処理場 1,833 ha (内合流 369 ha) 浜町処理場 1,071 ha (内合流 575 ha) 勇払処理場 1,536 ha (内合流 841 ha)
S52. 5. 7	苫小牧市告示第 60号	排水面積 5,140 ha { 西町処理場 1,944 ha 浜町処理場 1,248 ha 勇払処理場 1,912 ha
S55. 9.12	苫小牧市告示第 156号	排水面積 5,418 ha { 西町処理場 2,035 ha 高砂処理場 1,252 ha 勇払処理場 2,131 ha 1.排水区域 市街化区域拡大による下水道区域の拡大 2.下水管渠 苫小牧川廃止に伴う幹線の追加及び区域拡大に係る幹線の追加 3.ポンプ施設 糸井1号中継ポンプ場の廃止 4.処理施設 浜町下水処理場を高砂下水処理場に名称変更
S58. 2. 4	苫小牧市告示第 21号	排水面積 5,462 ha { 西町処理場 2,035 ha 高砂処理場 1,296 ha 勇払処理場 2,131 ha 1.排水区域 三光町地区（岩倉ホモゲン工場跡地）拡大 2.下水管渠 明野・沼ノ端・勇払地区の下水道施設の見直し 3.ポンプ施設 明野中継ポンプ場敷地面積の拡大 4.処理施設 勇払下水処理場の処理方式の変更による敷地面積の拡大
S62. 2. 5	苫小牧市告示第 14号	排水面積 5,640 ha { 西町処理場 2,175 ha 高砂処理場 1,296 ha 勇払処理場 2,169 ha 1.排水区域 市街化区域拡大による下水道区域の拡大 2.下水管渠 区域拡大などに係る幹線の見直し、勇払地区の雨水幹線の見直し、中央第1・2排水区の増強・幹線の追加及び高砂第1・2放流管を廃止し太平洋吐口の追加

告示年月日	告示番号	内容
H 2. 3. 1	苫小牧市 告 示 第 25号	排水面積 5,658 ha { 西町処理場 2,193 ha 高砂処理場 1,296 ha 勇払処理場 2,169 ha 1.排水区域 錦大沼公園整備計画に併せ排水区域の拡大 2.下水管渠 水緑整備計画（沼尻川）及び排水路（糸井団地）の改善に伴う幹線の変更 3.ポンプ施設 元町中継ポンプ場をマンホール内ポンプに変更
H 2. 6. 4	苫小牧市 告 示 第 85号	排水面積 5,658 ha { 西町処理場 2,193 ha 高砂処理場 1,296 ha 勇払処理場 2,169 ha 1.下水管渠 ウトナイ地区道路整備計画及び河川改修の変更に伴う幹線の変更
H 4. 3. 5	苫小牧市 告 示 第 28号	排水面積 5,704 ha { 西町処理場 2,196 ha 高砂処理場 1,808 ha 勇払処理場 1,700 ha 1.排水区域 苫小牧圏都市計画区域見直し及び市街化区域拡大に伴う下水道計画の見直し 排水区域の拡大及び勇払処理区域の一部を高砂処理区域に編入 2.下水管渠 都市計画決定の手続の変更に伴う幹線の変更及び「ふるさと海岸整備モデル事業」計画に伴う幹線の追加及び変更 3.ポンプ施設 勇払処理区域の一部を高砂処理区域へ編入したことに伴う明野中継ポンプ場の位置の変更
H 8. 3.12	苫小牧市 告 示 第 34号	排水面積 5,704 ha { 西町処理場 2,196 ha 高砂処理場 1,808 ha 勇払処理場 1,700 ha 1.ポンプ施設 明野中継ポンプ場の区域の変更
H 9. 3.17	苫小牧市 告 示 第 38号	排水面積 5,751 ha { 西町処理センター 2,196 ha 高砂処理センター 1,808 ha 勇払処理センター 1,747 ha 1.排水区域 植苗地区の汚水排水計画の見直しによる排水計画の拡大 2.下水管渠 排水計画の変更による幹線の見直し 3.ポンプ施設 排水計画の変更によるウトナイポンプ場の追加 4.処理施設 各処理場の名称を下水処理センターに変更
H13. 3.30	苫小牧市 告 示 第 117号	排水面積 5,795 ha { 西町処理センター 2,197 ha 高砂処理センター 1,814 ha 勇払処理センター 1,784 ha 1.排水区域 勇払浜地区の市街化区域編入及び沼ノ端南団地、日の出町地区の開発行為に伴う排水区域の拡大 2.下水管渠、ポンプ場、処理場 都市計画決定基準の変更による幹線の見直し
H16. 4. 6	苫小牧市 告 示 第 117号	排水面積 5,793 ha { 西町処理センター 2,197 ha 高砂処理センター 1,819 ha 勇払処理センター 1,777 ha 1.排水区域 都市計画区域区分及び下水道全体計画の見直しに伴う排水区域の変更 2.下水管渠 下水道全体計画の見直しに伴うルート及び終点の変更

告示年月日	告示番号	内容
H25.12. 6	苫小牧市 告 示 第 483号	排水面積 5,784 ha { 西町下水処理センター 2,188 ha 高砂下水処理センター 1,819 ha 勇払下水処理センター 1,777 ha 1.排水区域 下水道全体計画見直しに伴う排水区域の縮小 2.下水管渠 下水道全体計画見直しに伴う終点・位置の変更、及び一部廃止
R 3. 3.23	苫小牧市 告 示 第 105号	排水面積 5,678 ha { 西町下水処理センター 2,115 ha 高砂下水処理センター 1,818 ha 勇払下水処理センター 1,745 ha 1.排水区域 区域区分の変更及び土地利用計画との整合に伴う排水区域の縮小 2.下水管渠 排水区域の変更に伴う終点の変更

下水道普及率の状況

都道府県別下水道処理人口普及率

都 道 府 県	下水道普及率
1 東京都	99.7 %
2 神奈川県	97.1 %
3 大阪府	96.9 %
4 京都府	95.6 %
5 兵庫県	94.2 %
6 滋賀県	93.0 %
7 北海道	92.0 %
8 富山県	87.7 %
9 石川県	85.8 %
10 長野県	85.5 %
全 国 平 均	81.4 %

R5 年度末

道内都市別下水道処理人口普及率

市 町 村	人口普及率
1 札幌市	99.9 %
2 室蘭市	99.3 %
2 苫小牧市	99.3 %
4 小樽市	99.2 %
5 釧路市	98.6 %
6 千歳市	98.4 %
7 恵庭市	97.8 %
7 歌志内市	97.8 %
9 江別市	97.7 %
10 北広島市	97.5 %
全 道 平 均	92.0 %

R5 年度末

※（下水道処理人口普及率）＝（下水道処理人口）／（行政人口）

全国平均 R6. 3. 31 データ

4 その他の都市施設

苫小牧市においては、道路、公園、下水道の他に下表のような施設が都市計画で決定され生鮮食品の安定供給、暖房供給システムの整備等、市民の快適な都市生活の確立に大きく役立っています。

(1) 都市計画ごみ焼却場

名 称		面 積	都 市 計 画 決 定		備 考
番号	ごみ焼却場名		告示年月日	告 示 番 号	
1	苫小牧市ごみ焼却場	約 14.2 ha	S45. 9. 9	苫小牧市告示第119号	処理能力 50 t/8h
2	苫小牧市新ごみ処理施設	約62,000m ²	H 7. 8.22	苫小牧市告示第149号	焼却 210 t/日(105t/日×2炉) 破砕 75 t/5h

(2) 都市計画地域冷暖房施設

名 称		面 積	都 市 計 画 決 定		備 考
番号	地域冷暖房施設名		告示年月日	告 示 番 号	
1	苫小牧中央地域暖房供給施設 (旭町・末広町)	約 0.3 ha	S49. 7.16	苫小牧市告示第 86号	供給区域 72 ha
2	苫小牧西部地域暖房供給施設 (弥生町・青葉町・大成町)	約 0.3 ha	S51. 5.13	苫小牧市告示第 67号	供給区域 22 ha サブステーション 8 箇所

(3) 都市計画河川

名 称 (告示時)		区 域		構 造	都 市 計 画 決 定		備 考 (告示時)
番号	河 川 名	幅 員	延 長		告示年月日	告 示 番 号	
10	幌内川	152 ～ 28 m	約 4,070 m	掘込式 単断面式	S51.12.21	北海道告示第4052号	二級河川
11	苫小牧川	79 ～ 53 m	約 1,750 m	掘込式 単断面式	S60.11. 7	北海道告示第1905号	二級河川
12	有珠川	48 ～ 30 m	約 2,180 m	掘込式 単断面式	S60.11. 7	北海道告示第1905号	二級河川
13	勇払川	147 ～ 38 m	約 1,950 m	掘込式 複断面式	H 2. 6. 4	北海道告示第 766号	二級河川

(4) 都市計画市場

名 称		面 積	都 市 計 画 決 定		備 考
番号	市 場 名		告示年月日	告 示 番 号	
1	苫小牧市公設魚菜卸売市場	約 0.6 ha	S41. 3.29	建設省告示第 931号	処理能力 39.27 t/日
2	苫小牧市公設地方卸売市場	約28,900 m ²	H15. 3.12	苫小牧市告示第71号	処理能力 103.1 t/日
3	苫小牧地方卸売市場花卉市場	約 4,500 m ²	R 5. 3.22	苫小牧市告示第87号	処理能力 173 千本/日

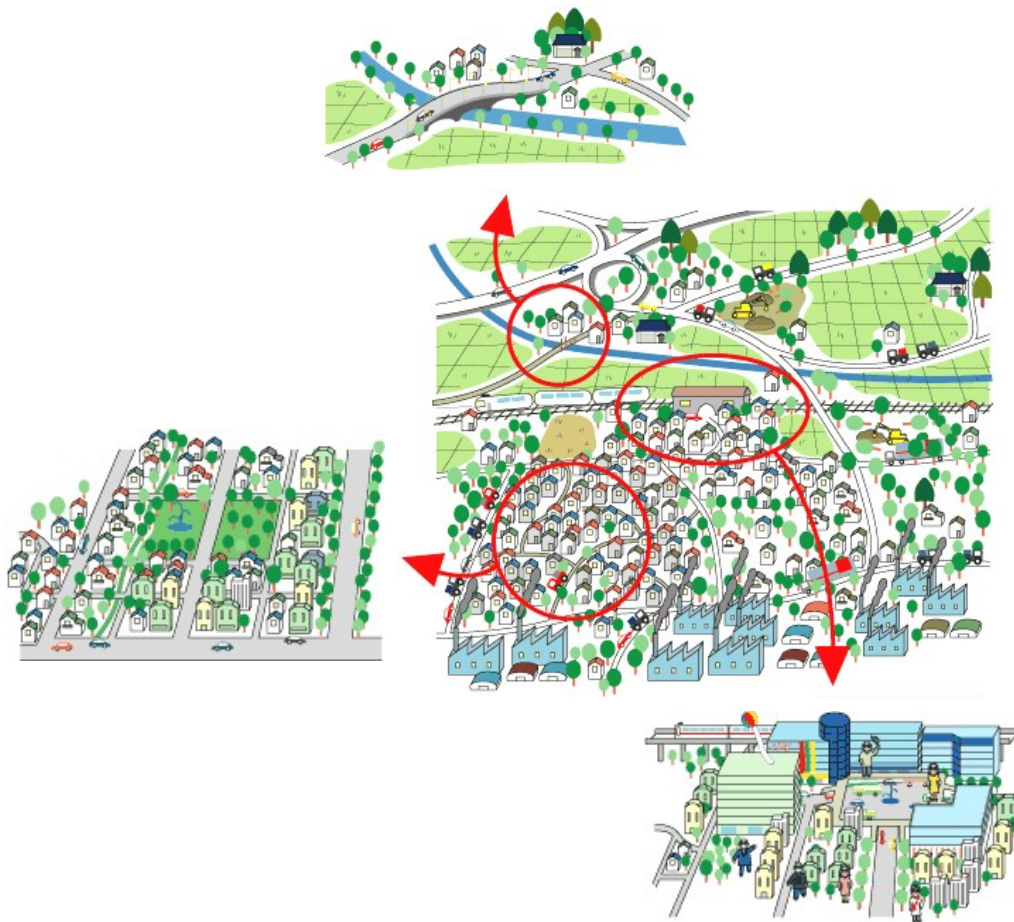
(5) 都市計画火葬場

名 称		面 積	都 市 計 画 決 定		備 考
番号	火 葬 場 名		告示年月日	告 示 番 号	
1	苫小牧市高丘霊葬場	約18,500 m ²	H 7. 7. 5	苫小牧市告示第119号	設置炉数 7 基

(6) 都市計画病院

名 称		面 積	都 市 計 画 決 定		備 考
番号	病 院 名		告示年月日	告 示 番 号	
1	苫小牧市立病院	約41,600 m ²	H17. 3.11	苫小牧市告示第 82号	

市街地開発事業



土地区画整理事業や市街地再開発事業により、面的な整備を行い、良好な市街地の形成や宅地の供給を行います。

1 土地区画整理事業

健全な市街地の造成を図ることを目的とし、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため土地の区画形質を変更するもので、苫小牧市の土地区画整理施行状況は、全道の 28,291.0ha の 18.3%に当たる 5,190.42ha で、これは市街化区域面積の 33.6%になります。

また苫小牧市では、市施行の地区が全体の 80%以上とその大半を占めており、積極的に整備が進められています。

(1) 土地区画整理施行状況

	市 施 行		組 合 施 行		個 人 施 行		計
	完 了	施 行 中	完 了	施 行 中	完 了	施 行 中	
地 区 (箇所)	20	—	3	—	2	—	25
面 積 (ha)	4,222.60	—	413.32	—	554.50	—	5,190.42



(2) 土地区画整理事業状況

1) 苫小牧市施行

地区名	施行者	施行面積(ha)	告示年月日	事業計画決定	事業費(千円)
		施行年度	告示番号	換地処分公告	減歩率(%)
西部	苫小牧市	83.78	S25.06.17	S26.08.25	13,582
		S26 ~ S34	建設省告示第0538号	S35.03.31	23.9
旭町	"	100.82	S26.02.10	S30.03.31	11,450
		S29 ~ S33	建設省告示第0053号	S33.10.03	27.6
第一	"	146.92	S33.09.18	S34.03.31	106,285
		S33 ~ S39	建設省告示第1537号	S39.10.14	33.8
第二	"	112.65	S33.09.18	S35.10.31	60,079
		S35 ~ S39	建設省告示第1537号	S39.10.14	18.0
山手	"	147.42	S38.03.16	S38.04.24	290,688
		S38 ~ S45	建設省告示第0565号	S45.10.31	30.8
中野	"	1,756.64	S33.09.18	S38.04.24	1,491,010
		S38 ~ S50	建設省告示第1537号	S50.06.30	24.0
西町	"	34.36	S40.11.15	S44.02.10	133,286
		S43 ~ S49	建設省告示第3231号	S49.12.09	27.6
糸井	"	143.64	S40.11.15	S44.02.10	917,288
		S43 ~ S51	建設省告示第3231号	S51.08.31	27.8
駅前	"	21.48	S46.03.09	S46.07.01	2,051,400
		S46 ~ S53	北海道告示第0540号	S53.10.14	24.9
美園	"	21.34	S33.09.18	S49.09.09	384,797
		S49 ~ S54	建設省告示第1537号	S55.02.29	32.3
勇払	"	69.91	S33.09.18	S50.02.07	869,574
		S49 ~ S56	建設省告示第1537号	S57.03.18	31.4
糸井鉄北第一	"	166.03	S50.08.16	S50.12.24	1,707,035
		S50 ~ S55	北海道告示第2796号	S56.03.31	34.2
木場町	"	27.24	S51.02.10	S52.11.17	3,895,802
		S52 ~ S61	北海道告示第0264号	S62.02.09	40.0
若草	"	42.89	S51.02.10	S53.02.03	5,213,293
		S52 ~ S62	北海道告示第0265号	S62.11.26	24.3
沼ノ端鉄南第一	"	176.67	S33.09.18	S55.10.30	1,652,303
		S55 ~ S61	建設省告示第1537号	S62.02.14	27.3
糸井鉄北第二	"	150.80	S53.10.14	S56.03.10	2,189,730
		S55 ~ S61	北海道告示第3157号	S62.01.08	32.5
明野	"	350.20	S33.09.18	S59.09.18	4,498,353
		S59 ~ H02	建設省告示第1537号	H02.09.20	29.3
錦岡鉄北第一	"	308.96	S59.04.09	S59.11.15	7,223,671
		S59 ~ H05	北海道告示第0062号	H06.01.14	34.1
糸井鉄北第三	"	40.47	S60.12.26	S61.09.30	1,772,471
		S61 ~ H02	北海道告示第2168号	H02.12.27	37.6
沼ノ端鉄北	"	320.39	S33.09.18	H07.01.10	22,790,000
		H06 ~ H19	建設省告示第1537号	H20.01.25	40.3

2) 組合施行

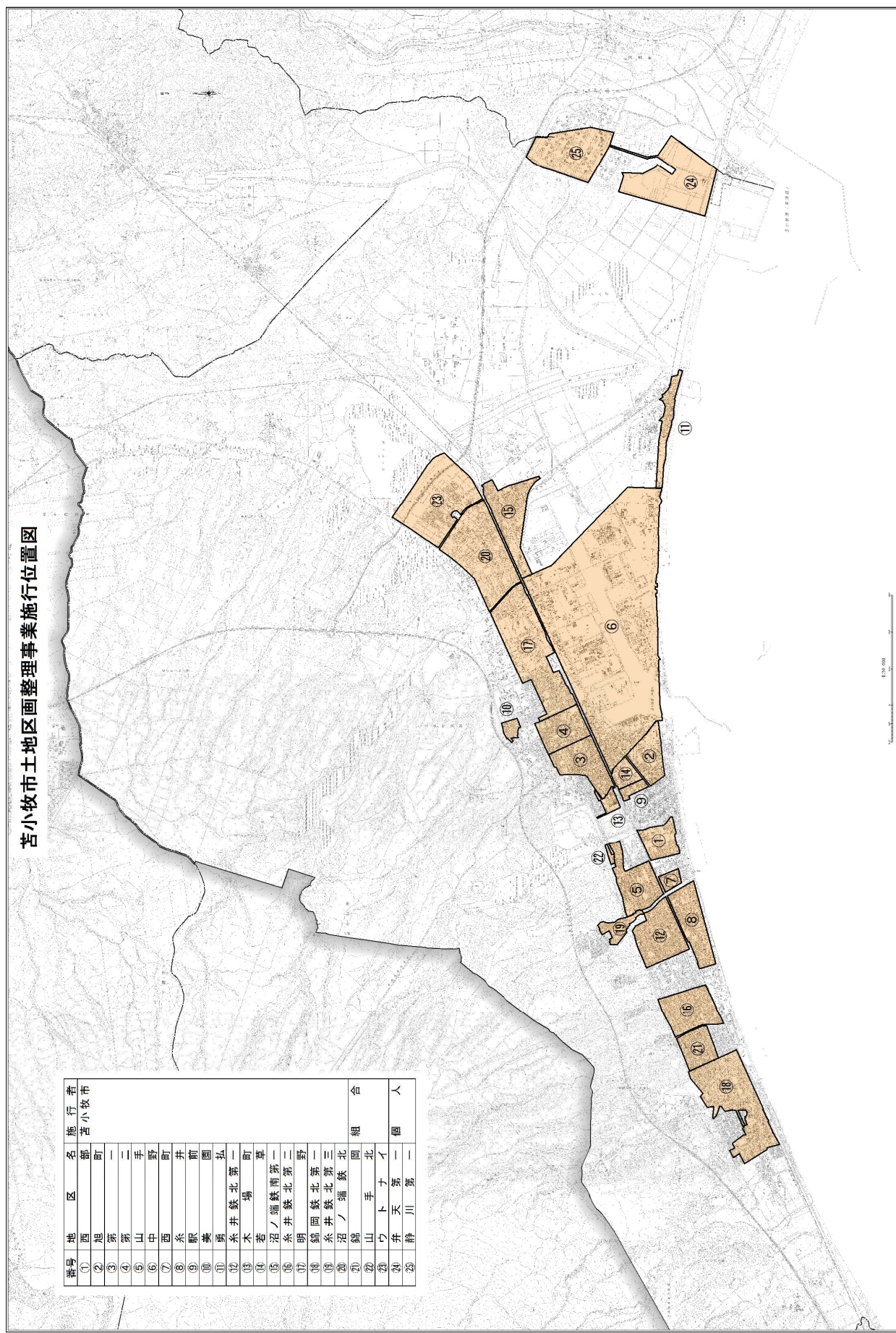
地 区 名	施 行 者	施行面積(ha)	告示年月日	設立の認可	事業費(千円)
		施行年度	告示番号	換地処分公告	減歩率(%)
錦 岡	苫小牧市 錦岡土地 区画整理組合	88.15	—	S48. 3.27	547,796
		S47 ～ S52	—	S52. 4.15	35.3
山 手 北	苫小牧市 山手北土地 区画整理組合	7.35	—	S53. 5.24	202,184
		S53 ～ S54	—	S55. 1.31	31.3
ウトナイ	苫小牧市 ウトナイ土地 区画整理組合	317.82	S33. 9.18	H 2.12.12	10,221,835
		H 2 ～ H11	建設省告示第1537号	H12. 2. 9	29.1

3) 個人施行

地 区 名	施 行 者	施行面積(ha)	告示年月日	施行の認可	事業費(千円)
		施行年度	告示番号	換地処分公告	減歩率(%)
弁天第一	苫小牧 東部開発 株式会社	330.79	—	S52. 2. 4	1,143,506
		S51 ～ S54	—	S55. 2. 9	4.7
静川第一	〃	223.71	—	S54. 2.20	2,694,742
		S53 ～ S55	—	S55.10. 4	3.7

苦小牧市土地区画整理事業施行位置図

番号	地区名	施行者
①	西旭部町一	苦小牧市
②	第三山手	
③	第四山手	
④	第五山手	
⑤	第六山手	
⑥	第七山手	
⑦	第八山手	
⑧	第九山手	
⑨	第十山手	
⑩	第十一山手	
⑪	第十二山手	
⑫	第十三山手	
⑬	第十四山手	
⑭	第十五山手	
⑮	第十六山手	
⑯	第十七山手	
⑰	第十八山手	
⑱	第十九山手	
⑲	第二十山手	
⑳	第二十一山手	
㉑	第二十二山手	
㉒	第二十三山手	
㉓	第二十四山手	
㉔	第二十五山手	
㉕	第二十六山手	
㉖	第二十七山手	
㉗	第二十八山手	
㉘	第二十九山手	
㉙	第三十山手	
㉚	第三十一山手	
㉛	第三十二山手	
㉜	第三十三山手	
㉝	第三十四山手	
㉞	第三十五山手	
㉟	第三十六山手	
㊱	第三十七山手	
㊲	第三十八山手	
㊳	第三十九山手	
㊴	第四十山手	
㊵	第四十一山手	
㊶	第四十二山手	
㊷	第四十三山手	
㊸	第四十四山手	
㊹	第四十五山手	
㊺	第四十六山手	
㊻	第四十七山手	
㊼	第四十八山手	
㊽	第四十九山手	
㊾	第五十山手	
㊿	第五十一山手	
1	第一山手	
2	第二山手	
3	第三山手	
4	第四山手	
5	第五山手	
6	第六山手	
7	第七山手	
8	第八山手	
9	第九山手	
10	第十山手	
11	第十一山手	
12	第十二山手	
13	第十三山手	
14	第十四山手	
15	第十五山手	
16	第十六山手	
17	第十七山手	
18	第十八山手	
19	第十九山手	
20	第二十山手	
21	第二十一山手	
22	第二十二山手	
23	第二十三山手	
24	第二十四山手	
25	第二十五山手	
26	第二十六山手	
27	第二十七山手	
28	第二十八山手	
29	第二十九山手	
30	第三十山手	
31	第三十一山手	
32	第三十二山手	
33	第三十三山手	
34	第三十四山手	
35	第三十五山手	
36	第三十六山手	
37	第三十七山手	
38	第三十八山手	
39	第三十九山手	
40	第四十山手	
41	第四十一山手	
42	第四十二山手	
43	第四十三山手	
44	第四十四山手	
45	第四十五山手	
46	第四十六山手	
47	第四十七山手	
48	第四十八山手	
49	第四十九山手	
50	第五十山手	
51	第五十一山手	
52	第五十二山手	
53	第五十三山手	
54	第五十四山手	
55	第五十五山手	
56	第五十六山手	
57	第五十七山手	
58	第五十八山手	
59	第五十九山手	
60	第六十山手	
61	第六十一山手	
62	第六十二山手	
63	第六十三山手	
64	第六十四山手	
65	第六十五山手	
66	第六十六山手	
67	第六十七山手	
68	第六十八山手	
69	第六十九山手	
70	第七十山手	
71	第七十一山手	
72	第七十二山手	
73	第七十三山手	
74	第七十四山手	
75	第七十五山手	
76	第七十六山手	
77	第七十七山手	
78	第七十八山手	
79	第七十九山手	
80	第八十山手	
81	第八十一山手	
82	第八十二山手	
83	第八十三山手	
84	第八十四山手	
85	第八十五山手	
86	第八十六山手	
87	第八十七山手	
88	第八十八山手	
89	第八十九山手	
90	第九十山手	
91	第九十一山手	
92	第九十二山手	
93	第九十三山手	
94	第九十四山手	
95	第九十五山手	
96	第九十六山手	
97	第九十七山手	
98	第九十八山手	
99	第九十九山手	
100	第一百山手	



2 市街地再開発事業

土地区画整理事業と並んで都市整備の中核をなす手法で、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図っています。

(1) 市街地再開発事業の決定

告示年月日	告 示 番 号	内 容			
S51. 2.10	北海道告示第 263号	第 1 種 市 街 地 再 開 発 事 業 (サンプラザ) 施行区域面積 A = 1.1 ha			
名 称	苫小牧駅前地区第一種市街地再開発事業				
施 行 者	苫小牧駅前地区市街地再開発組合				
建築物の整備	建築面積	延べ面積	建蔽率	容積率	用途地域
	約 5,130 m ²	約 38,610 m ²	約 8 / 10	約 60 / 10	商業地域
建築敷地の整備	建 築 敷 地 面 積		整 備 計 画		
	約 6,440 m ²		公開空地 約 22 %		

(2) 市街地再開発事業認可公告

告示年月日	告 示 番 号	内 容			
S51. 6.19	北海道告示第2239号	第 1 種 市 街 地 再 開 発 事 業 (サンプラザ) (駅前地区) A = 1.1 ha			
S54.12.22	北海道告示第3997号	第 1 種 市 街 地 再 開 発 事 業 (ホテルサンルート) (錦町1.1地区) A = 0.15 ha ※実施済			
S56. 2.24	北海道告示第 343号	第 1 種 市 街 地 再 開 発 事 業 (ビックジョイ) (錦町1.6.1地区) A = 0.23 ha ※実施済			

資 料

○ 苫小牧市都市計画に関する条例 (平成 12 年 3 月 27 日条例第 17 号)

改正の沿革 平成 13 年条例第 22 号・平成 17 年条例第 57 号

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 本市における都市計画に係る公聴会及び意見の提出、手数料並びに審議会については、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）その他の法例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

第 2 章 都市計画に係る公聴会

(公聴会開催の告示)

第 2 条 市長は、法第 16 条第 1 項又は法第 18 条の 2 第 2 項の規定により公聴会を開催するときは、公聴会を開催する日の 3 週間前までに、次に掲げる次項を告示しなければならない。

- (1) 公聴会を開催する日時及び場所
- (2) 意見を聴こうとする案件の概要
- (3) その他市長が必要と認める事項

(意見を述べようとする者の申出)

第 3 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公聴会を開催する日の 1 週間までに、次の事項を記載した書面により市長に申し出なければならない。

- (1) 意見の要旨及び理由
- (2) 住所及び氏名

(公述人の決定)

第 4 条 市長は、次に掲げる者のうちから公述人（公聴会において意見を述べることができる者をいう。）を決定することができる。

- (1) 前条の申出をした者
- (2) 学識経験者

(規則への委任)

第 5 条 前 3 条に定めるもののほか、公聴会に関し必要な事項は、規則で定める。

第 3 章 地区計画等の案の作成に係る意見の提出

(原案の縦覧)

第 6 条 市長は、法第 16 条第 2 項の規定により地区計画等の案に係る区域内の土地の所有者及び同項に定める利害関係を有する者（以下「土地の所有者等」という。）の意見を聴くときは、あらかじめ、次に掲げる事項を告示し、当該地区計画等の原案を当該告示の日の翌日から起算して 2 週間縦覧に供しなければならない。

- (1) 縦覧の場所及び期間
- (2) 地区計画等の原案のうち地区計画等の種類、名称、位置及び区域

(意見の提出)

第 7 条 前条の規定により縦覧に供された地区計画等の原案に係る区域内の土地の所有者等は、当該縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して 1 週間を経過する日までに、当該地区計画等の原案に関する意見書を市長に提出することができる。

第 4 章 手数料

(納入)

第 8 条 別表の中欄に掲げる許可、確認、承認又は交付の申請をする者は、同欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を納入しなければならない。

(免除)

第 9 条 市長は、特に必要があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

(納入時期及び還付)

第 10 条 手数料は、当該申請の際に納入しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料の延納を認めることができる。

- 2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長は、申請をした者がその責めに帰することのできない理由により申請を取り下げた場合その他相当と認める場合は、手数料の全部又は一部を還付することができる。

第 5 章 苫小牧市都市計画審議会

(設置)

第 11 条 法第 77 条の 2 の規定に基づき苫小牧市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 12 条 審議会は、委員 15 人で組織する。

- 2 委員は次に掲げる者のうちから市長が任命する。
 - (1) 市議会議員
 - (2) 学識経験者
 - (3) 住民の意見を代表する者

(任期)

第 13 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 14 条 特別な事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に若干人の臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験者又は当該特別な事項に密接な関係のある職務に従事する者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別な事項に係る審議が完了したときまでとする。

(専門委員)

第 15 条 専門的事項を調査させるため必要があるときは、審議会に若干人の専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験者又は当該専門的事項に密接な関係のある職務に従事する者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員の任期は、当該専門的事項に関する調査が完了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 16 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 17 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(規則への委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 雑則

(委任)

第 19 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(苫小牧市都市計画審議会条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 苫小牧市都市計画審議会条例（昭和 45 年条例第 14 号）
 - (2) 苫小牧市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和 58 年条例第 14 号）

(経過措置)

- 3 第 8 条から第 10 条までの規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について運用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際、現に、附則第 2 項の規定による廃止前の苫小牧市都市計画審議会条例の規定により設置された苫小牧市都市計画審議会（以下「旧審議会」という。）の会長、副会長又は委員である者は、引き続き、この条例の規定により設置された苫小牧市都市計画審議会（以下「新審議会」という。）の会長、副会長又は委員になるものとする。この場合において、新審議会の委員としての任期は、2 年間から旧審議会の委員としての期間を控除した期間とする。

(苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 5 苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（平成 13 年 9 月 28 日条例第 22 号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 29 日条例第 57 号改正）

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市都市計画に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可、確認、承認又は交付の申請（以下「許可等の申請」という。）に係る手数料について適用し、同日前の許可等の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

別表（第8条関係）

	事務の区分			手数料の額（円）
(1)	法第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可	主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満	1件につき 11,900
			開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	1件につき 25,500
			開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	1件につき 48,100
			開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	1件につき 93,300
			開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満	1件につき 139,300
			開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満	1件につき 187,000
			開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満	1件につき 233,200
			開発区域の面積が10ヘクタール以上	1件につき 326,500
		主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満	1件につき 16,400
			開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	1件につき 34,800
			開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	1件につき 71,200
			開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	1件につき 130,500
			開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満	1件につき 214,400
			開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満	1件につき 288,800
			開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満	1件につき 363,900
			開発区域の面積が10ヘクタール以上	1件につき 513,700
		その他の開発行為	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満	1件につき 93,300
			開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	1件につき 139,700
			開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	1件につき 210,300
			開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	1件につき 280,500
			開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満	1件につき 419,200
			開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満	1件につき 550,500
			開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満	1件につき 709,500
			開発区域の面積が10ヘクタール以上	1件につき 943,600
(2)	法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可	主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に関する設計の変更	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満	1件につき 1,200
			開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	1件につき 2,550
			開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	1件につき 4,800
			開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	1件につき 9,350
			開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満	1件につき 13,900
			開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満	1件につき 18,700
			開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満	1件につき 23,300
			開発区域の面積が10ヘクタール以上	1件につき 32,700

	事務の区分		手数料の額（円）
(2)	法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可	主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為に関する設計の変更	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満 1件につき 1,650
		開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	1件につき 3,500
		開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	1件につき 7,100
		開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	1件につき 13,100
		開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満	1件につき 21,400
		開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満	1件につき 28,900
		開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満	1件につき 36,400
		開発区域の面積が10ヘクタール以上	1件につき 51,400
		その他の開発行為に関する設計の変更	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満 1件につき 9,350
		開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	1件につき 14,000
		開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	1件につき 21,000
		開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	1件につき 28,100
		開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満	1件につき 41,900
		開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満	1件につき 55,100
		開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満	1件につき 71,000
		開発区域の面積が10ヘクタール以上	1件につき 94,400
(3)	法第41条第2項ただし書（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の許可	新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更	開発行為の区分及び新たに編入される開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ（1）の項の右欄に定める額
		その他の変更	1件につき 10,500
(4)	法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可		1件につき 30,700
(5)	法第43条の規定に基づく建築等の許可	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満	1件につき 9,650
		開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	1件につき 21,100
		開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	1件につき 42,000
		開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	1件につき 74,100
		開発区域の面積が1ヘクタール以上	1件につき 103,800
(6)	法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認	承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合	1件につき 1,850
		承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合	1件につき 2,900
		その他の開発行為である場合	1件につき 18,600
(7)	法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付		用紙1枚につき 500

備考 法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可が(2)の項に掲げる手数料の額の2以上に該当する場合は、これらの額を合算した額（その額が943,600円を超えるときは、943,600円）とする。

○ 苦小牧市地区計画区域内建築物の制限に関する条例

(平成 2 年 3 月 30 日条例第 11 号)

改正の沿革 平成 4 年条例第 8 号・平成 4 年条例第 10 号・平成 5 年条例第 16 号・平成 7 年条例第 10 号・平成 7 年条例第 23 号・平成 9 年条例第 26 号・平成 10 年条例第 10 号・平成 11 年条例第 21 号・平成 13 年条例第 29 号・平成 15 年条例第 11 号・平成 17 年条例第 14 号・平成 17 年条例第 58 号・平成 19 年条例第 8 号・平成 26 年条例第 40 号・平成 28 年条例第 31 号・平成 30 年条例第 12 号・令和元年条例第 9 号・令和 3 年条例第 11 号

(目的)

第 1 条 この条例は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき地区計画の区域内における建築物の用途、敷地及び構造に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(適用区域)

第 2 条 この条例は、別表 1 に掲げる区域(以下「地区整備計画区域」という。)に適用する。

(建築物の用途の制限)

第 3 条 地区整備計画区域(地区整備計画において当該地区整備計画区域を 2 以上の地区に区分しているものにあつては、その区分されたそれぞれの地区の区域とする。以下「計画区域」という。)内においては、別表 2 の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表ア欄に掲げる建築物は、建築してはならない。

2 前項の規定は、市長が当該計画地区内における土地の利用状況等に照らして、周辺の健全な都市環境の確保に支障がないと認めて許可した建築物については、適用しない。

3 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ苦小牧市建築審査会の意見を求めるものとする。

(建築物の容積率の最高限度)

第 3 条の 2 建築物の容積率は、別表 2 の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表イ欄に掲げる数値以下でなければならない。

2 前項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の算定については、次の各号に掲げる建築物の部分の床面積を算入しない。

(1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分(以下「自動車車庫等部分」という。)

(2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分(以下「備蓄倉庫部分」という。)

(3) 蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分(以下「蓄電池設置部分」という。)

(4) 自家発電設備を設ける部分(以下「自家発電設備設置部分」という。)

(5) 貯水槽を設ける部分(以下「貯水槽設置部分」という。)

3 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計(同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和)に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

(1) 自動車車庫等部分 5 分の 1

(2) 備蓄倉庫部分 50 分の 1

(3) 蓄電池設置部分 50 分の 1

(4) 自家発電設備設置部分 100 分の 1

(5) 貯水槽設置部分 100 分の 1

(建築物の建ぺい率の最高限度)

第 3 条の 3 建築物の建ぺい率は、別表 2 の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表ウ欄に掲げる数値以下でなければならない。

2 前項の規定の適用については、街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で規則で定めるものの内にある建築物にあつては、別表 2 ウ欄に掲げる数値に 10 分の 1 を加えたものをもって同欄に掲げる数値とする。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第 4 条 建築物の敷地面積は、別表 2 の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表エ欄に掲げる面積以上でなければならない。

(建築物の外壁等の位置の制限)

第 5 条 建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の中心線から敷地境界線までの距離は、別表 2 の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表オ欄に掲げる距離以上でなければならない。

(建築物の高さの最高限度)

第 6 条 建築物の高さは、別表 2 の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表カ欄に掲げる高さを超えてはならない。

2 建築物の敷地内に規則で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が規則で定める規模以上である建築物であつて、市長が低層住宅に係る良好な住宅の環境を害するおそれがないと認めるものの高さの限度は、前項の規定にかかわらず、12 メートルとする。

3 前 2 項に規定する建築物の高さの算定については、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内の場合においては、その部分の高さは、5 メートルを限度として算入しない。

（建築物の敷地が2以上の計画地区にわたる場合等の措置）

- 第7条 建築物の敷地が2以上の計画地区にわたる場合においては、その建築物又はその敷地の全部について、当該敷地の過半の属する計画地区に係る第3条及び第4条の規定を適用する。
- 2 建築物の敷地が地区整備計画区域の外と一の計画地区にわたる場合において、その敷地の過半が当該計画地区に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について、当該計画地区に係る第3条及び第4条の規定を適用し、その敷地の過半が当該地区整備計画区域の外に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について、これらの規定を適用しない。
- 3 建築物の敷地が2以上の計画地区にわたる場合又は地区整備計画区域の内外にわたる場合で、前2項の規定を適用することができないときにおける第3条及び第4条の規定の適用については、法第91条の規定の適用の例に準じて市長が定める。

（一の敷地とみなすことによる制限の緩和）

- 第8条 法第86条第1項から第4項まで（これらの規定を法第86条の2第8項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により市長の認定又は許可を受けた建築物については、第3条の2第1項、第3条の3第1項、第5条又は第6条第2項の規定を適用する場合においては、当該建築物に係る法第86条第1項から第4項までに規定する一団地又は一定の一団の土地の区域を当該建築物の一の敷地とみなす。

（敷地面積の制限の適用除外）

- 第9条 第4条の規定（別表2エ欄の規定を含む。以下この条において同じ。）の施行又は適用の際、同条の規定の施行又は適用により建築物の敷地面積が新たに制限され、又は建築物の敷地面積の制限が変更されることとなる区域内において、現に建築物の敷地として使用されている土地で同条の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同条の規定に適合しないこととなる土地については、その全部を一の敷地として使用する場合には、同条の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。
- （1）第4条の規定を改正した場合における改正後の同条の規定の施行又は適用の際、改正前の同条の規定（その適用を除外する規定を含む。以下この号において同じ。）に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば改正前の同条の規定に違反することとなる土地
- （2）第4条の規定に適合するに至った建築物の敷地
- 2 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第4条の規定に適合しなくなるもの又は当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同条の規定に適合しないこととなる土地については、その全部を一の敷地として使用する場合には、同条の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。
- （1）法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも第4条の規定に違反している建築物の敷地又は所有者その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同条の規定に違反することとなる土地
- （2）第4条の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同条の規定に適合することとなるに至った土地

（既存の建築物に対する制限の緩和）

- 第10条 法第3条第2項（法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により第3条第1項の規定（別表2ア欄の規定を含む。以下この条において同じ。）又は第3条の2第1項の規定（同表イ欄の規定を含む。以下この条において同じ。）の適用を受けない建築物について規則で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合には、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条第1項又は第3条の2第1項の規定は、適用しない。

（公益上必要な建築物の特例）

- 第11条 この条例の規定は、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの及びその敷地については、当該許可の範囲内において適用しない。

（許可の取消し）

- 第12条 市長は、第3条第2項又は前条の規定による許可が虚偽の申請その他不正の行為により受けたものであるときは、当該許可を取り消すことができる。

（委任）

- 第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（罰則）

- 第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
- （1）第3条第1項又は第4条の規定に違反した場合（次号に規定する場合を除く。）における当該建築物の建築主
- （2）建築物を建築した後に当該建築物の敷地を分割したことにより、第4条の規定に違反することとなった場合における当該敷地の所有者、管理者又は占有者
- （3）第3条の2第1項、第3条の3第1項、第5条又は第6条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いずに工事を施行し、又は設計図書に従わないで工事を施行した場合においては、当該建築物の工事施行者）

- (4) 法第 87 条第 2 項において準用する第 3 条第 1 項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 前項第 3 号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施行者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。
 - 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前 2 項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第 1 項の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日（平成 2 年 6 月 1 日）から施行する。
- 2 この条例の規定の適用については、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号。以下「改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定による用途地域に関する都市計画の決定に係る告示の日までの間は、改正法第 2 条の規定による改正後の建築基準法第 91 条及び別表第 2 の規定並びに都市計画法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成 5 年政令第 170 号。以下「改正令」という。）第 2 条の規定による改正後の建築基準法施行令第 130 条の 6 の規定は適用せず、改正法第 2 条の規定による改正前の建築基準法第 91 条及び別表第 2 の規定並びに改正令第 2 条の規定による改正前の建築基準法施行令第 130 条の 6 の規定によるものとする。

附 則（平成 4 年 3 月 31 日条例第 8 号改正）

この条例は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 31 日条例第 10 号改正）

この条例は、規則で定める日（平成 4 年 6 月 1 日）から施行する。

附 則（平成 5 年 6 月 25 日条例第 16 号改正）

この条例は、平成 5 年 6 月 25 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 16 日条例第 10 号改正）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表 1 の改正規定並びに別表 2 の改正規定のうち新生台地区整備計画区域（サブセンター地区及び沿道サービス地区に限る。）、ザ・スプリングス高丘地区整備計画区域、グリーンヒル苫小牧地区整備計画区域及び苫小牧錦岡オーシャンヒルズ地区整備計画区域に関する部分は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 10 月 11 日条例第 23 号改正）

この条例は、平成 7 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 7 月 1 日条例第 26 号改正）

この条例は、平成 9 年 7 月 15 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 30 日条例第 10 号改正）

この条例は、平成 10 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 12 月 28 日条例第 21 号改正抄）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 12 月 28 日条例第 29 号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日条例第 11 号改正）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 24 日条例第 14 号改正）

この条例は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 29 日条例第 58 号改正抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条及び第 2 条の規定並びに第 3 条中苫小牧市地区計画区域内建築物の制限に関する条例第 14 条の改正規定並びに次項の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（公共事業の施行等による敷地面積の減少についての敷地面積の制限の適用除外等に関する経過措置）

- 3 第 3 条の規定による改正後の苫小牧市地区計画区域内建築物の制限に関する条例第 9 条第 2 項及び第 10 条の規定は、この条例の施行の日以後に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 9 第 1 項各号に掲げる事業の施行により建築物の敷地面積が減少した場合について適用し、同日前に当該事業の施行により建築物の敷地面積が減少した場合については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

- 4 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 3 月 23 日条例第 8 号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 18 日条例第 40 号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 12 日条例第 31 号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 20 日条例第 12 号改正）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 28 日条例第 9 号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 23 日条例第 11 号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

名 称	区 域
新生台地区 整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された苫小牧圏都市計画新生台地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
みどり野地区 整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された苫小牧圏都市計画みどり野地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
錦西ニュータウン地区 整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された苫小牧圏都市計画錦西ニュータウン地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
ザ・スプリングス高丘地区 整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された苫小牧圏都市計画ザ・スプリングス高丘地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
グリーンヒル苫小牧地区 整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された苫小牧圏都市計画グリーンヒル苫小牧地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
苫小牧錦岡オーシャンヒルズ地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された苫小牧圏都市計画苫小牧錦岡オーシャンヒルズ地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
ウトナイ地区 整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された苫小牧圏都市計画ウトナイ地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
沼ノ端駅北地区 整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された苫小牧圏都市計画沼ノ端駅北地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
植苗星ヶ丘地区 整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された苫小牧圏都市計画植苗星ヶ丘地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
新千歳空港周辺地区 整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された苫小牧圏都市計画新千歳空港周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

○ 苫小牧市特別工業地区建築条例 (平成3年3月11日条例第4号)

[昭和61年4月1日条例第13号苫小牧市特別工業地区建築条例を全文改正]

改正の沿革 平成4年条例第8号・平成4年条例第14号・平成5年条例第10号・平成6年条例第27号・平成7年条例第9号・平成9年条例第37号・平成10年条例第26号・平成11年条例第21号・平成13年条例第29号・平成15年条例第11号・平成17年条例第14号・平成17年条例第58号・平成19年条例第8号・平成30年条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により都市計画に特別用途地区として定められた特別工業地区内における建築物の建築を制限することによって、土地利用の適正化及び効率化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例による。

(特別工業地区の種別)

第3条 特別工業地区は、建築制限の内容により第1種特別工業地区、第2種特別工業地区及び第3種特別工業地区に分ける。
2 第1種特別工業地区及び第2種特別工業地区は準工業地域内の特別工業地区について、第3種特別工業地区は工業地域内の特別工業地区について、それぞれ市長が指定する。

(特別工業地区内の建築制限)

第4条 特別工業地区内においては、法第48条第11項又は第12項の規定によるほか、特別工業地区の種別に応じ、別表に掲げる用途に供する建築物を建築し、又は建築物の用途を同表に掲げる用途に変更してはならない。ただし、市長が特別工業地区として定めた目的に反しないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合は、この限りでない。
2 市長は、前項ただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ苫小牧市建築審査会の意見を求めなければならない。

(既存建築物に対する制限の緩和)

第5条 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物については、法第3条第2項の規定により引き続き前条第1項の規定の適用を受けない期間の始期（以下「基準時」という。）を基準として、次の各号に定める範囲内において増築し、改築し、又はその用途を変更することができる。
(1) 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項から第9項まで及び法第53条の規定に適合すること。
(2) 増築後の床面積の合計が基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
(3) 増築又は用途変更後の前条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(許可の取消し)

第6条 市長は、第4条第1項ただし書の規定による許可が虚偽の申請その他不正の行為により受けたものであるときは、当該許可を取り消すことができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
(1) 第4条第1項又は第5条の規定に違反して建築物を建築した場合における当該建築物の建築主
(2) 第4条第1項又は第5条の規定に違反して建築物の用途を変更した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日（平成3年5月1日）から施行する。
- 2 この条例の規定の運用については、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定による用途地域に関する都市計画の決定に係る告示の日までの間は、改正法第2条の規定による改正後の建築基準法第2条第21号、第48条第6項及び第7項、第52条第1項（第5号を除く。）、第53条第1項（第3号及び第4号を除く。）並びに別表第2の規定は適用せず、改正法第2条の規定による改正前の建築基準法第2条第21号、第48条第6項及び第7項、第52条第1項（第5号を除く。）、第53条第1項（第3号及び第4号を除く。）並びに別表第2の規定によるものとする。

附 則（平成 4 年 3 月 31 日条例第 8 号改正）

この条例は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 6 月 29 日条例第 14 号改正）

この条例は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 30 日条例第 10 号改正）

この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）の施行の日（平成 5 年 6 月 25 日）から施行する。

附 則（平成 6 年 10 月 11 日条例第 27 号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 16 日条例第 9 号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年 12 月 16 日条例第 37 号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年 12 月 21 日条例第 26 号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年 12 月 28 日条例第 21 号改正抄）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 12 月 28 日条例第 29 号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日条例第 11 号改正）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 24 日条例第 14 号改正）

この条例は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 29 日条例第 58 号改正抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、交付の日から施行する。ただし、第 1 条及び第 2 条の規定並びに第 3 条中苫小牧市地区計画区域内建築物の制限に関する条例第 14 条の改正規定並びに次項の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 4 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 3 月 23 日条例第 8 号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 20 日条例第 12 号改正）

この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

特別工業地区の種別	建築してはならない建築物の用途
第1種特別工業地区	(1) 住宅（工場、倉庫その他これらに類するものと同一敷地内にあるこれらの管理人のための住宅で、その住宅部分の延べ面積が当該同一敷地内の建築物の延べ面積の合計の2分の1以下であり、かつ、120平方メートル以下であるものを除く。） (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの（住宅部分の延べ面積が当該建築物の延べ面積の2分の1以下であり、かつ、120平方メートル以下であるものを除く。） (3) 共同住宅、長屋、下宿又は寄宿舍（当該特別工業地区内に設置する事業場（以下「地区内事業場」という。）の従業者のための寄宿舍を除く。） (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（地区内事業場の従業者のための保育所を除く。） (5) 畜舎 (6) 図書館、博物館その他これらに類するもの (7) 法別表第2(を)項に掲げるもの (8) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの（地区内事業場の従業者のためのものを除く。） (9) 次に掲げる事業を営む工場 ア 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白 イ 骨炭その他動物質炭の製造 ウ 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造 エ 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白 オ 骨、角、牙、ひづめ又は貝殻の引割又は乾燥研磨
第2種特別工業地区	(1) 第1種特別工業地区の項第1号から第8号までに掲げるもの (2) 自動車教習所 (3) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 次に掲げる業種（日本標準産業分類（昭和59年行政管理庁告示第2号）による業種を言う。）に係る工場以外の工場 ア 食料品製造業 イ 清涼飲料製造業、酒類製造業及び茶・コーヒー製造業 ウ 衣服・その他の繊維製品製造業 エ 家具・装備品製造業 オ 医薬品製造業 カ 電気機械器具製造業 キ 精密機械器具製造業 ク 貴金属製品製造業（宝石加工を含む。）、楽器・レコード製造業、玩具・運動競技用具製造業及び装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く。） ケ アからクまでに掲げるもののほか、当該特別工業地区の環境を害するおそれがないと認められるもの
第3種特別工業地区	(1) 第1種特別工業地区の項第1号及び第2号並びに第2種特別工業地区の項第4号に掲げるもの (2) 共同住宅、長屋、下宿又は寄宿舍（当該特別工業地区を含む規則で定める区域内に設置する事業場（以下「区域内事業場」という。）の従業者のための寄宿舍を除く。） (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（区域内事業場の従業者のための保育所を除く。） (4) 図書館、博物館その他これらに類するもの（区域内事業場の従業者のためのものを除く。） (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの（区域内事業場の従業者のためのものを除く。） (6) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設（区域内事業場の従業者のためのものを除く。）

○ 苫小牧港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（平成 14 年条例第 6 号）

苫小牧港の臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例（昭和 40 年条例第 15 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号。以下「法」という。）第 40 条の規定に基づき、苫小牧港の臨港地区内の分区における建築物その他の構築物（以下「構築物」という。）の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

（禁止構築物）

第 2 条 法第 40 条第 1 項に規定する条例で定める構築物は、別表の中欄に掲げる分区の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める構築物以外の構築物とする。ただし、管理者が公益上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。

（委任）

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

（罰則）

第 4 条 法第 40 条第 1 項の規定に違反した者は、30 万円以下の罰金に処する。

附 則

- 1 この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に建設中の構築物は、既に存する構築物とみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 2 月 25 日条例第 4 号改正）

この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

1	商港区	(1) 法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設（危険物置場、貯油施設及びセメントサイロを除く。） (2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業、貿易関連業その他管理者が指定する事業を行う者の事務所 (3) 荷さばき施設又は保管施設に付属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの附帯施設 (4) 港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための会議場施設、展示施設、研修施設その他の共同利用施設 (5) 港湾の利用の高度化を図るための情報処理施設、電気通信施設その他管理者が指定するこれらに類する施設 (6) 港湾の流通機能の高度化を図るためのトラックターミナル、卸売市場その他の流通業務施設 (7) 港湾関係者のための休泊所、診療所その他管理者が指定する福利厚生施設 (8) 税関、開発局、運輸局、海上保安部、警察署、入国管理事務所、検疫所、消防署その他管理者が指定する官公署の事務所 (9) 港湾の旅客又は貨物に関連する事業者の利便の用に供するための銀行の支店、保険業の店舗、旅館、ホテル、日用品の販売を主たる目的とする店舗、船用品販売店、飲食店、ガソリンスタンドその他管理者が指定する便益施設
2	特殊物資港区	(1) 法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設（食糧サイロを除く。） (2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業その他管理者が指定する事業を行う者の事務所 (3) 開発局、運輸局、海上保安部、警察署、消防署その他管理者が指定する官公署の事務所

3	工業港区	(1) 法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設 (2) 原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場並びにこれらの事業の用に供する情報処理施設及び電気通信施設並びにこれらの附帯施設 (3) 前号の工場に付属する研究施設及びその附帯施設 (4) エネルギー供給施設及び下水処理施設並びにこれらの附帯施設 (5) 前3号の施設に従事する者のための休泊所、診療所その他管理者が指定する福利厚生施設 (6) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業、貿易関連業その他管理者が指定する事業を行う者の事務所 (7) 税関、開発局、運輸局、海上保安部、警察署、消防署その他管理者が指定する官公署の事務所 (8) 第2号から第4号までの施設に従事する者及び第6号の事業に従事する者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗、飲食店その他管理者が指定する便益施設
4	漁港区	(1) 法第2条第5項第2号、第4号、第5号及び第9号から第10号の2までに掲げる港湾施設 (2) 漁船のための係留施設、燃料補給施設、給水施設及び給水施設 (3) 漁船の揚降施設、修理施設及び造船施設並びにこれらの附帯施設 (4) 魚舎、魚干場その他水産物の処理に必要な施設 (5) 冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設 (6) 製氷工場及び冷凍工場その他の水産物加工工場並びにこれらの附帯施設 (7) 水産物の取り扱いを主たる目的とする卸売市場その他水産物の流通のための施設 (8) 網干場、網倉庫その他漁具の補修又は保管に必要な施設 (9) 漁業関係者のための休泊所、診療所その他管理者が指定する福利厚生施設 (10) 漁業その他の水産に関する振興と理解の増進を図るための会議場施設、展示施設、研修施設その他の共同利用施設 (11) 漁業会社、漁業組合その他管理者が指定する団体及び業者の事務所 (12) 警察署、消防署その他管理者が指定する官公署の事務所 (13) 漁業関係者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗、飲食店その他管理者が指定する便益施設 (14) 水産物の販売等を主たる目的とする店舗で管理者が指定するもの
5	保安港区	(1) 法第2条第5項第2号から第6号まで及び第8号の2から第10号の2までに掲げる港湾施設 (2) 危険物置場、危険物倉庫及び貯油施設 (3) 消火施設その他の危険防止施設 (4) 給油業者及び危険物を取り扱う業者の事務所 (5) 警察署、消防署その他管理者が指定する官公署の事務所
6	マリーナ港区	(1) 法第2条第5項第2号から第5号まで及び第7号から第10号の2までに掲げる港湾施設 (2) スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート、釣り船、遊覧船等（以下「レクリエーション用船舶」という。）のための用具倉庫及び船舶上下架施設 (3) レクリエーション用船舶の利用者のための集会所、クラブ事務所、スポーツ施設、レクリエーション施設その他管理者が指定する福利厚生施設 (4) 海洋におけるスポーツ及びレクリエーション並びに海事に関する理解の増進を図るための会議場施設、展示施設、研修施設その他の共同利用施設 (5) 船舶燃料補給業、船舶修理業その他管理者が指定する事業を行う者の事務所 (6) 海上保安部、警察署、消防署その他管理者が指定する官公署の事務所 (7) レクリエーション用船舶の利用者の利便の用に供するための旅館、ホテル、店舗、飲食店その他管理者が指定する便益施設

○ 苦小牧市パチンコ店の建築に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パチンコ店の建築に関する指導について必要な事項を定め、パチンコ店の営業の利便とその周辺における良好な生活環境の保全との調和を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パチンコ店 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号に規定するぱちんこ屋の営業を目的とする施設をいう。
- (2) 建築等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築、同条第14号に規定する大規模の修繕若しくは同条第15号に規定する大規模の模様替え又は用途の変更をいう。
- (3) 新築等 全号に規定する建築等のうち、新築又は用途の変更をいう。
- (4) 建築主 パチンコ店の建築に係る工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

(建築主等の責務)

第3条 パチンコ店の建築主、所有者及び管理者（以下「建築主等」という。）は、パチンコ店の建築の計画及び実施並びに営業に当たっては、当該パチンコ店の周辺における良好な生活環境を損なわないよう努めるとともに、周辺住民から建築計画等の説明を求められたときは誠意をもって対応しなければならない。

(建築計画の策定)

第4条 パチンコ店の建築をしようとする建築主は、次の基準に適合するように当該建築等に係る計画（以下「パチンコ店建築計画」という。）を策定しなければならない。

- (1) パチンコ店の新築等の予定地が次のいずれかの土地であること。
 - ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域又は商業地域に所在する土地
 - イ 幅員27メートル以上の幹線道路に接している土地（アの土地を除く。）
- (2) パチンコ店の新築等の予定地が次の区域でないこと。
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の敷地の周囲200メートル以内の区域（前号アに規定する地域のうち、商業地域を除く。）
 - イ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施設並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設（入所させる施設に限る。）の敷地の周囲100メートル以内の区域（前号アに規定する地域を除く。）
- (3) 客の車両による事故及び路上駐車防止その他歩行者等の安全のために次の措置を講じているものであること。
 - ア 駐車場は、パチンコ台数の2分の1以上の数の車両が駐車できる規模とすること。
 - イ 道路から駐車場への出入口は、2箇所以上設けること。
- (4) パチンコ店（その敷地内の広告塔その他の施設を含む。）の形態、意匠等がその周辺の景観や生活環境を著しく損なうものではないこと。

(事前協議)

第5条 パチンコ店の建築をしようとする建築主は、パチンコ店の等建築計画について、当該建築に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項確認の申請書を提出する前に、パチンコ店建築事前協議書（様式1）により市長に協議し、その同意を得なければならない。

(指導)

第6条 市長は、前条の協議に係るパチンコ店建築計画が第4条各号の基準に適合しないと認めるときは、前条の建築主に対し必要な指導を行うものとする。

2 市長は、前項の規定によるほか、パチンコ店の周辺における良好な生活環境の保全との調和を図るため、パチンコ店の建築主等に対して当該パチンコ店の建築等の計画及び実施並びに営業に関し必要な指導を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年1月10日から実施する。
- 2 この要綱の施行の際、既に建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定により提出された確認の申請書に係るパチンコ店の建築等については、第4条から第6条（同条第2項を除く。）までの規定は、適用しない。
- 3 この要綱の施行の際、既に都市計画法第30条第1項の規定により提出された申請書に係るパチンコ店の建築（前項に該当するものは除く。）については、第4条第1項及び第2号の規定は、適用しない。

附 則（平成21年7月14日改正）

この要綱は、平成21年8月1日から実施する。

附 則（令和3年1月25日改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

○ 苦小牧市パチンコ店の建築に関する指導要綱実施細目

（趣旨）

第1条 この細目は、苦小牧市パチンコ店の建築に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この細目における用語の意義は、指導要綱で使用する用語の例による。

- 2 指導要綱第4条第1項第1号イに規定する幹線道路とは道路法（昭和29年1月27日法律第180号）に規定する、国道、道々、市道で幅員27メートル以上の道路をいう。

（指導の内容）

第3条 指導要綱第4条第1項に規定するパチンコ店建築計画の策定は、次の各号によるものとする。

- (1) 指導要綱第4条第1項第2号に規定する周囲200メートル又は周囲100メートル以内の区域であるかどうかについては、当該建築に係る計画の敷地境界線までの距離によること。
- (2) 指導要綱第4条第1項第3号に規定する駐車場は、敷地内に設けるものであること。なお、駐車場の規模は1台当たりの占有面積が11.5平方メートル（5メートル×2.3メートル）以上とすること。ただし、機械式の駐車装置を用いる場合は、駐車場法（昭和32年法律第106号）の規定による構造とすること。
- (3) 指導要綱第4条第1項第4号に規定する形態、意匠等については、周辺との景観などに配慮するよう建築計画を策定しなければならない。

（建築計画書の記入及び添付図書）

第4条 要綱第5条に規定する「パチンコ店建築事前協議書」の添付図書のうち、写真、附近見取図、配置図、屋外広告物関係図は、それぞれ次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 写真の大きさは、サービス判以上として、東、西、南、北の各方向より撮影し近隣周辺との関係が理解できるものとする。
- (2) 附近見取図は、第3条第1項第1号及び第2号の内容が理解できるように明示すること。
- (3) 配置図の縮尺は原則200分の1とし、駐車場等の配置及び出入り口を明示すること。

（建築計画中止の報告）

第5条 建築主等は、要綱第5条に規定する事前協議書により同意を得た建築計画を中止した場合は、その旨をパチンコ店建築計画中止報告書（別記様式）により、苦小牧市長に提出しなければならない。

附 則

この実施細目は、令和3年9月17日から実施する。

○ 都市計画の提案制度について

《都市計画の提案制度とは》

近年、まちづくりへの関心が高まる中で、まちづくり協議会などの地域の方々が主体となったまちづくりに関する取り組みが多く行われるようになっていきます。こうした動きを踏まえて、地域のまちづくりに対する取り組みを今後の都市計画に積極的に取り込んでいくため、土地所有者やまちづくり NPO 法人などにおいて北海道や市町村に都市計画の提案ができるようになりました。

なお、苫小牧市では提案を受けた場合、都市計画に関する法令上の基準やまちづくりの方針、提案された土地の状況などを総合的に勘案して、都市計画の決定をする必要があるか否かの判断をします。

《提案の要件は》

- ① 0.5ha (5,000m²) 以上の一団の土地の区域であること
- ② 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の都市計画に関する法令上の基準に適合していること
- ③ 土地所有者等の 2/3 以上の同意（人数及び面積）を得ていること

※ 以上の要件を満たす必要があります。

《提案できる都市計画の種類は》

提案できる都市計画の種類は限定していません。但し、都市計画の中で「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「都市再開発方針等」は、都市計画の提案の指針となるべきものであることから、この制度の対象とはなりません。また都市計画の種類によっては、北海道が決定するもの、苫小牧市が決定するものがあり、提案はそれぞれに提出することになります。例えば、区域区分（線引き）など北海道が決定する都市計画は、北海道に提案することになります。

《提案できるのは誰》

これらの提案要件を満たした上で提案できるのは、提案する区域内の土地所有者や借地権者、まちづくり NPO 法人や一定の要件を満たす開発事業者等のまちづくりの推進に関し、経験と知識を有するものとして政令により定められた団体等となっています。

《事前相談について》

苫小牧市では、都市計画制度や提案制度を市民の皆様にご理解して頂き、手続きを円滑に進めるため事前相談を行っていますので、相談票にご記入の上、ご相談されることをお願い致します。

《相談窓口について》

[本制度に関する相談窓口]

苫小牧市 総合政策部 まちづくり推進室 まちづくり推進課（市役所 8 階）
〒053-8722 苫小牧市旭町 4 丁目 5 番 6 号
TEL : (0144) 32-6054（直通）
FAX : (0144) 34-7717
Email : matidukuri@city.tomakomai.hokkaido.jp

苫小牧市の都市計画

発行 令和7年7月

苫小牧市総合政策部まちづくり推進室まちづくり推進課

〒053-8722

苫小牧市旭町4丁目5番6号

TEL 0144-32-6054

FAX 0144-34-7717

<https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/>